第２部　到達目標

１　木造住宅密集地域（整備地域）の不燃領域率 70%、主要な都市計画道路（整備地域）の整備率 100%

木造住宅密集地域のうち、特に甚大な被害が想定される整備地域（約 7,000ha）を対象に重点的・集中的な取組を実施することにより、平成 32 年度までに不燃領域率を 70%にし、市街地の不燃化を促進する。

また、整備地域において、市街地の延焼を遮断する主要な都市計画道路の整備率を、平成 32 年度までに 100%にする。

２　防災上重要な公共建築物及び緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化 100%

災害時の避難所、被害情報の収集や被害対策指示等の応急活動の拠点となる防災上重要な公共建築物の耐震化を、平成 27 年度までに 100%完了する。

また、地震発生時の広域的な避難や救急・消火活動に資する、緊急輸送道路の沿道建築物について、重点的に耐震化を推進することにより、平成 27 年度までに耐震化を 100%完了する。

- 社会福祉施設等（主に災害時要援護者が利用する入所施設）、保育所 100%（平成 32 年度）
- 災害拠点病院　100%（平成 27 年度）
- 都営住宅　90%（平成 27 年度）、100%（平成 32 年度）
- 住宅　90%（平成 27 年度）、95%（平成 32 年度）
- 民間特定建築物　90%（平成 27 年度）、95%（平成 32 年度）
- 家具類の転倒・落下・移動防止実施率　60%（平成 27 年度）

３　液状化予測図の見直し及び民間建築物等への指導

平成 24 年度中に見直しを行った液状化予測図によって、一般都民等への防災意識の啓発や情報提供を行うとともに、「液状化による建物被害に備えるための手引き」によって、建築確認申請の審査における指導強化を図る。

４　消防水利不足地域の解消

消防水利不足地域が解消され、震災時の火災による被害を抑制する。

分野別事業の体系

第2部　安全な都市づくりの実現

- **第１章　安全に暮らせる都市づくり**
  - 第１節 地域特性に応じた防災都市づくり
    - (1) 木造住宅密集地域の不燃化
      - 不燃化特区の取組（木密地域不燃化10年プロジェクト）
      - 木密地域における特定整備路線の整備推進（木密地域不燃化10年プロジェクト）
      - 木造住宅密集地域整備事業
      - 都市防災不燃化促進事業
    - (2) 市街地再開発事業
      - 防災市街地再開発事業
      - 都市施設整備再開発事業
      - 組合施行等市街地再開発事業
    - (3) 土地区画整理事業
      - 都市改造土地区画整理事業
      - 組合施行等土地区画整理事業
      - 臨海部開発事業
    - (4) その他の防災まちづくり事業
      - 住宅市街地総合整備事業〔拠点開発型〕
      - 道路整備と一体的に進める沿道まちづくり
      - 都市再生ステップアップ・プロジェクトの推進
      - 高度防災都市づくりに向けた大街区化の促進
      - 防災機能を有する既存施設の維持管理・更新（白鬚東防災拠点）
    - (5) 都市空間の確保
      - 都市公園の整備
      - 都立公園の防災機能の強化充実
      - 海の森公園等の海上公園の整備
      - 農業・農地を活かしたまちづくり
      - 街路樹防災機能の強化
  - 第２節 高層建築物の安全対策
    - 高層建築物の構造上の安全対策
    - 高層建築物等の防火安全対策
  - 第３節 がけ・よう壁、ブロック塀等の崩壊及び地すべり、山地災害等の防止
    - 宅地耐震化推進事業
    - ブロック塀等の安全化指導
    - 土石流対策事業
    - 地すべり防止施設の整備
    - 急傾斜地崩壊対策事業
    - ソフト・ハードの連携による土砂災害対策の推進
    - 治山施設（落石防護施設）の安全対策
- **第２章　建築物の耐震化及び安全対策の促進**
  - 第１節 建築物の耐震化の促進
    - (1) 公共建築物等の耐震化
      - 都立建築物の耐震化
      - 都営住宅等の耐震化
      - 耐震マーク表示制度（(4)再掲）

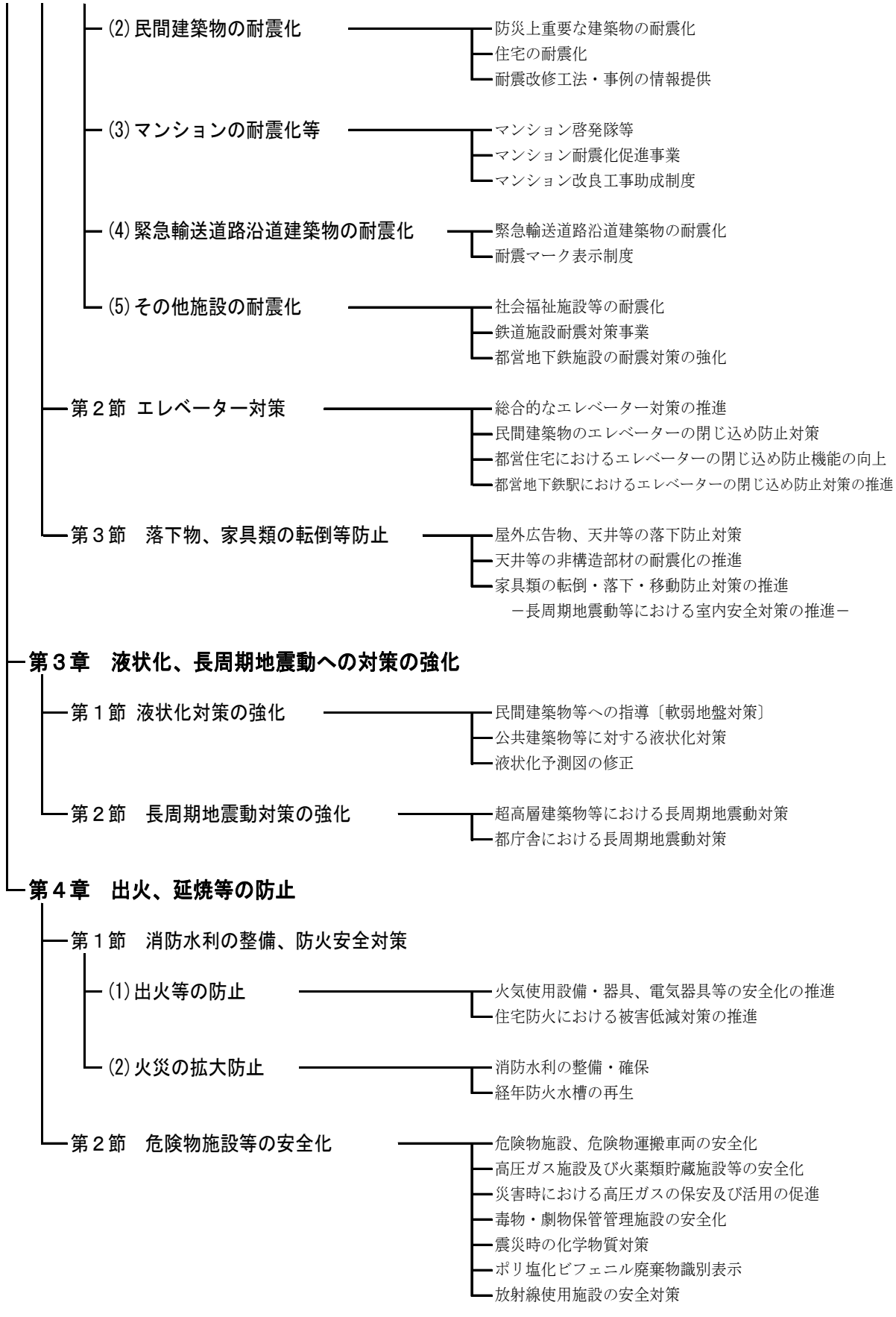
(2) 民間建築物の耐震化
防災上重要な建築物の耐震化
住宅の耐震化
耐震改修工法・事例の情報提供
(3) マンションの耐震化等
マンション啓発隊等
マンション耐震化促進事業
マンション改良工事助成制度
(4) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化
耐震マーク表示制度
(5) その他施設の耐震化
社会福祉施設等の耐震化
鉄道施設耐震対策事業
都営地下鉄施設の耐震対策の強化
第２節 エレベーター対策
総合的なエレベーター対策の推進
民間建築物のエレベーターの閉じ込め防止対策
都営住宅におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上
都営地下鉄駅におけるエレベーターの閉じ込め防止対策の推進
第３節　落下物、家具類の転倒等防止
屋外広告物、天井等の落下防止対策
天井等の非構造部材の耐震化の推進
家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進
－長周期地震動等における室内安全対策の推進－
第３章　液状化、長周期地震動への対策の強化
第１節 液状化対策の強化
民間建築物等への指導〔軟弱地盤対策〕
公共建築物等に対する液状化対策
液状化予測図の修正
第２節　長周期地震動対策の強化
超高層建築物等における長周期地震動対策
都庁舎における長周期地震動対策
第４章　出火、延焼等の防止
第１節　消防水利の整備、防火安全対策
(1) 出火等の防止
火気使用設備・器具、電気器具等の安全化の推進
住宅防火における被害低減対策の推進
(2) 火災の拡大防止
消防水利の整備・確保
経年防火水槽の再生
第２節　危険物施設等の安全化
危険物施設、危険物運搬車両の安全化
高圧ガス施設及び火薬類貯蔵施設等の安全化
災害時における高圧ガスの保安及び活用の促進
毒物・劇物保管管理施設の安全化
震災時の化学物質対策
ポリ塩化ビフェニル廃棄物識別表示
放射線使用施設の安全対策

新規

不燃化特区の取組（木密地域不燃化 10 年プロジェクト）

（都市整備局・主税局）

平成 25 年度事業費
1,929 百万円

首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木密地域の改善を一段と加速することが必要であるため、10 年間の重点的・集中的な取組により、木密地域を燃え広がらない・燃えないまちにすることを目標としている。

(1)　不燃化特区制度：市街地の不燃化を促進するため、従来よりも踏み込んだ取組を行う区に対して、特別の支援を行う新たな制度の構築・推進

(2)　地域における防災まちづくりの気運醸成

現在の状況（平成 24 年度末）

（不燃化特区）

○　平成 24 年度に、12 の不燃化特区・先行実施地区を選定、先行実施地区の取組等を踏まえ、特区の制度構築を行った。

（意識啓発）

○　平成 24 年度に、都庁集会（講演会）、10 地区で地域密着型集会を開催

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　整備地域の中で、特に重点的・集中的に改善を図るべき地区を指定し、東京都と区が連携して不燃化を強力に推進

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	不燃化特区		先行実施地区の選定、制度構築	12 地区（先行実施地区）	不燃化特区を 50 地区程度へ拡大 →	

特記事項

○　平成 32 年度までに、整備地域において、市街地の不燃化により延焼による焼失ゼロ（不燃領域率 70%）を実現する。

事業内容・事業効果

【事業内容】

○　不燃化特区制度

防災上の危険性が特に高いにもかかわらず、不燃領域率向上や延焼遮断帯形成率の進捗率が低く、改善が進んでいない地区において、従来よりも踏み込んだ取組を行う区に対して、東京都が不燃化のための特別の支援（専門家派遣や税制優遇など）を行い、不燃化を推進する。

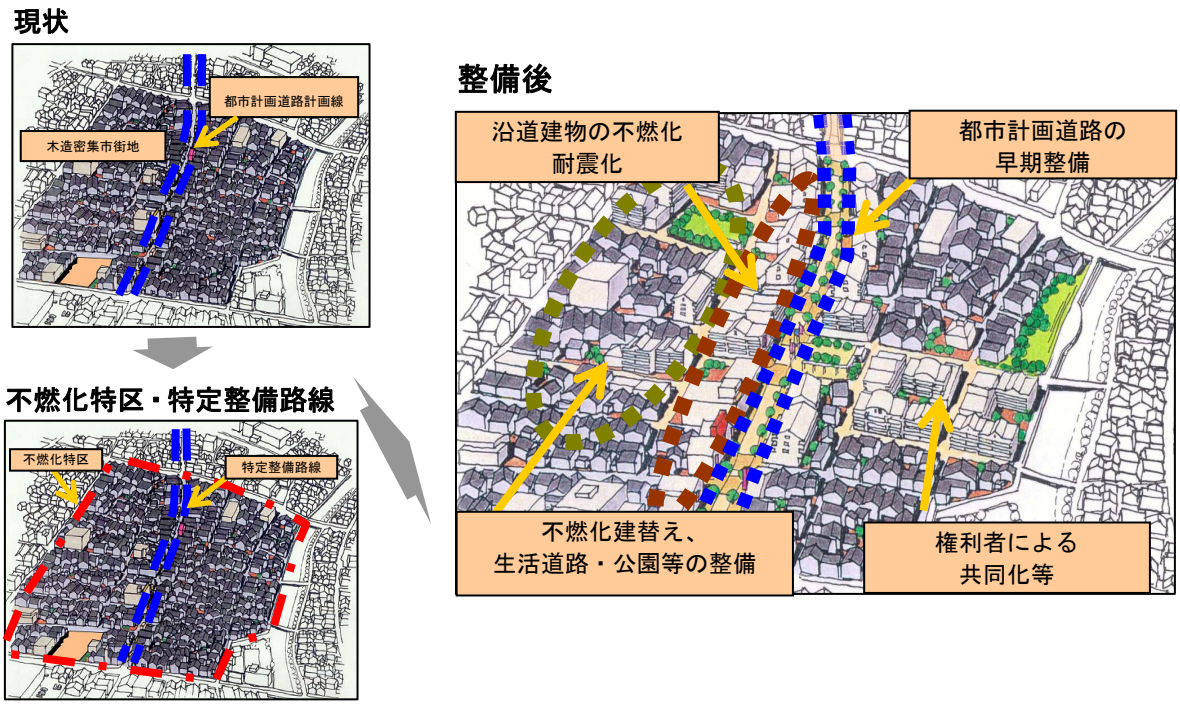

○　都民向け意識啓発活動

木造住宅密集地域に居住する都民の危機意識と木造住宅密集地域早期解消の気運醸成へ向け、地域を絞り込んで意識啓発活動を実施する。

【事業効果】

○　不燃化特区制度

整備地域・重点整備地域の整備目標である不燃領域率 70%（延焼による市街地の焼失率がほぼ０となる水準）を５年前倒しで達成する。

○　都民向け意識啓発活動

・　木造住宅密集地域に居住する住民の危機意識を地域を絞り込んで醸成することで、まちの防災機運が高まっていく。

・　地元の防災機運の高まりを受けて、防災都市づくりの各種事業がスピードアップして展開することで、延焼遮断帯の整備、建築物の耐震化・不燃化が更に進み、木造住宅密集地域の課題解消が図られる。

新規

木密地域における特定整備路線の整備推進（木密地域不燃化 10 年プロジェクト）（建設局・都市整備局）

平成 25 年度事業費
7,885 百万円

「防災都市づくり推進計画」の整備地域（7,000ha）の防災性を向上する東京都施行の都市計画道路（特定整備路線）を、平成 32 年度までに 100%整備する。

現在の状況

○　平成 24 年１月、「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」実施方針の策定
○　平成 24 年６月・10 月、災害時における延焼遮断等に大きな整備効果が見込まれる都市計画道路 28 区間、延長約 26km を特定整備路線に選定
○　平成 24 年 12 月、特定整備路線整備を加速するための特別支援策の骨子案を公表
○　「特定整備路線」の設計・測量・事業説明会等に順次着手

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　特定整備路線について基礎調査や測量等が概ね完了し、全路線で事業に着手している。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	特定整備路線の整備推進	実施方針の策定	特定整備路線 28 区間、約 26km を選定 事業認可取得（放射第 32 号線）	設計・測量等 →		
				用地取得、街路築造工事 →		

特記事項

○　平成 32 年度までに特定整備路線を 100%整備する。

事業内容・事業効果

【事業内容】

○　「防災都市づくり推進計画」の整備地域（7,000ha）における延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路を 100％整備
○　特定整備路線の整備に伴う従前居住者の円滑な住み替えや生活再建を支援するため、関係権利者の不安の解消や移転先確保に関するサポート、移転資金貸付事業における優遇措置など特別の支援策を実施する。

特定整備路線（候補区間）28 区間、延長約 26km

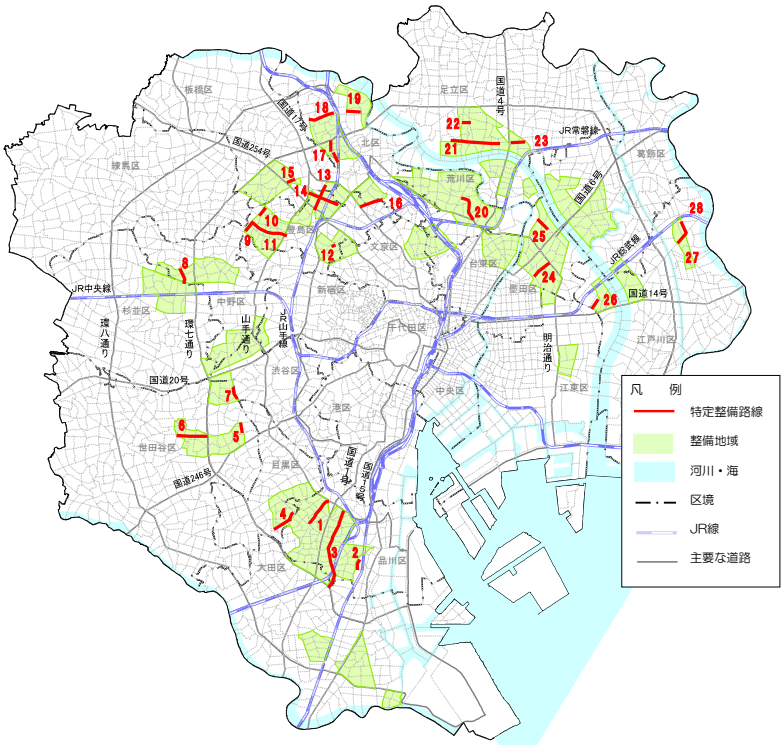

○図示した区間は、いずれも都道など既設の道路と接続し、道路ネットワークを形成します。
○特定整備路線と合わせて整備が必要な隣接する区間も含め、事業を行う場合があります。

【事業効果】

○　道路整備により、沿道建築物の再建・不燃化が促進され、木造住宅密集地域における延焼遮断帯を形成する。
○　消防活動等の救援・救護活動の空間、安全な避難経路が確保され、地域の防災性が向上する。
○　災害時の復旧・復興に不可欠な交通・物流ネットワークを確保する。

特定整備路線の整備イメージ

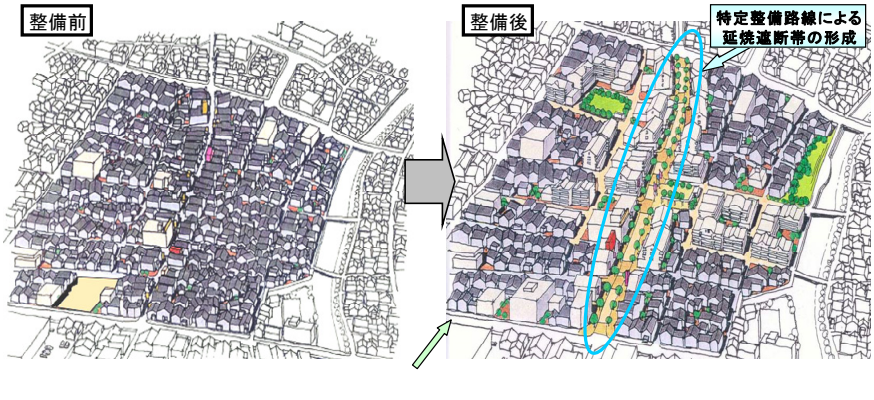

木造住宅密集地域整備事業（都市整備局）

平成 25 年度事業費
2,470 百万円

老朽化した木造住宅が密集し、かつ、公共施設等の整備が不十分な地域において、老朽建築物等の建替えを促進するとともに道路・公園等を整備し、防災性の向上と居住環境の整備を総合的に行うことを目的としている。事業主体である区市町村に対して、東京都は助成等により支援をしている。

現在の状況（平成 24 年度末）

○　重点整備地域等において、46 地区約 2,050ha で、木造住宅密集地域の整備を実施

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　平成27 年度までに、防災都市づくり推進計画に定める重点整備地域において、不燃領域率65%（加重平均）を達成する。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	事業量	47 地区 （うち新規０） 約 2,100ha 重点整備地域における不燃領域率 55.7%（H18）	46 地区 （うち新規０） 約 2,050ha	47 地区 （うち新規１） 約 2,060ha		重点整備地域における不燃領域率 65%
	事業量累計	77 地区 約 3,400ha				

特記事項

○　平成32年度までに、防災都市づくり推進計画に定める整備地域において、不燃領域率70%（加重平均）を達成する。

事業内容・事業効果

○　老朽化した木造住宅等が密集し、かつ、公共施設等の整備が不十分な地域において、老朽建築物等の建替えを促進するとともに道路・公園等を整備し、防災性の向上と居住環境の整備を総合的に行うことを目的としている。

事業主体である区市町村に対して、東京都は助成等により支援している。

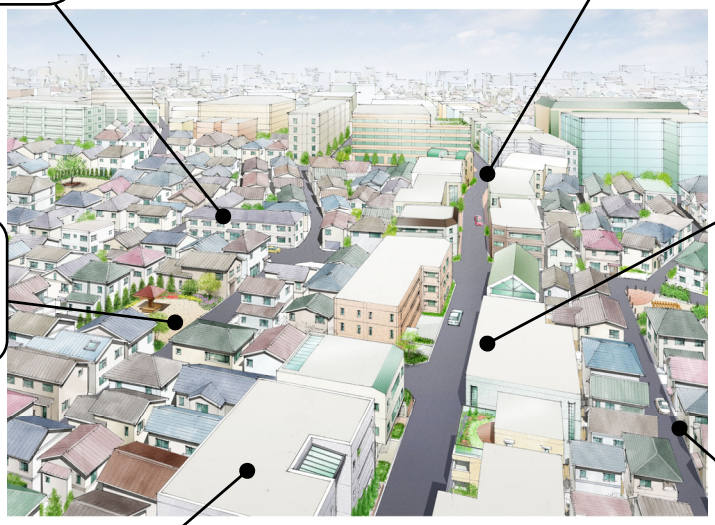

老朽建築物の共同建替えの支援（除却費･設計費･工事費の一部を助成）
- ○不燃化の促進
- ○居住環境の向上

主要生活道路の整備（道路の拡幅や電線地中化）
- ○消防活動困難区域の解消
- ○災害時の避難路確保

公園整備（+耐震性貯水槽等の設置）
- ○防災活動拠点の確保
- ○火災の延焼防止
- ○居住環境の向上

主要生活道路沿道等での建替え支援（除却費･設計費･工事費の一部を助成）
- ○不燃化の促進
- ○延焼防止効果の向上

細街路の整備
- ○消防活動困難区域の解消
- ○行き止まりの解消

コミュニティ住宅の整備
- 公共施設整備や建替えに伴い住宅に困窮する地区住民の居住継続の実現

※このほか、まちづくりニュース等の発行、まちづくり協議会への支援、建替えに関する計画や建設資金等の相談のためのコンサルタント派遣、公的資金による住宅への入居あっせん等も行っている。

○　木造住宅密集地域整備事業により主要生活道路・公園などの公共施設整備や老朽建築物の不燃化・共同化を進めるとともに、東京都建築安全条例に基づく防火規制や地区計画等による規制・誘導策を重層的に実施することにより、安全・安心な市街地の形成を目指す。

都市防災不燃化促進事業（都市整備局）

平成 25 年度事業費
125 百万円（都補助）

避難地、避難路等の周辺において、建築物の不燃化を促進することにより、大規模な地震等に伴い発生する火災に対して、都民の避難の安全性の確保と市街地における延焼拡大の防止を図ることを目的とする。事業主体である区に対して、東京都は助成等により支援を行う。

現在の状況

○　24 地区において事業を実施（うち東京都費対象は、24 地区）

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　平成 27 年度までに、都市計画道路である骨格防災軸の形成率を 95%にする。
○　平成 27 年度までに、防災都市づくり推進計画における重点整備地域内の延焼遮断帯形成率を 65%（各重点整備地域の加重平均）にする。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標		平成 18 年度における 骨格防災軸形成率：91% 延焼遮断帯形成率：53%				平成 27 年度における 骨格防災軸形成率：95% 延焼遮断帯形成率：65%
	事業量全体（うち、都費補助地区）	23 地区 (23 地区) 1 地区完了	24 地区 (24 地区) 1 地区新規着手	19 地区 (19 地区) 4 地区完了	21 地区 (21 地区) 2 地区新規着手	24 地区 (24 地区) 3 地区新規着手
	事業量累計（うち完了地区）	(事業開始時より) 90 地区 (68 地区)	91 地区 (68 地区)	91 地区 (72 地区)	93 地区 (72 地区)	96 地区 (72 地区)

事業効果

○　建物不燃化と同時に耐震化も促進する。
○　不燃化促進事業を導入することにより、おおむね 10 年間で 70%以上の部分に耐火建築物又は準耐火建築物が建築され、地区の不燃化が向上し、住民の避難の安全性の確保と延焼拡大の防止が図られる。

事業内容

防災上重要な避難地・避難路等の周辺を不燃化促進区域に指定し、この区域で耐火建築物又は準耐火建築物を建築する者に対し建築費用の一部を助成することにより、建築物の不燃化を推進し、延焼遮断帯の形成や安全な避難地、避難路の確保を図る。

●事業主体は特別区（東京都は区に対し補助）
●事業期間は原則 10 年間

【不燃化促進区域の要件】
・建築物の構造を規制する地域・地区等が定められていること
（防火地域、特定防災街区整備地区、地区計画等）
・高さの最低限度を規制する都市計画が定められていること
（最低限高度地区、特定防災街区整備地区、地区計画等）
・おおむね 1.5ha 以上の一団の土地の区域

【補助対象要件】
・耐火建築物又は準耐火建築物
・2階建て以上の建物
・宅建業者が販売目的で建築するものでないこと
・個人（事業を営む者を除く。）、中小企業者が建築する建物

※要件等は、平成 24 年度現在の要綱等に基づく内容

【助成費について】
〔建築助成費〕
助成対象建築物の地上１階から3階までの床面積に応じた助成

〔住宅型不燃建築物助成費〕
4階建以上の助成対象建築物で、一定の要件を満たす共同住宅（自己用又は賃貸住宅）に対し、床面積に応じた割増し助成

〔仮住居助成費〕
建替え後の建築物に引き続き居住する建築主に対し、仮住居等にかかる費用の一部を助成

不燃化促進事業のイメージ

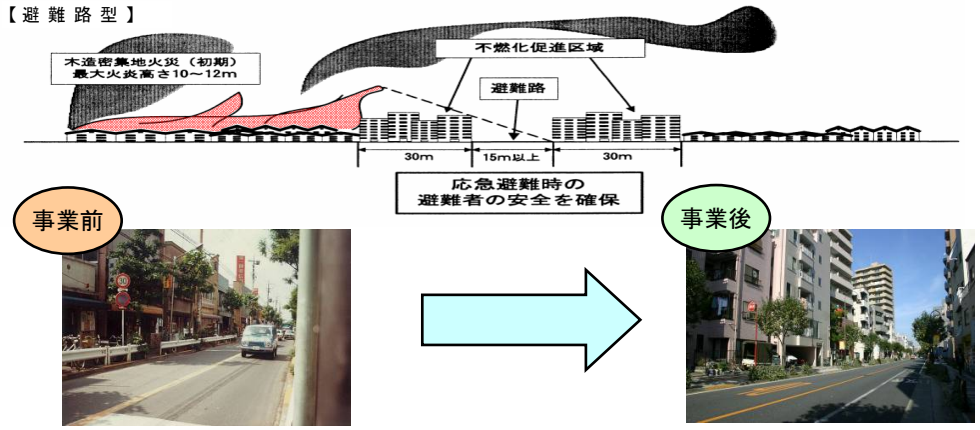

防災市街地再開発事業（都市整備局）

平成 25 年度事業費
62 百万円

木造建物が無秩序に密集し、道路が狭隘で、住宅や商工業が混在した地域において、建築物の不燃化、土地の高度化を図るとともに、震災時には避難場所となる大規模公園等の公共施設を一体的に整備する。

現在の状況（平成 24 年度末）

○　施設建築物 118 棟のうち 116 棟を整備

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　残り２棟の施設建築物を整備する。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	公共施設の整備	累計 公園 27.3ha 街路 14.4km	→	→		
	施設建築物の整備	累計 115 棟 62 街区	施設建築物 １棟 累計 116 棟　63 街区	施設建築物 ２棟 累計 118 棟　65 街区		

事業内容・事業効果

【事業内容】

○　災害時の避難広場（大規模公園）と周辺市街地との一体的な整備により、良好な環境の市街地を形成するとともに、地域の耐震性や防災性の向上を図る。

〔事業地区〕
・亀戸・大島・小松川地区

【事業効果】

○　木造住宅密集地域が解消→不燃化率 100%（整備済み）される。

○　公共施設が整備される。→公園 27.3ha（整備済み）
（累計）　　街路 14.4km（整備済み）

○　施設建築物が整備される。→　118 棟 65 街区
（累計）

＜参考＞
・　白鬚西地区（平成 21 年度末事業完了）

亀戸・大島・小松川地区　航空写真

都市施設整備再開発事業（都市整備局）

平成 25 年度事業費
37,386 百万円

道路等が未整備な既成市街地において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新により、地域の防災性や生活環境の向上を図るため、道路等の重要な都市施設と周辺市街地を一体的に整備する。

現在の状況（平成 24 年度末）

○　施設建築物 10 棟を整備

北新宿地区	６棟整備
環状第二号線新橋虎ノ門地区	２棟整備
大橋地区	２棟整備

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　大橋地区は平成 24 年度、北新宿地区及び環状第二号線新橋・虎ノ門地区は平成 26 年度の事業完了を目途に公共施設や施設建築物を整備する。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	幹線道路の整備	累計延長 0.35km	→	幹線道路 1.57km 累計延長 1.92km	→	
	施設建築物の整備	施設建築物４棟 累計９棟	施設建築物１棟 累計 10 棟	施設建築物１棟 累計 11 棟	施設建築物４棟 累計 15 棟	

事業内容・事業効果

【事業内容】

○　重要な都市施設（放射第６号線、環状第二号線、大橋ジャンクション）と周辺市街地を一体的に整備することにより、魅力的でにぎわいのあるまちを創出するとともに、地域の耐震性や防災性の向上を図る。

〔事業地区〕北新宿地区、環状第二号線新橋・虎ノ門地区、大橋地区

北新宿地区再開発事業イメージ図

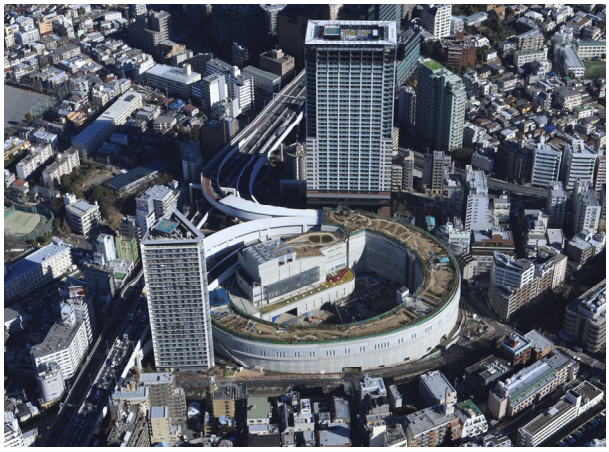

大橋地区再開発事業　航空写真

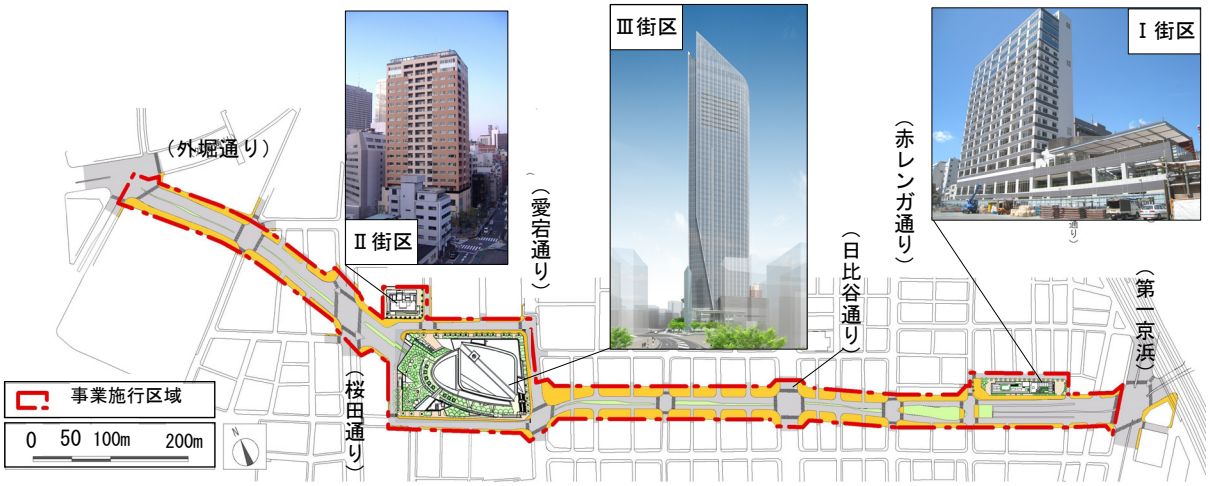

環状第二号線新橋・虎ノ門地区再開発事業イメージ図

【事業効果】

○　木造住宅密集地域が解消される。　→　不燃化率 100%

○　公共施設が整備される。（累計）→　放射第６号線　　約　350m（北新宿地区）
（幹線道路）　　環状第二号線他　約 1,570m（環状第二号線新橋・虎ノ門地区）

○　施設建築物が整備される。（累計）→　９棟（北新宿地区）
４棟（環状第二号線新橋・虎ノ門地区）
２棟（大橋地区）

組合施行等市街地再開発事業（都市整備局）

平成 25 年度事業費
2,290 百万円

民間の活力を活用し、地域特性に応じた道路・公園等の公共施設整備・改善、防災等に優れた良好で質の高い建物の供給を図り、身近な地域の都市再生を推進する。

現在の状況（平成 24 年度末）

○　組合施行等の市街地再開発事業について 35 地区完了

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　平成 27 年までに、組合施行等の市街地再開発事業を 60 地区完了させる。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	市街地再開発事業の実施【完了地区】	4 地区 累計　29 地区	6 地区 累計　35 地区	2 地区 累計　37 地区	12 地区 累計　49 地区	11 地区 累計　60 地区
	市街地再開発事業の実施【新規地区】	9 地区	9 地区			

事業内容・事業効果

【事業内容・事業効果】

○　道路等の公共施設が不足し低層の木造建築物が密集するなど、土地の利用状況が不健全な地区において、公共施設整備と合わせ、地区内の建築物の共同化や不燃化、オープンスペースの整備を図る事業である。事業の施行者は、地権者等で構成する再開発組合等で、道路等の公共施設整備や施設建築物の整備費の一部に国、東京都、区市の補助等が実施される。

都市改造土地区画整理事業（都市整備局）

平成 25 年度事業費
20,292 百万円

市街地整備に有効な手法である土地区画整理事業により、道路・公園等の都市基盤整備を行うとともに、移転に伴う建物の建替えで、良好な生活環境の確保と防災性の向上を図る。

現在の状況（平成 24 年度末）

○　施行７地区において、合計 164ha（道路延長 51km、公園面積 4.3ha）の面的整備を完了
○　地区内権利者の理解と協力を得ながら、計画通りの事業完了を目指して着実に事業を推進中

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　施行７地区において、合計 197ha（道路延長 61km、公園面積 5.2ha）の面的整備を完了させる。もって、当該地区の防災化、不燃化を促進する。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	整備面積 （累計面積）	12ha （153ha）	11ha （164ha）	11ha （175ha）	11ha （186ha）	11ha （197ha）

特記事項

○　平成 29 年度を目途に、施行７地区において、合計 220ha（道路延長 67km、公園面積 5.8ha）の面的整備を完了させる。

事業効果

○　道路や公園等の都市基盤整備を行い、都市機能の更新や防災性の向上を図る。
○　移転に伴う建物の建替えによる耐震化、不燃化を促進するとともに、道路等の整備に伴うバリアフリー化を推進し、避難路の安全性の向上を図る。
○　道路、公園等の公共施設を面的に整備することにより、整然とした安全な街並みを形成する。

事業内容

○　土地区画整理事業は、都市計画区域内の土地について、土地に関する権利関係をそのままにしながら「土地の区画形質の変更」を行うことで、(ｱ)公共施設の整備改善と、(ｲ)宅地の利用増進という２つの目的を同時に達成しようとする事業である。

○　土地区画整理事業は、整備すべき公共施設用地を「買収」ではなく、「換地と減歩」という土地区画整理事業独特の手法により創出するところに特徴がある。

○　土地区画整理事業の対象は、街路事業のような線的な範囲ではなく、一定の広がりを持った面的な範囲であり、都市計画道路の他、身近な生活道路や公園等を総合的に整備するとともに、公共施設と一体的に宅地の整備を行うことにより土地利用価値を高めるものである。

土地区画整理事業イメージ

〈施行前〉　　〈施行後〉

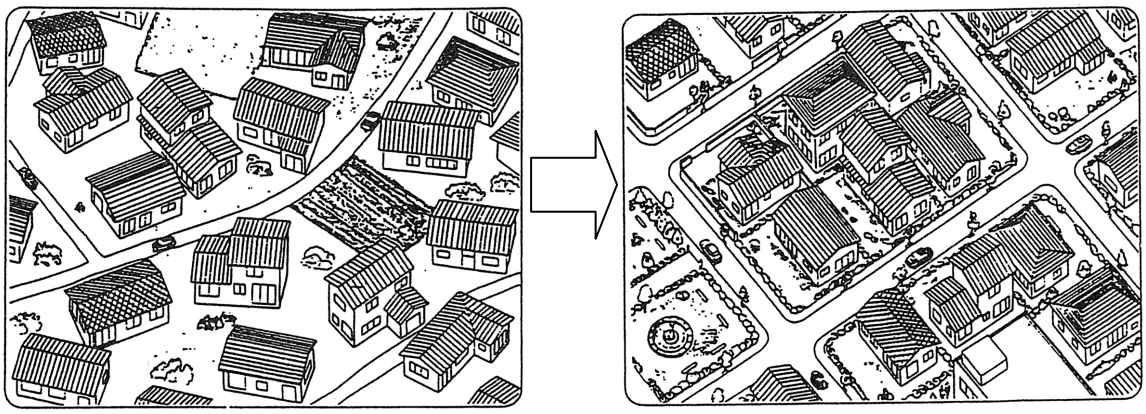

＜参考＞

施行地区一覧

- 花畑北部地区
- 六町地区
- 田端地区
- 秋葉原地区
- 汐留地区
- 瑞江駅西部地区
- 篠崎駅東部地区

組合施行等土地区画整理事業（都市整備局）

平成 25 年度事業費
3,892 百万円

民間の活力を活用し、地域特性に応じた道路･公園などの公共施設の整備･改善、防災などに優れた良好で質の高い宅地の供給を図り、身近な地域の都市再生を推進する。

現在の状況（平成 24 年度末）

○ 平成 24 年度末における目標達成状況（事業計画年度：平成 20 年度～平成 23 年度）
組合施行等の土地区画整理事業を 35 地区(405ha)完了

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○ 平成 27 年度末までの目標（事業計画年度：平成 20 年度～平成 27 年度）
組合施行等の土地区画整理事業を 47 地区(572ha)完了させる。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	事業量 換地処分 地区	3 地区 (7ha)	9 地区 (28ha)	4 地区 (26ha)	7 地区 (126ha)	1 地区 (15.9ha)
	20 年度以降 事業量 累計	26 地区 (376ha)	35 地区 (405ha)	39 地区 (430ha)	46 地区 (556ha)	47 地区 (572ha)

特記事項

○ 平成 32 年度末までの目標（事業計画年度：平成 20 年度～平成 32 年度）
組合施行等の土地区画整理事業を 51 地区(683ha)完了させる。

事業内容・事業効果

○ 新たに必要な公共施設や事業資金を生み出すために、土地所有者等から面積や位置などに応じて、少しずつ土地を提供（減歩）⇒ 道路、公園等の公共施設用地や保留地に充てる。

○ 土地区画整理事業により公共施設は所要の位置に配置され、宅地は公共施設に合わせて再配置（換地）される。

【事業効果】

○ 公共施設の整備促進、未利用地の活用、居住環境の改善、密集市街地解消などの課題を抱えている地区において、民間による土地区画整理事業を推進することにより、都市機能の更新や防災性の向上等、良好な市街地の形成を図ることができる。

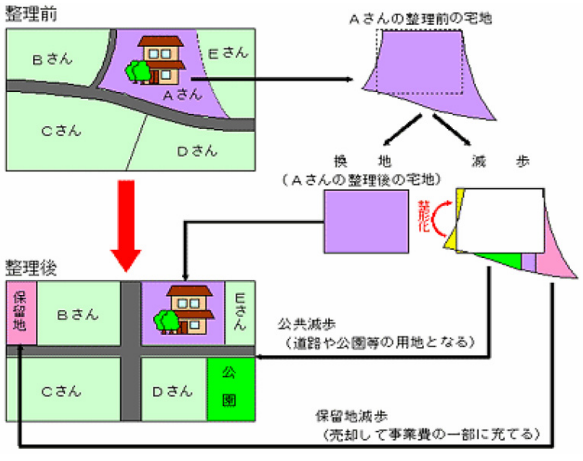

臨海部開発事業（都市整備局）

平成 25 年度事業費
13,976 百万円

大街区方式の土地区画整理事業によって広域幹線道路を整備することにより、都心部と臨海副都心を結ぶ、防災上重要な骨格防災軸および主要延焼遮断帯を形成する。

現在の状況（平成 24 年度末）

○　補助第 315 号線　　整備中
○　環状第２号線　　整備中
○　補助第 314 号線（晴海）　整備中

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　平成 27 年度末までに、広域幹線道路を完成

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	補助 315 号線	（橋梁部） 上部仕上工事 （一般部等） 街路築造工事	→	工事完了 （豊洲～ 湾岸道路）		
	環状 2 号線	街路築造工事等	→	→	工事完了 （晴海地区・ 豊洲地区）	
	補助 314 号線	街路築造工事等	→	→	工事完了 （晴海地区）	

事業内容・事業効果

【事業内容】

○　土地区画整理事業による都市基盤整備（広域幹線道路整備など）

施行地区：　晴海四・五丁目（約 23ha）、豊洲地区（約 91ha）、有明北地区（約 85ha）

整備する広域幹線道路：　補助第 315 号線、環状第２号線、補助第 314 号線
放射第 34 号線支線１（整備済み）

広域幹線道路の整備計画図

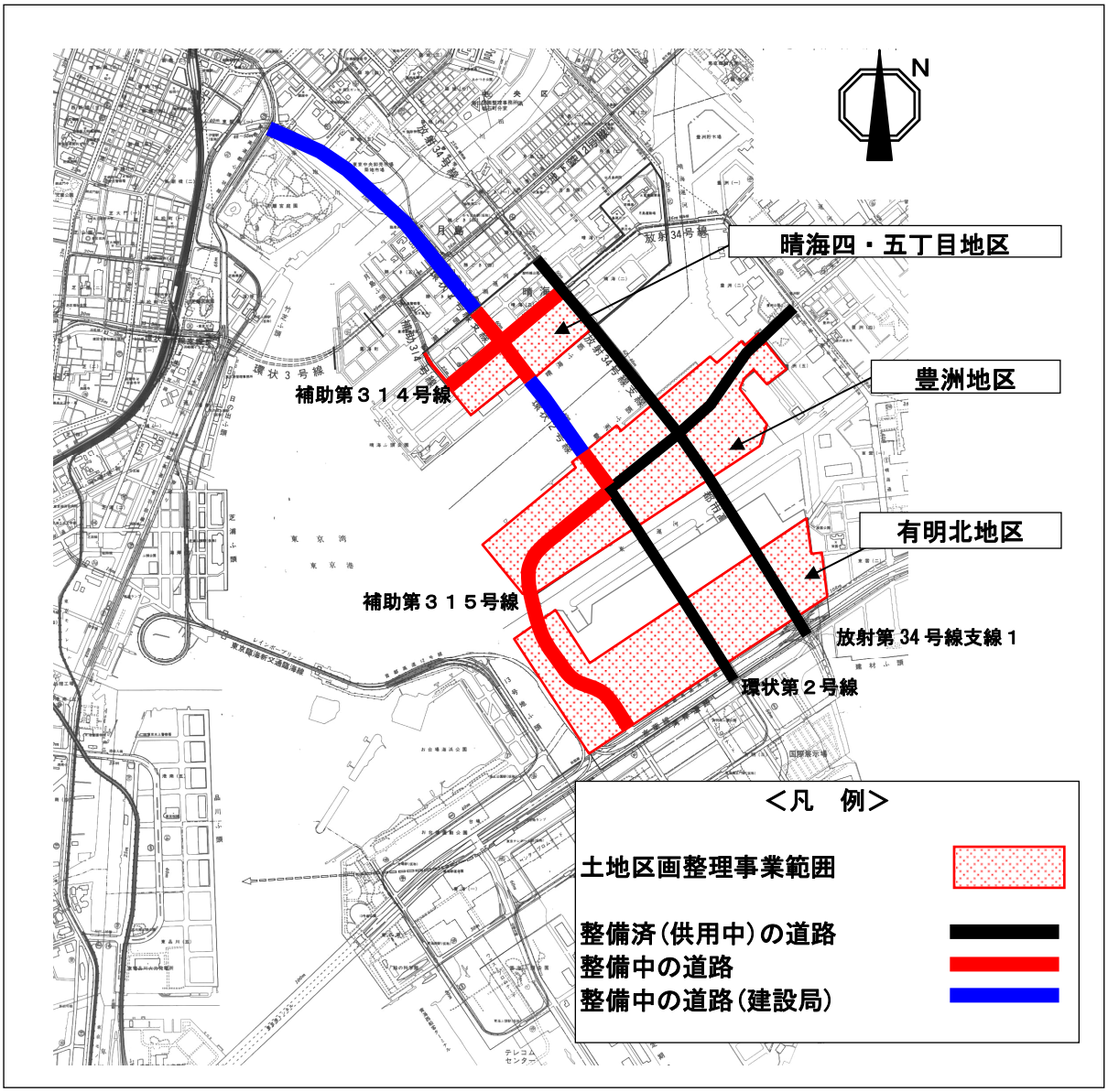

【事業効果】

○　広域幹線道路を整備することにより、都心部と臨海副都心を結ぶ、防災上重要な骨格防災軸及び主要延焼遮断帯を形成する。

住宅市街地総合整備事業〔拠点開発型〕（都市整備局）

平成 25 年度事業費
－　百万円

※事業費は、地方公共団体等施行主体ごとに計上

既成市街地において快適な居住環境の創出、都市機能の更新等を図りつつ、良質な住宅市街地の形成を推進するため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う。

現在の状況（平成 24 年度末）

○　約 13,750 戸の住宅を整備

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　既成市街地における都市機能の更新や密集住宅市街地の改善など、防災性の高い住宅市街地の形成を推進

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	住宅整備	累計 約 13,500 戸	累計 約 13,750 戸	累計 約 15,000 戸	累計 約 15,230 戸	累計 約 15,460 戸
	道路、公園等の公共施設整備					

事業内容・事業効果

【事業内容】

○　住宅を中心とした拠点的開発等が期待できる工場跡地や、建替えが見込まれる老朽化した住宅団地を核とした住宅市街地の整備が必要な地区において、地方公共団体等が住宅市街地整備計画を策定し、国からの交付金を受け、住宅等の建設、道路、公園等の公共施設の整備を総合的に実施

現況

住宅市街地総合整備事業が導入された場合

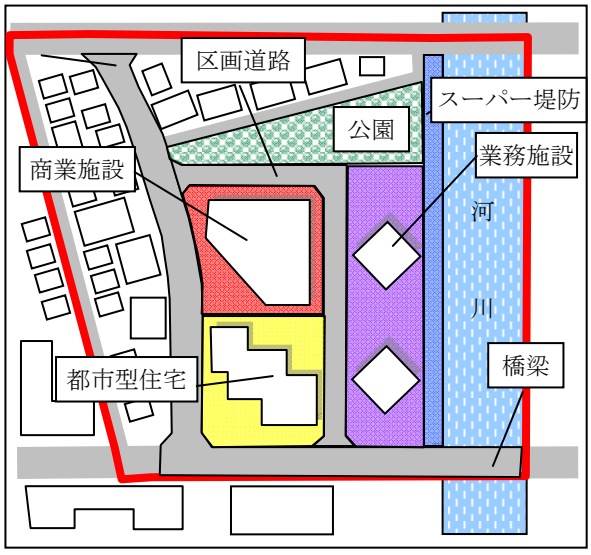

住宅市街地総合整備事業が導入されない場合

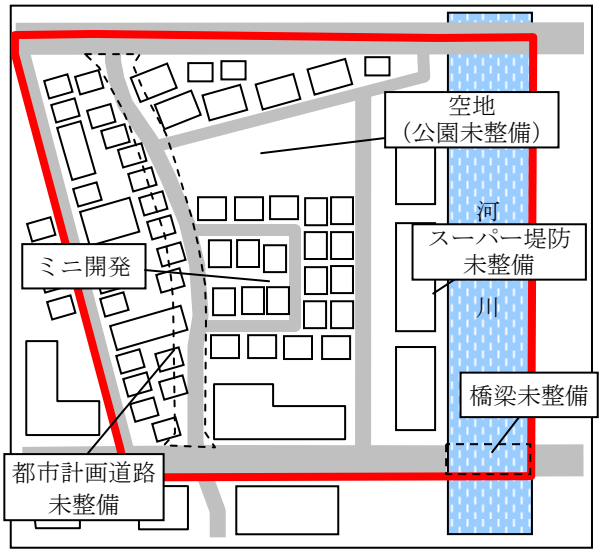

【事業効果】

○　良質な都市型住宅の供給、防災上有効な道路、公園等の公共施設の整備を行うことで、防災性の高い住宅市街地を形成する。

恵比寿地区

道路整備と一体的に進める沿道まちづくり

（都市整備局）

平成 25 年度事業費
4,377 百万円

都市計画道路の整備（新設・拡幅）に合わせて、東京都と特別区が連携して、民間の活力を誘導しつつ地域住民の意向を反映した沿道でのまちづくりを同時に進め、沿道の効率的な土地利用を促進する手法である。

現在の状況

○　各地区で延焼遮断帯や避難路となる道路の早期整備に向けて、用地買収を進めている。
平成 24 年度末用地取得率　東池袋地区：83%、鐘ヶ淵地区：77%、十条地区：53%、目黒本町地区：28%

○　さらに、沿道建物の共同化・不燃化に向けて、地権者のコーディネートを実施中である。

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　各地区において、道路整備と合わせて沿道建物の共同化・不燃化を促進

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	東池袋地区（補助第81号線）	用地買収 道路暫定整備 ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄ	用地買収 ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄ	用地買収 道路整備 ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄ	→	→
	鐘ヶ淵地区（補助第120号線）	用地買収 道路暫定整備 ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄ	用地買収 ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄ	用地買収 道路整備 ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄ	→	→
	十条地区（補助第83号線）	用地買収 ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄ	→	→	用地買収 道路整備 ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄ	→
	目黒本町地区（補助第 46 号線）	用地買収 ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄ	→	→	用地買収 道路暫定整備 ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄ	用地買収 道路整備 ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄ
	大山中央地区（補助 26 号線）	ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄ	→	→	→	用地買収 ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄ

特記事項

○　特定整備路線の候補区間に選定されている目黒本町地区、鐘ヶ淵地区（Ⅱ期区間）及び大山中央地区は、平成 32 年度までに事業を完了させる予定である。

事業内容・事業効果

【事業内容】

○　都市計画道路の整備（新設・拡幅）に合わせて、東京都と特別区が連携して、民間の活力を誘導しつつ地域住民の意向を反映した沿道でのまちづくりを同時に進め、沿道の効率的な土地利用を促進する手法である。

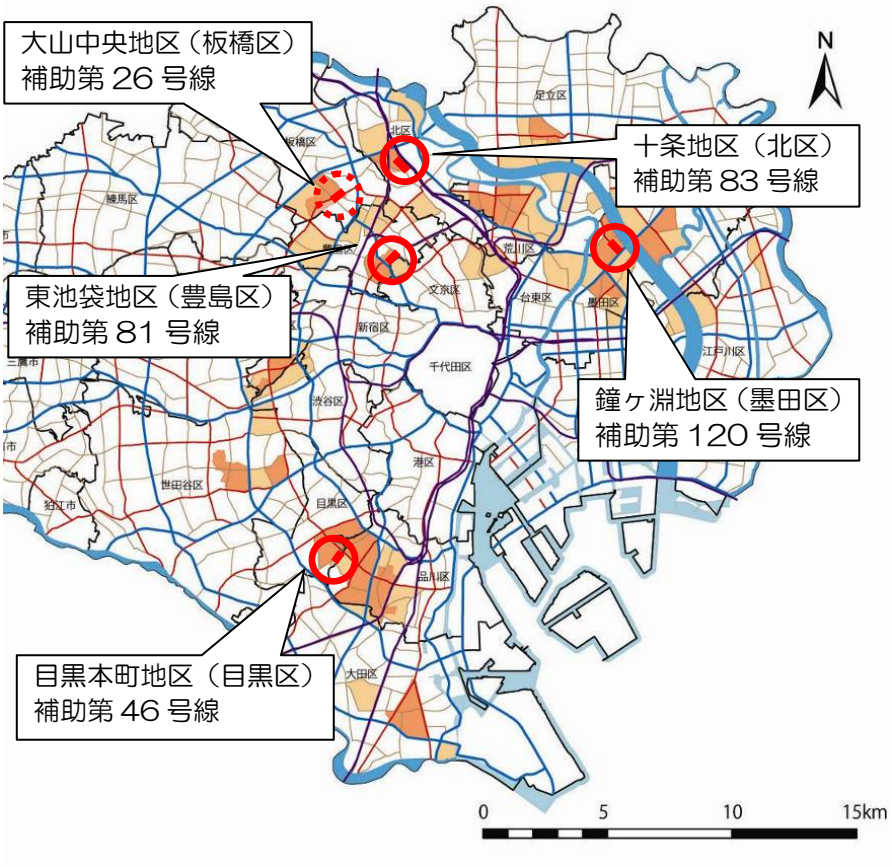

【事業効果】

○　土地が都市計画道路にかかる方々も、近隣に住み続けることができる。
○　都市計画道路だけでなく、生活道路や公園も整備される。
○　沿道の建物が耐震・不燃建築物に建て替わり、地域の防災性が向上する。

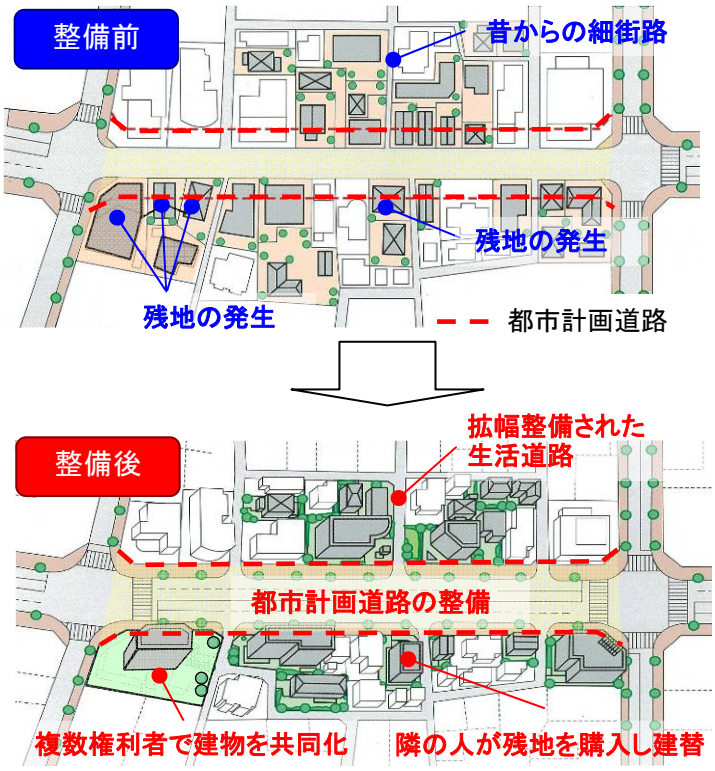

新規

都市再生ステップアップ・プロジェクトの推進

（都市整備局）

平成 25 年度事業費
43 百万円

「都市再生ステップアップ・プロジェクト」により、竹芝地区において、国際競争力、防災・スマートシティなど民間提案に基づくまちづくりを推進する。
また、渋谷地区の宮下町アパート跡地等において、人の流れを創出し生活文化やファッション産業等の発信拠点となるまちづくりを推進する。

現在の状況

○　実施地区として、平成 22 年３月に竹芝地区、平成 23 年２月に渋谷地区を公表
○　渋谷地区では平成 24 年３月に宮下町アパート跡地の事業予定者を決定し、また、竹芝地区では同年７月に事業者募集要項等の公表を行うなど、事業推進に取り組んでいる。

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　事業に着手して民間提案に基づくまちづくりを推進

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	竹芝地区	関係機関調整 →	事業者募集 →	事業予定者決定・協定締結 →	設計・工事 →	
	渋谷地区（宮下町アパート跡地）	事業者募集・事業予定者決定 →	協定締結 →	設計・工事 →		

事業内容・事業効果

○　本プロジェクトは、都有施設の移転・更新等を契機に、複数都有地の有効活用を行うことで、周辺開発の誘発を図る事業である。
○　事業推進に当たっては、地区ごとの特徴や課題に対応した誘導目標を設定し、民間の資金力やノウハウを活用したプロジェクトを展開することによって、周辺のまちづくりの起爆剤としての役割を担うなど、活力と魅力ある東京の実現に向けた都市再生の推進を図る。

新規

高度防災都市づくりに向けた大街区化の促進
（都市整備局）

平成 25 年度事業費
30 百万円

都心・副都心等地域において、大街区化により一時的な避難場所、備蓄倉庫等の機能を備えたまちなかの防災拠点を形成し、地域ポテンシャルを活かして都市機能の更新を図る。

現在の状況（平成 24 年度末）

○　モデル地区における帰宅困難者の発生・滞留状況のシミュレーションの実施

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　大街区化の取組を促進し、市街地の機能更新や機能的な道路空間の整備を通して都市の防災性向上にも寄与する質の高いまちづくりを促進する。
○　大街区化すべき地区の考え方や、公共施設の考え方、あるべき機能等をまとめる。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	防災対策、帰宅困難者への対応方策の検討	帰宅困難者シミュレーション実施	一時避難場所や備蓄物資など、防災対策の検討			
	大街区化の取組に向けた調査	大街区の取組促進に向けた調査を実施	→	新橋・虎ノ門周辺で大街区化の取組を促進	→	→

事業効果

◆効果

○　土地の有効高度利用
○　快適な歩行者空間の確保
○　東京の安全性の向上
○　道路交通の円滑化
○　効率的なエネルギー利用

・国際競争力の強化
・高度防災都市の実現

事業内容

◆戦災復興事業等が実施された地区における課題

○　当時の技術水準やニーズにより、街区規模が小さく、区画道路の幅員も狭いため、今日的なニーズに合わせた土地利用がなされていない。
○　建物の更新が進まないことにより、防災上課題
○　建物の規模が小さいことから、エネルギー利用が非効率

◆東日本大震災で生じた新たな課題

○　多くの帰宅困難者が発生し、鉄道駅や道路にあふれて混乱

◆市街地再開発事業等による大街区化

○　細分化された土地を集約・整形
○　建物の更新・一体的整備・一体的利用
○　オープンスペース・緑地の創出
○　区画道路の付け替え・拡幅・改善
○　建物や敷地内に、一時滞在施設、備蓄倉庫、自家発電等の防災機能を配置

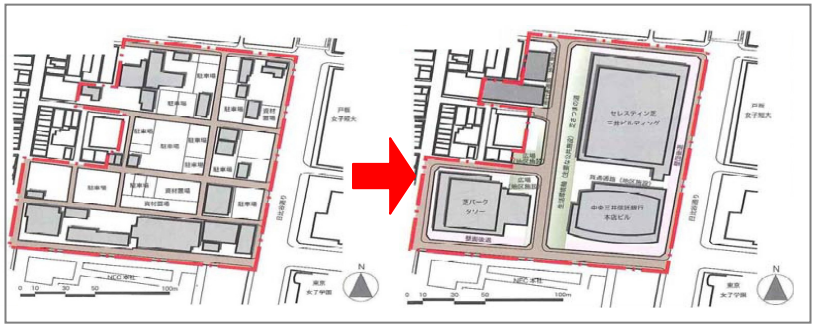

新規

防災機能を有する既存施設の維持管理・更新（白鬚東防災拠点）（都市整備局）

平成 25 年度事業費
480 百万円

白鬚東防災拠点の都営住宅棟及び権利変換住宅棟等の防災施設を管理し、非常災害及び非常時火災における防災施設の円滑な機能の確保を図る。

現在の状況

○　ベース拠点に配備員を配置して、24 時間体制で保守管理業務を行っている。
○　常駐の配備員等により機器の点検業務を行い、記録を取っている。
○　防災施設の適切な維持管理を行い、必要施設で老朽化したものについては、設備更新を進めている。

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　老朽化した受水槽については、着実に更新していく。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	防災施設の維持管理・更新			適切な維持管理・更新		
	給水拠点施設（受水槽）の更新				着実に更新	

特記事項

○　地域住民の命と財産を非常災害から守る、地域における防災上の拠点として整備してきた、白鬚東防災拠点を有効に活用するために、防災施設は適切に維持管理を行っており、引き続き継続する。
　なお、平成 16 年度までに貯水槽 38 基は更新済みであり、残りの貯水槽の更新については今後検討を行っていく。

事業内容・事業効果

【事業内容】

○　発災時に給水拠点として活用していくため、老朽化した貯水槽などの施設について適切に維持管理・更新を行い、発災時の機能の確保を図っていく。

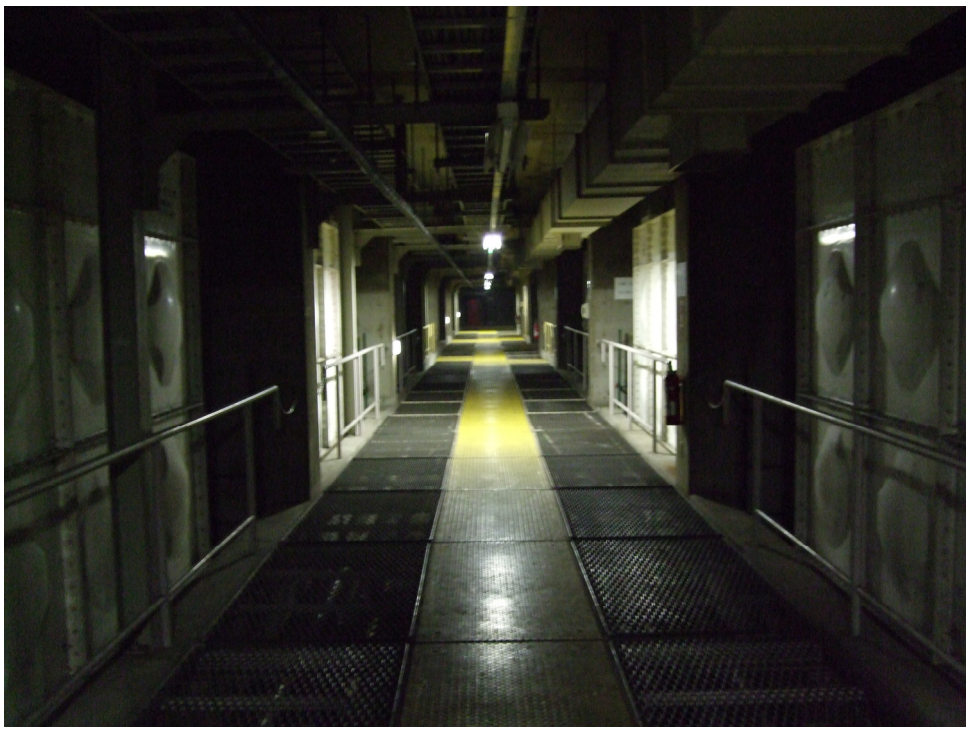

白鬚東アパート地下トレンチ内貯水槽（給水拠点）

非常用給水栓（全14箇所設置）

非常用給水ポンプ

【事業効果】

○　災害発生時の対応が求められている防災施設であり、日常から適切な維持管理・更新を行うことで、有事の際、防災施設としての機能を十分に発揮できる。

都市公園の整備（建設局）

平成 25 年度事業費
16,872 百万円

避難場所や防災拠点となる都立公園の整備など、緑の拠点となる都市公園整備を推進する。
良好な自然の保全や緑の骨格を形成する都立公園の整備を促進するとともに、身近な緑の拠点となる区市町村立公園の整備推進及び支援強化を行う。

現在の状況

○　平成 24 年度末現在、都立公園 1,978ha を開園

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　都立公園 51ha を含む、141ha 以上の都市公園を新規開園する（平成 25～27 年度）。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	都市公園の整備		３年で 126ha 以上 →	３年で 135ha 以上 →	３年で 141ha 以上 →	
	都立公園の整備	13ha →	16ha →	17ha →	17ha →	17ha →
	区市町村立公園の整備	区市町村への支援　３年で 80ha 以上 →		３年で 85ha 以上 →	３年で 90ha 以上 →	

事業内容・事業効果

【事業内容】

今後３年間（平成 25～27 年度）で、緑の拠点となる都市公園整備を推進し、141ha 以上の都市公園を新規開園する。

○　避難場所や防災拠点となる都立公園の整備推進
- 大規模救出・救助活動拠点となる公園　：和田堀公園、篠崎公園　等
- 大規模グラウンド跡地等を活用した避難場所となる公園　：高井戸公園、練馬城址公園　等

○　良好な自然の保全や緑の骨格を形成する都立公園の整備推進
- 河川や道路事業と連携した公園整備　：東伏見公園、城北中央公園　等
- 丘陵地公園の整備　：野山北・六道山公園、大戸緑地　等

○　身近な緑の拠点となる区市町立公園の整備推進と支援の強化
- 制度普及の促進等により、区市町への支援を更に強化

＜都立公園の 10 年間の主な事業箇所＞

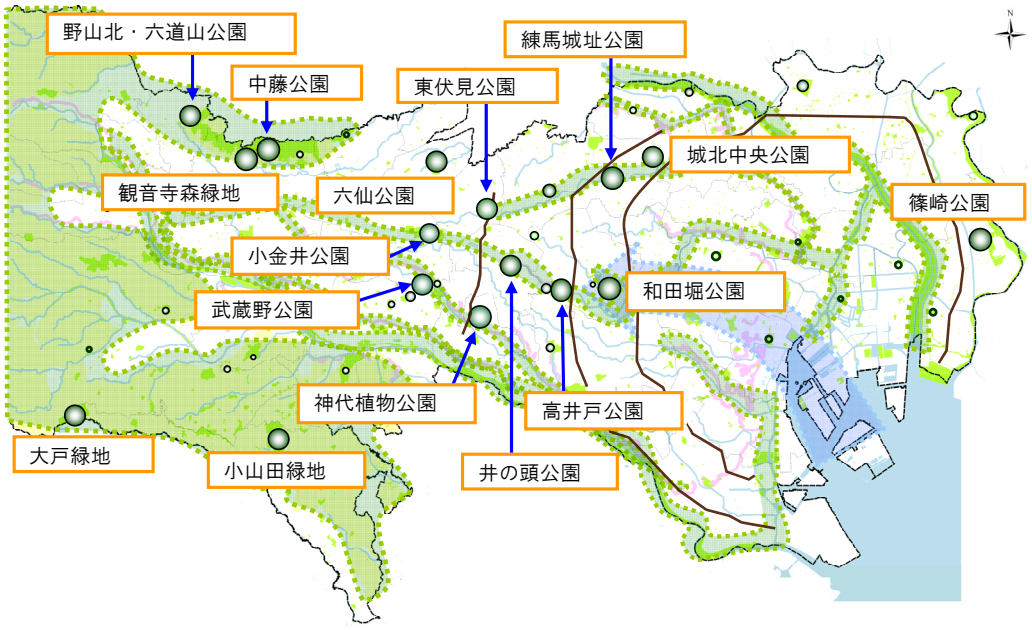

【事業効果】

○　災害時の避難場所や救出救助等活動拠点となるなど、都市の中の貴重なオープンスペースを確保することにより首都東京の防災機能を強化する。

○　生物多様性の保全やヒートアイランド現象等の都市気候の緩和など、良好な都市環境を保全する。

○　都市の風格を与える美しい景観を形成し、特色ある自然や歴史・文化の継承による観光拠点を創出する。

○　都民の憩い・安らぎの場、スポーツ等レクリエーションの場の提供等により質の高い生活環境を創出する。

都立公園の防災機能の強化充実（建設局）

平成 25 年度事業費
811 百万円

既存計画による防災拠点や避難場所等、災害時に最低限必要と考えられた施設（臨時のヘリポート・防災トイレ・車両動線の確保など）の整備を平成 25 年度で完了（上野恩賜公園を除く）し、防災ガイドライン（改定）に沿った防災施設整備を平成 26 年度から実施する。

現在の状況（平成 24 年度末）

○ 再生整備を実施している上野恩賜公園を除き、既存計画による防災施設の整備は平成 25 年度に完了する。

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　既存計画に基づく防災施設の整備完了
○　防災公園ガイドラインの改定に沿って施設整備を計画的に実施

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	防災活動拠点	11 公園で設計・整備	7 公園で設計・整備	7 公園で設計・整備	1 公園で設計・整備	1 公園で設計・整備 →
		医療機関近接ヘリ拠点 11 公園整備完了※		上野恩賜公園を除き整備完了※		
	避難場所	20 公園 6 霊園 →	18 公園 4 霊園 →	9 公園 2 霊園 →		
				整備完了※		
	防災公園ガイドラインの改定	→	→			
		調査	計画策定			
	防災機能強化			→	→	→
				発電設備、防災トイレ充実、管理所改修等		

※年次計画中の「整備完了」は、東日本大震災以前の既存計画により進めてきた防災関連施設整備の完了を表す。

事業内容・事業効果

【事業内容】

○　既存計画による防災活動拠点や避難場所整備等、災害時に最低限必要と考えられた施設（臨時のヘリポート・防災トイレ・車両導線の確保など）の整備を平成 25 年度で完了（上野恩賜公園を除く）する。

○　防災ガイドライン（改定）に沿った防災施設整備を平成 26 年度から実施する。

○　都立公園のうち大規模な救助活動等の拠点の整備を全 26 か所で完了するとともに、震災時の広域的な避難場所において、防災用トイレの整備や大型車両に対応した出入口の改修などを全 36 か所で完了する。

都立公園震災時使用のイメージ

井戸ポンプ（手動）

誘導灯

ヘリポート

防災トイレ

入口及び外周部

園路（重車両対応）

【事業効果】

○　首都圏における大規模な地震災害等に対する「基幹的広域防災拠点」機能が確保できる。

○　ヘリポート整備や車両導線の確保等により、災害後の復旧・復興活動拠点が整備される。

○　広域的な避難場所となる都立公園の整備により、震災時に都民の生命・財産を守る。

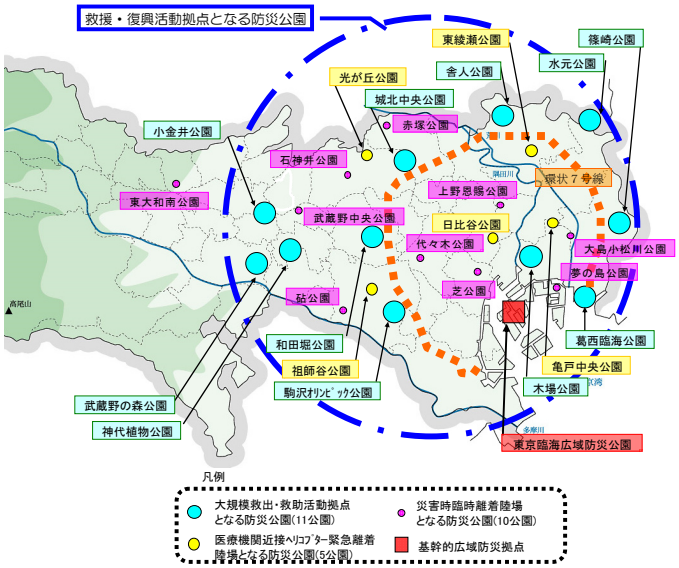

東京都における防災公園ネットワーク

防災拠点となる公園整備

※防災訓練のひとこま

海の森公園等の海上公園の整備（港湾局）

平成 25 年度事業費
859 百万円

震災時の救出・救助活動や復旧活動、避難誘導などの応急対策活動を円滑に行うため、オープンスペースを確保する。

現在の状況（平成 24 年度末）

○　海の森公園を 26ha 整備
○　臨海副都心の公園を 15.7ha 整備
○　新しいネットワークを 6.7ha 整備（新たに海上公園を整備することにより緑のネットワークを形成）

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　海の森公園を 45ha 整備
○　臨海副都心の公園を 22.9ha 整備
○　新しいネットワークを 8.9ha 整備

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	海の森公園の整備	5.0ha	6.0ha	6.0ha	5.0ha	8.0ha
	臨海副都心のまちづくり	3.4ha	5.1ha	設計	1.3ha	5.9ha
	新しいネットワーク形成	1.5ha	0.1ha	設計	0.5ha	1.7ha

事業内容・事業効果

【事業内容】

整備位置図

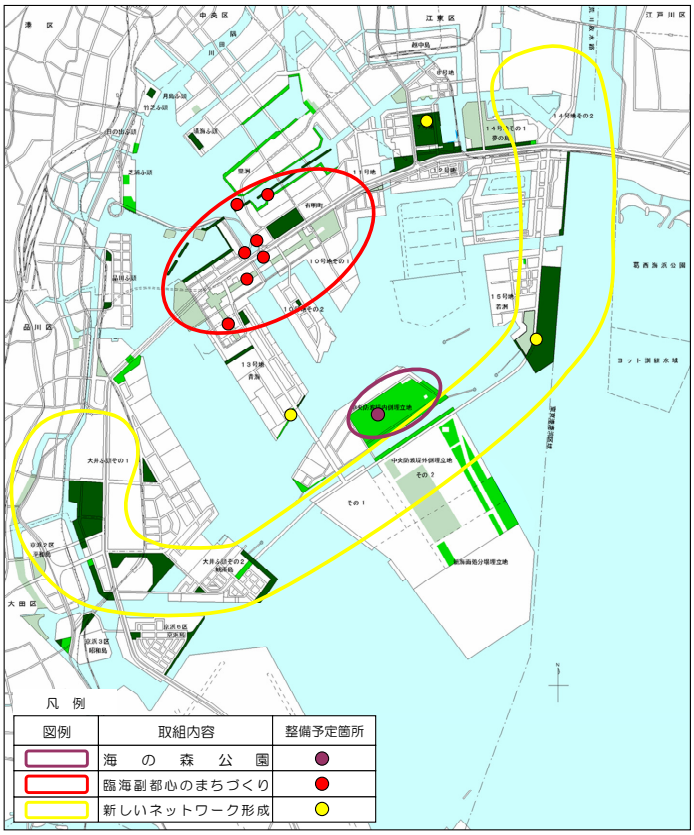

シンボルプロムナード公園

平成 23 年度整備箇所

【事業効果】

○　海上公園を整備することによって、臨海部の避難場所や防災活動拠点等の機能が確保できる。

新規

農業・農地を活かしたまちづくり（産業労働局）

平成 25 年度事業費
78 百万円

農業・農地の持つ多面的機能をまちづくりに活かす仕組みづくりに必要な推進事業及び施設整備事業を実施する。

現在の状況

○　平成 21 年度より事業開始
（平成 21～平成 23 年度に各２区市が事業開始し、事業実施は合計で６区市、区市での事業実施期間は４か年）
○　平成 24 年度末までに６区市で実施
○　平成 24 年度末に２区市が事業完了

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　平成 25 年度に新たに２区市で事業開始（平成 21～平成 27 年度末までに事業実施は合計で８区市）
○　平成 27 年度までに８区市全てで事業完了

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	事業量	２市で事業を開始 計６区市で事業実施	計６区市で事業実施 （うち２区市が事業終了）	２区市で事業を開始 計６区市で事業実施 （うち２市が事業終了）	計４区市で事業実施 （うち２市が事業終了）	計２区市で事業実施 （２区市で事業終了、８区市全てが事業終了）

事業内容・事業効果

【事業内容】

○　事業実施主体　　区市、区市が出資する団体等

○　実施地区　　平成 27 年度までに８区市の予定

○　事業内容　　区市が作成したモデルプランなどを実現するための仕組みづくりや施設整備等を支援

○　事業実施期間　　４年以内
※　平成 25 年度から実施する区市は３年以内とする

○　補助率　　４分の３以内
（１区市の補助額は 7,500 万円を上限とする。
※　平成 25 年度から実施する区市は 5,000 万円を上限とする。）

【事業効果】

○　都民、農業者及び行政が一体となって取り組むことで、農業・農地の多面的機能についての理解が促進され、農地保全への機運を醸成できる。

○　農業・農地を活かした豊かで潤いのあるまちづくりを実現することで、まちづくりにおける都市農地の位置付けの明確化が図られる。

○　都市と農地が共生することで、農地保全が図られる。その中でも市街化区域内の農地を保全することで、農産物の生産だけでなく、都市環境の維持・改善など多面的機能を果たし、さらに、災害時の避難場所として利用できる。
　また、井戸やビニールハウス等の農業施設も利用可能である。また、市街化区域内の農地は、都市において被災住民への食料供給、火災時の延焼遮断帯として延焼防止効果も期待できる。

新規

街路樹防災機能の強化（建設局）

平成 25 年度事業費
114 百万円

災害発生時（台風・雪害含む。）において、街路樹の倒木等によって、緊急車両や物資の運搬車両及び避難者の通行が妨げられることのないよう、街路樹防災診断を実施し、診断結果に基づき大径木更新計画を策定し、危険木を事前に更新する。

現在の状況（平成 24 年度末）

○　現在都道においては、約 39 万本の街路樹が植栽されている。そのうち、大径木化（幹周り 90cm 以上）した街路樹は約 5 万本を数えている。

○　大径木化した樹木は、老木化や病気に罹病している樹木も多く、樹勢の低下をきたしており、環境改善や更新（樹種変更含む）を含めた対応が急がれている。

○　根の成長は、樹木全体の成長と比例しており、一部の街路樹は大径木化することによって、根で歩道舗装を押し上げたり、街きょブロックを押し出したりするなど、通行に支障をきたす路線が発生している。

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　防災上重要な路線の大径木更新計画に基づく街路樹の樹勢回復及び更新

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	交通規制道路の通行確保		防災上重要な路線の通行確保 大径木更新計画に基づく適切な街路樹の樹勢回復や更新 新規	継続	継続	継続

事業内容・事業効果

【事業内容】

災害発生時（台風・雪害含む。）において、街路樹の倒木等によって、緊急車両や物資の運搬車両及び避難者の通行が妨げられることのないよう、街路樹防災診断を実施し、診断結果に基づき大径木更新計画を策定し、危険木を事前に更新する。

○ 実施方法
街路樹防災診断　⇒　大径木更新計画策定　⇒　樹木の更新・樹種変更
（現状樹木の健康状態を調べ、将来計画を立てる。）　（健康な街路樹が生まれる。）

○ 実施箇所
防災上重要な路線　→　環状七号線、環状八号線、井の頭通り　ほか

○ 実施期間
平成 24 年度新規事業化　～　平成 32 年度

【事業効果】

○　街路樹の倒木等を防ぐことによって、災害発生時（台風・雪害含む。）における、緊急車両や物資の運搬車両及び避難者の通行が円滑に行われる。

【生き物である街路樹の課題】
秋の落葉、・猛暑、少雨での枯死、老木化、大径木化による落枝倒木等

街路樹防災機能の事例

高層建築物の構造上の安全対策（都市整備局）

平成 25 年度事業費
－　百万円

高層建築物の安全性を確保するため、利用者が多く、被害を受けた場合の影響が大きい高層建築物について、建築確認申請や施工計画等の報告に際し、建築基準法等の法令に基づく審査を行い、特に構造上の安全性を確保するよう指導する。

現在の状況（平成 24 年度末）

○　高層建築物の建築確認申請や施工計画等の報告に際し、建築基準法令等に基づく審査を適切に行っている。

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　引き続き、高層建築物の建築確認申請や施工計画等の報告に際し、建築基準法令等に基づく審査を適切に行っていく。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	建築確認申請等に際しての審査			随時実施		

事業内容・事業効果

【事業内容・事業効果】

○　高層建築物は、利用者が多く、被害を受けた場合の影響が大きいため、高層建築物の建築確認申請や施工計画等の報告に際し、建築基準法令等に基づく審査を行い、特に構造上、防災上の安全性を確保するよう指導する。

高層建築物等の防火安全対策（東京消防庁）

平成 25 年度事業費
９百万円

高層建築物等の新築等に際して、関係者に対し、防火安全対策を講じるよう指導する。

現在の状況（平成 24 年度末）

○　高層建築物等の防火安全対策を策定し、新築等に際して、関係者に対し、次の防火安全対策を講じるよう指導している。
①緊急離発着場等の設置　②高層の建築物の防火安全対策　③乾式工法を用いた防火区画等の煙等の漏えい防止対策　④大規模建築物群等の消防アクセス確保対策　⑤鉄道ターミナル駅に係る防火安全対策

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　社会情勢や技術向上に伴う基準の見直しを図りながら、高層建築物等の防火安全対策を策定し、新築等に際して、関係者に対し、防火安全対策を講じるよう継続して指導する。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	屋上ヘリコプター緊急離発着場等の設置指導	27 件	20 件	→	→	→
	その他の防火安全対策指導	防火安全対策指導	→	→	→	→

事業内容・事業効果

【事業内容】

○　高層建築物等の新築等に際して、関係者に対し、次の防火安全対策を講じるよう指導する。
①　緊急離発着場等の設置
②　高層の建築物の防火安全対策
③　乾式工法を用いた防火区画等の煙等の漏えい防止対策
④　大規模建築物群等の消防アクセス確保対策
⑤　鉄道ターミナル駅に係る防火安全対策

【事業効果】

○　新たに建築される高層建築物等の防火安全性が高まる。

宅地耐震化推進事業（都市整備局）

平成 25 年度事業費
－　百万円

大規模盛土宅地造成地で変動予測調査を行い、大地震で滑動崩落するおそれの大きい場合は、造成宅地防災区域の指定を行い、災害防止の措置を講ずる。

現在の状況（平成 24 年度末）

○　大規模盛土造成地の位置や形状を、既存資料から推定している。
○　関係区市町村で構成する連絡会議を運営し、情報の共有に努めている。

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　変動予測調査を行い、大規模盛土造成地の位置や形状を推定する。
○　関係区市町村と連携し、変動予測調査を実施する。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	事　業	→	→	→	→	→
	調　査	大規模盛土造成地の変動予測調査				

事業効果

○　宅地の地すべり的変動（滑動崩落）を防止し、宅地造成が行われた土地の安全性を確保する。

事業内容

○　変動予測調査

谷埋め型

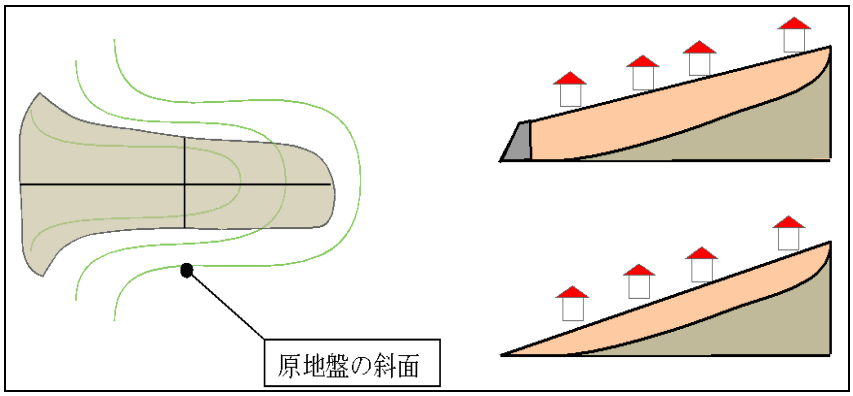

腹付け型

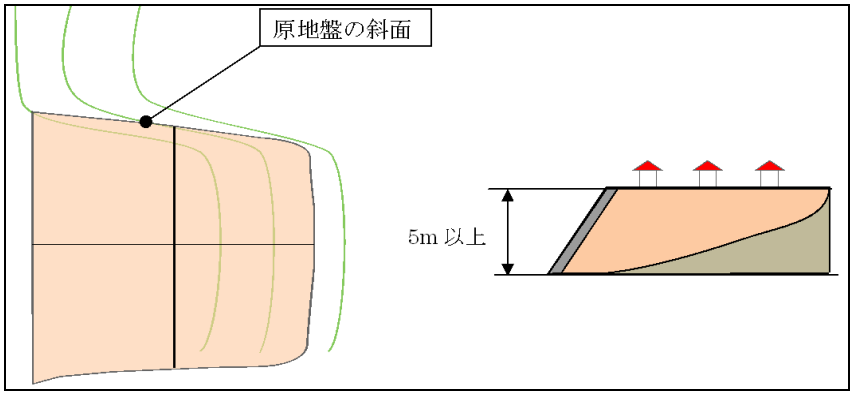

ブロック塀等の安全化指導（都市整備局）

平成 25 年度事業費
－　百万円

ブロック塀の倒壊による通行者等への被害の軽減を図るため、建築確認審査の際に、配筋や基礎の根入れ等について、建築基準法等の規定を遵守した構造とするよう指導を行う。

現在の状況（平成 24 年度末）

○　新たに設置するブロック塀について、建築確認申請に際し、建築基準法等の法令に基づく審査を適切に行っている。

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　ブロック塀の倒壊による通行者等への被害の軽減を図る。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	建築確認申請に際しての審査			随時実施		

事業内容・事業効果

【事業内容】

○　建築基準法及び関係法令に定める技術基準を満たさないブロック塀は、地震の際に倒壊して、通行者等に被害を及ぼすおそれがある。このため、新たにブロック塀を設置する場合、建築確認審査の際に、配筋や基礎の根入れ等について、宮城県沖地震後に改正された建築基準法等の規定を遵守した構造とするよう指導を行う。

【事業効果】

○　ブロック塀の倒壊による通行者等への被害が軽減される。

土石流対策事業（建設局）

平成 25 年度事業費
2,920 百万円

特に土石流発生の危険性が高く、あるいは、発生した場合に多くの人家や公的施設等に被害が発生するおそれのある渓流を順次、砂防指定地に編入して、対策工事を行う。

現在の状況（平成 24 年度末）

○　土石流による被害から住民の生命を保護するために、これまでに危険度が高い地域を中心に 174 渓流を砂防指定地に指定し、土石流対策工事を実施している。

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　土石流による被害から住民の生命を保護するために、危険度の高い箇所について、土石流対策工事を実施する。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	土石流対策施設の整備		土石流対策工事			
		堰堤工 1 基 流路工 0.47 km	堰堤工 1 基 流路工 0.19 km	堰堤工 4 基 流路工 0.38 km	事業実施	事業実施

事業効果

○　砂防施設の整備により、土石流から人家や施設を保全することができる。

○　砂防法に基づく砂防指定地の指定により、土石流を誘発するおそれのある行為等を規制し、災害を未然に防止することが可能となる。

事業内容

○　土石流危険渓流への砂防施設の整備

土石流危険渓流※に、砂防堰堤や渓流保全工等を整備することにより、人家等の保全対象に被害を及ぼすおそれがある土砂の流出を抑制する。

※土石流危険渓流
土石流が発生する危険性があり、人家または官公署、学校、病院等の保全対象に被害を及ぼすおそれがある渓流

事業のイメージ

現地調査 → 基本計画策定 → 砂防指定地※に指定 → 砂防施設整備

奥多摩町　峰入川

■砂防指定地
土石流危険渓流等で砂防施設整備を行うためには、当該事業箇所において砂防法第一条及び第二条に基づき砂防指定地の指定を行う。砂防指定地においては、有害土砂の発生・流出を抑制するため、土地の掘削・盛土や立木の伐採などの行為に、一定の制限がかかる。

地すべり防止施設の整備（建設局）

平成 25 年度事業費
118 百万円

地すべり発生のおそれのある箇所を地すべり防止区域に指定し、地すべりを誘発する行為等を規制するとともに、緊急性の高い箇所から、順次、地すべり防止工事を行う。

現在の状況（平成 24 年度末）

○　地すべりによる被害から住民の生命を保護するために、これまでに危険度の高い 12 地区を地すべり防止区域に指定し、地すべり防止工事を実施している。

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　地すべりによる被害から住民の生命を保護するために、危険度の高い箇所について、地すべり防止工事を実施する。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	地すべり防止施設の整備			地すべり防止工事 →		
		２か所で事業実施	２か所で事業実施	２か所で事業実施	事業実施	事業実施

事業効果

○　地すべり防止施設を整備することで、地すべりによる災害から、都民の生活を守ることができる。

○　地すべり防止区域の指定により、地すべりを誘発するおそれのある行為等を制限し、災害を防止することができる。

事業内容

地すべりとは

大雨や長雨等によって雨水が地面に浸み込み、その水の力によって地面が広い範囲にわたってゆっくりと動き出す現象

東京都における地すべり危険箇所

43か所の地すべり危険箇所を確認

〈地すべり危険箇所とは〉
空中写真の判読や現地調査により、地形と地質を分析し、地すべりの発生が想定された場所で、人家や公共施設等への被害のおそれのある箇所

抑止杭工の場合

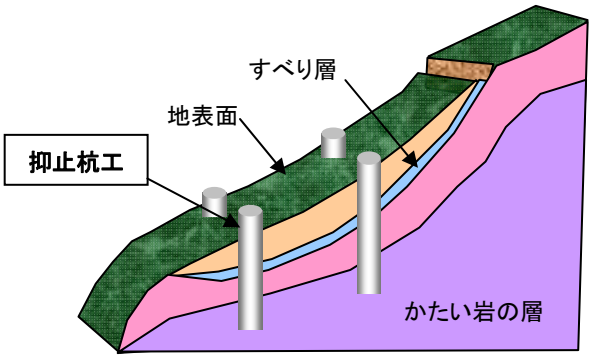

地すべり防止施設のイメージ図

地すべり防止対策の概要（平成25年３月末現在）

地すべり危険箇所のうち、現在、12か所を地すべり防止区域（※1）に指定し、地すべり防止施設（※2）の整備を実施

地すべり防止区域（※1）	**地すべり防止施設（※2）**
地すべり危険箇所のうち特に人家や公共施設など保全対象が多く、危険度の高い12か所について、地すべり防止法に基づき区域指定しており、地すべりを誘発するおそれのある行為等を制限するとともに、地すべり防止施設を整備している。	地盤の変動を止めるための抑止杭工や盛土工等、地下水を排水するための集水井や水路工等の施設のことで、地すべりによる災害を防止するものである。

急傾斜地崩壊対策事業（建設局）

平成 25 年度事業費
524 百万円

急傾斜地崩壊危険箇所のうち自然斜面について、危険度の高いものから順次、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地の崩壊を助長・誘発するおそれのある行為を制限するとともに崩壊防止工事を行う。

現在の状況（平成 24 年度末）

○　急傾斜地の崩壊による被害から住民の生命を保護するために、これまでに、危険度が高い箇所において、関係区市町村の意見を聞きながら、住民の同意を得た 51 か所を急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地崩壊防止工事を実施している。

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　急傾斜地の崩壊による被害から住民の生命を保護するために、危険度の高く、住民等の同意を得た箇所について、急傾斜地崩壊防止工事を実施する。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	急傾斜地崩壊防止施設の整備		急傾斜地崩壊防止工事			
		11 か所で事業実施 （うち１か所概成）	16 か所で事業実施 （うち４か所概成）	13 か所で事業実施 （うち４か所概成）	事業実施	事業実施

事業効果

○　急傾斜地崩壊防止施設を整備することで、がけ崩れによる災害から住民の生命を保護することができる。
○　急傾斜地崩壊危険区域の指定により、がけ崩れを誘発するおそれのある行為等を制限し、災害を防止することができる。

事業内容

○　近年、台地や山間部の急傾斜地周辺まで宅地化が進み、大雨の際にがけ崩れが発生するおそれがある地域が拡大
○　危険度の高い斜面について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、崩壊防止工事を実施
○　平成 25 年３月末現在、51 か所を急傾斜地崩壊危険区域に指定し、44 か所で崩壊防止工事が概成

急傾斜地崩壊危険区域の指定

行為の制限

水の浸透助長、土地の切盛り、木竹の伐採など急傾斜地の崩壊を助長・誘発する行為が制限される。

土地の保全・防災措置の勧告・改善措置の命令

土地の所有者等は急傾斜地の崩壊が生じないように努めなければならず、また、崩壊により被害を受ける恐れのある者は、崩壊による被害を除去する等の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

急傾斜地崩壊防止工事の施行

土地の所有者等又は急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者等が施行することが困難又は不適当と認められる場合に、地元の一部負担のもと、東京都が工事を施行する。

崩壊防止工事の実施基準
　急傾斜地（傾斜度が 30° 以上の土地）の高さが５ｍ以上の自然斜面で、崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が５戸以上あるもの、又は官公署、学校等の施設に危害が生ずるおそれのあるもの

事業前

事業後

八王子市初沢地区

ソフト・ハードの連携による土砂災害対策の推進

（建設局）

平成 25 年度事業費
908 百万円

土砂災害から都民の生命及び身体を守るため、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定し、住民への危険性の周知や警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進するとともに、土砂災害のおそれのある避難所や災害時要援護者関連施設の安全対策を区市町村と連携して推進する。

現在の状況（平成 24 年度末）

○　平成 24 年度末までに、累計で 5,587 か所を土砂災害警戒区域に指定
○　土砂災害のおそれのある避難所及び災害時要援護者関連施設の安全対策を推進

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　平成 27 年度末までに、累計で約 12,900 か所の基礎調査を完了させるとともに、約 9,400 か所を土砂災害警戒区域に指定
○　土砂災害のおそれのある避難所及び災害時要援護者関連施設の安全対策を推進

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	事業量					
	①区域指定	①1,362 か所 （累計 4,053 か所）	①1,534 か所 （累計 5,587 か所）	①３ヵ年で約 4,000 か所		（累計 9,400 か所）
	②警戒情報			②運用継続		
	③避難所対策			③設計・工事を順次施工		
	④要援護者対策			④区市町村と連携し、安全対策を検討		

事業効果

○　ソフト・ハード対策の連携により、都民の生命を守ることができる。また、行政と都民が一体となって土砂災害対策に取り組むことにより、都民の防災意識や地域防災力が向上する。

事業内容

○ソフト・ハードの連携による土砂災害対策の推進

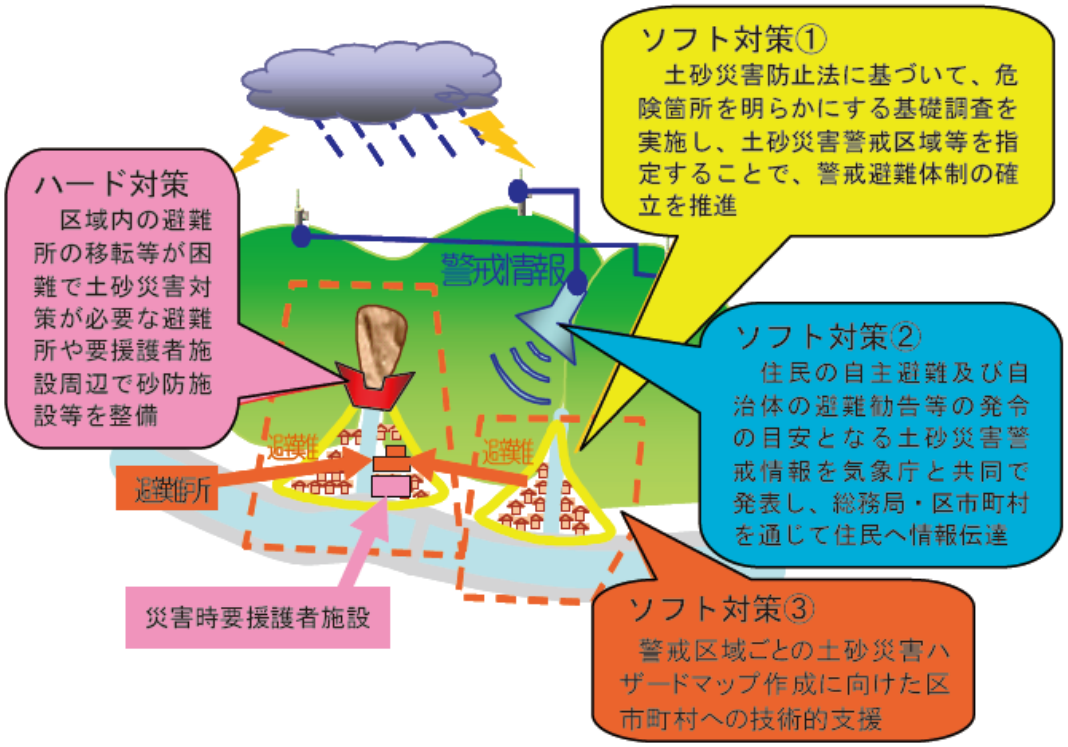

○スケジュール

	年度	22	23	24	25	26	27
ソフト	基礎調査	調　査					
	区域指定	指　定					
	土砂災害警戒情報	運用継続					
	ハザードマップ作成支援	避難体制確立					
ハード	避難所対策	調査→計画策定→工事					
	災害時要援護者関連施設対策			調査→計画策定→工事			

新規

治山施設（落石防護施設）の安全対策（産業労働局）

平成 25 年度事業費
18 百万円

多摩山間地域住民の生命と財産を守るため、重要な治山施設（落石防護施設）の安全対策を推進する。

現在の状況（平成 24 年度末）

○　治山施設（落石防護施設）の安全点検に関する現況調査とその結果に基づく改修工事、維持管理工事の計画を作成

○　実施設計を実施

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　実施設計を実施

○　必要に応じて改修工事を実施

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	現況調査及び全体計画作成	多摩地域で実施				
	実施設計及び施工計画		→	実施設計及び施工計画	→	
	改修、補修工事				↔ 必要に応じて実施	↔

事業内容・事業効果

【事業内容】

○　実施主体：東京都森林事務所

○　実施箇所：多摩西部の山間地域

○　内　　容：**①　現況調査及び全体計画作成**

・　既存治山施設（落石防護施設）の破損、変位、腐食、脱落、落石有無及び周辺保全対象との位置関係を調査し、機能低下と安全性を判断する。

・　上記現況調査の結果に基づき、改修・補修が必要な施設に関する改修工事の全体計画を作成する。

②　実施設計及び施工計画

・　全体計画に基づき、施工優先順位の高い箇所から順次、測量、詳細設計を実施する（実施設計）とともに、工事の施工に必要な施工管理、品質管理、資材運搬方法、安全対策等に関する施工計画を作成する。

③　改修・補修工事

・　必要に応じて全体計画、実施設計及び施工計画に基づき、改修・補修工事を実施する。

改修工事が必要な施設イメージ

補修工事完了イメージ

【事業効果】

○　土砂災害を未然に防止し、住民の生命と財産を保全する。

イメージ画像（東京都新島村若郷地区の落石防護壁群）

都立建築物の耐震化（財務局・総務局・主税局・生活文化局・スポーツ振興局・都市整備局・環境局・福祉保健局・病院経営本部・産業労働局・中央卸売市場・建設局・港湾局・交通局・水道局・下水道局・教育庁・警視庁・東京消防庁）	平成 25 年度事業費 3,647 百万円

東京都が所有する防災上重要な公共建築物について、「耐震化整備プログラム」に基づき、耐震化を推進する。

現在の状況

○　平成 19 年度に策定した耐震化整備プログラムに基づき耐震化を推進している。
○　平成 22 年度に防災上特に重要な公共建築物の耐震化を完了（建替え等予定施設を除く。）
○　平成 23 年度末時点の耐震化率 96.1%

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　平成 27 年度末に耐震化率 100%達成

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	防災上特に重要な公共建築物 区分Ⅰ	平成 22 年度に耐震化完了（建替え等予定施設を除く。）				耐震化完了
	その他防災上重要な公共建築物 区分Ⅱ	耐震化完了 18 棟	「耐震化整備プログラム」に基づき耐震化を推進			

事業内容・事業効果

【事業内容】

○　「耐震化整備プログラム」に基づき平成 27 年度末までに耐震化を完了する。

○　東京都が所有する防災上重要な公共建築物について、耐震化の状況に応じ「耐震性に係るリスト」として作成・公表する。

【事業効果】

○　災害時に震災対策指示や応急復旧を行うなど防災上重要な建築物の耐震化が完了する。

※用語説明

・　防災上重要な公共建築物：
　「防災上特に重要な公共建築物」及び「その他防災上重要な公共建築物」をいう（表）。

・　防災上特に重要な公共建築物：
　震災時に消火、避難誘導及び情報伝達等の防災業務の中心となる施設及び緊急の救護所又は被災者の一時受入施設となる施設

・　その他防災上重要な公共建築物：
　震災時に応急復旧・保健衛生業務を行う施設及び多数の都民が利用する施設など

（表）防災上重要な公共建築物の区分

区分	区分の名称	例
【区分Ⅰ】	防災上特に重要な公共建築物	消防・警察署、病院、都立学校、災害対策本部が設置される庁舎
【区分Ⅱ】	その他防災上重要な公共建築物	建設事務所、保健所、中央卸売市場、養護施設、多数の都民が利用する建築物

・　耐震性に係るリスト：
　東京都が所有する防災上重要な公共建築物の耐震性の状況をまとめたもの

・　耐震化整備プログラム：
　耐震診断の結果十分な耐震性が確保されていないもの及び耐震診断が未実施の建築物について今後の耐震化の内容や予定を示すもの

都営住宅等の耐震化（都市整備局）

平成 25 年度事業費
11,972 百万円

「東京都耐震改修促進計画」に基づき、都営住宅の耐震化を着実に推進するため、「都営住宅耐震化整備プログラム」を平成 24 年７月に改定し、「平成 27 年度までに都営住宅の耐震化率を 90%以上」とする従来からの目標に加え、「平成 32 年度に 100%」とする新たな目標を設定するとともに、その実現に向けた耐震改修等の年次計画を策定し、着実に取組を進めていく。

現在の状況

○　都営住宅 26 万２千戸のうち、耐震性を有するもの約 179,800 戸
○　平成 23 年度末の耐震化率は約 69%

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　建替えにより 13,600 戸、耐震改修により 48,700 戸を耐震化
○　都営住宅の耐震化率を 90%以上

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	耐震改修着工戸数	7,285 戸		48,700 戸を耐震化		

特記事項

○　平成 32 年度に耐震化率 100%とする。

事業内容・事業効果

【事業内容】

○　平成 27 年度までに都営住宅の耐震化率を 90%以上とする。
　また、平成 32 年度に 100%とする。

・　耐震化が必要な住宅数 68,400 戸のうち、平成 23 年度までに 12,500 戸の耐震改修を実施しており、平成 24 年度以降に耐震化が必要な住宅数は 55,900 戸である。
　また、建替対象で診断未実施の住宅数は 26,300 戸であり、今後、両者を合わせて、82,200 戸の耐震化が必要である。
・　これに対し、平成 24～32 年度の間に、耐震改修により 53,000 戸、建替えにより 29,200 戸、合わせて 82,200 戸の耐震化を実施し、目標を達成する。

都営住宅の耐震化の取組

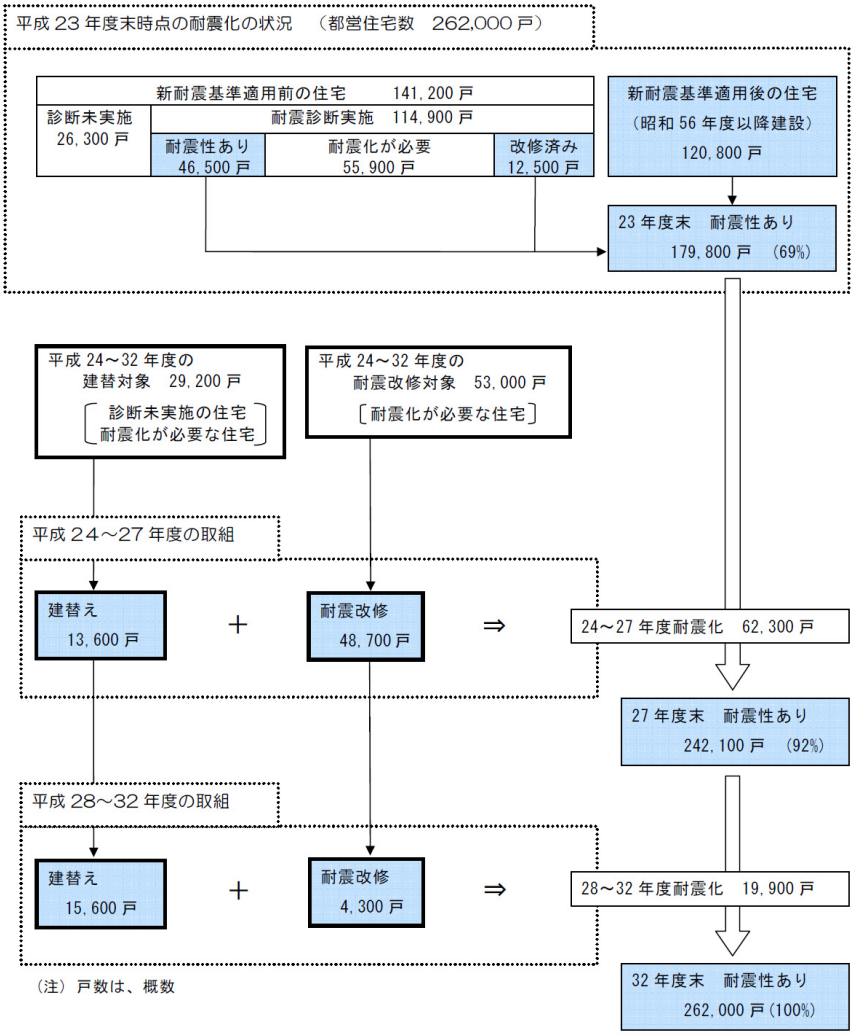

耐震改修事例

【事業効果】

○　都営住宅の耐震化を促進することにより、居住者の生命と財産を保護する。
○　都営住宅の耐震化を率先して進めることにより、都内住宅等の耐震化を誘導する。
○　東京都が管理する公共建築物の耐震化の完了までの道筋を示すことにより、管理責任が果たせる。

防災上重要な建築物の耐震化（総務局・生活文化局・都市整備局・福祉保健局・産業労働局・教育庁）	平成 25 年度事業費 19,552 百万円

都民の生命の保護と経済活動における減災を図るため、病院や私立学校などの防災上重要な民間建築物、百貨店・ホテルなどの不特定多数の人が利用する民間建築物及び公立小中学校などの防災上重要な区市町村立建築物の耐震化を促進する。

現在の状況

○　災害拠点病院の耐震化率 83%（平成 23 年 10 月）
○　小中学校の耐震化率　公立 97%、私立 95%（平成 24 年４月）
○　百貨店・ホテル等の耐震化率約 82%（平成 23 年３月）

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　私立小中学校の耐震化をおおむね完了（平成 25 年度）、病院の耐震化を推進
○　大規模な百貨店やホテルなどの 100%耐震化
○　公立小中学校の耐震化をおおむね完了（平成 25 年度）

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	防災上重要な民間建築物 ・災害拠点病院等 ・私立学校　など	・災害拠点病院の耐震化率 83%(H23.10) ・私立小中学校の耐震化率 92%(H22 末)	災害拠点病院等の耐震診断・改修等への助成を実施 →	→	→	→
			私立小中学校の耐震化をおおむね完了 →	→		
			私立幼稚園・高等学校・特別支援学校の耐震化を推進 →	→	→	→
	不特定多数の人が利用する民間建築物 ・百貨店 ・ホテル　など	・不特定多数の人が利用する建築物の耐震化率 82%(H22 末)	不特定多数の人が利用する民間建築物の耐震化を促進 →	→	→	大規模な百貨店、ホテルなどの 100%耐震化
	防災上重要な区市町村立建築物 ・公立小中学校　など	・公立小中学校の耐震化率 94%(H22 末)	公立小中学校の耐震化をおおむね完了 →	→		

特記事項

○　私立幼稚園、高等学校及び特別支援学校の耐震化率を、平成 32 年度までに 100%とする。

事業内容・事業効果

【事業内容】

○　病院・私立学校など防災上重要な民間建築物

〈病院の耐震化〉

・　災害拠点病院等に対する耐震診断や耐震補強、新築建替への助成を継続するほか補助対象を都内全病院に拡大し、医療施設の耐震化を支援

・　技術的助言を要請する施設にはコンサルタントを派遣

〈私立学校の耐震化〉

・　私立小中学校の耐震診断・改修等への助成により、平成 25 年度末までに耐震化をおおむね完了

○　百貨店・ホテルなど不特定多数の人が利用する民間建築物

・　区市と連携し、百貨店やホテル等の建物所有者に対する指導・助言を実施するほか、関係団体と意見交換等を行い耐震化を促進

・　建物が耐震性を有することを示す全国統一マークによる表示制度の利用を促進

・　制度融資などによる中小企業者の支援

○　公立小中学校など防災上重要な区市町村立建築物

・　区市町村が行う耐震診断や耐震改修等の費用を助成し、公立小中学校の耐震化を平成 25 年度末までにおおむね完了

【事業効果】

○　防災上重要な建築物の耐震化を促進することによって、震災時に多くの人命が死傷することを未然に防ぐ。

○　防災上重要な建築物が耐震化されることによって、都内の防災力が高まる。

○　防災力の強化により東京の国際的な評価や信用力が向上し、安全な都市を将来に継承する。

住宅の耐震化（都市整備局・主税局）

平成 25 年度事業費
772 百万円

※事業費には、マンション耐震含まず

地震の発生により住宅が倒壊した場合、道路閉塞や出火によって避難や救急・消火活動が妨げられ、大規模な市街地火災が引き起こされる等、広範かつ甚大な被害につながるおそれがある。
また、戸建住宅に比べて、建物規模が大きいマンションは、地震によりひとたび倒壊等が起こった場合、周辺地域にも影響を及ぼすことが懸念されるとともに、その再建には多くの区分所有者等による合意形成が不可欠であり、通常の建築物以上に困難を伴うことが多い。
このことから、木造住宅やマンションの耐震化を促進し、震災被害を最小限にとどめる。

現在の状況

○　住宅の耐震化率：81.2%（平成 22 年度末）

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　住宅の耐震化率：90%以上

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	耐震化に向けた普及啓発		耐震キャンペーンの開催・耐震ポータルサイトの運営 →			
			区市町村普及啓発活動支援 →			
			マンション啓発隊（分譲マンション管理組合への訪問） →			
	相談体制の充実と情報提供		耐震化総合相談窓口 →			
			耐震改修工法・事例の紹介 →			
			耐震診断事務所の登録・紹介 →			
	費用負担の軽減		木造住宅耐震化助成 →			
			マンション耐震化助成 →			

特記事項

○　住宅の耐震化率を、平成 32 年度までに 95%とする。

事業内容・事業効果

【事業内容】

○　木造住宅やマンションの耐震化を促進することで、震災被害を最小限にとどめる。

耐震化に向けた普及啓発

○　耐震化に向けた都民の自発的な行動を促すため、気運の醸成や啓発活動を実施

【具体的対応】

○　建築物の耐震化について、区市町村による普及啓発活動を支援。個別訪問や無料耐震診断の実施など、効果的な取組を促進

○　安価で信頼できる耐震改修工法や装置を選定し、広く都民へ情報提供

○　一定水準以上の耐震診断技術者がいる建築士事務所を公表するとともに、耐震診断技術者による相談会等を開催

○　分譲マンションの管理組合に対して、区市と協力してマンション啓発隊を派遣し、耐震化に向けた助言や誘導を実施

相談体制の充実と情報提供

○　耐震化に取り組みやすい環境を整備するため、相談体制の整備や情報提供を図る。

【具体的対応】

○　公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターや多摩地域の庁舎に「耐震化総合相談窓口」を設置し、簡易な技術相談や来所による専門相談等を実施

○　耐震化に関する情報を分かりやすく紹介する「東京都耐震ポータルサイト」を運営。耐震改修事例や体験者の声を広く掲載するなど、更なる充実を図る。

費用負担の軽減

○　耐震化を促進するため建物所有者の費用負担の軽減を図る。

【具体的対応】

○　耐震診断・耐震改修等の費用を助成するほか、分譲マンションについては耐震アドバイザーを派遣し、管理組合の取組を支援

○　地震による住宅倒壊から生命を守るため、耐震シェルターや防災ベッド等の設置費を助成

○　住宅の耐震化促進のため、都独自に「耐震化促進税制」による優遇措置を実施

＜耐震ポータルサイトによる情報提供＞

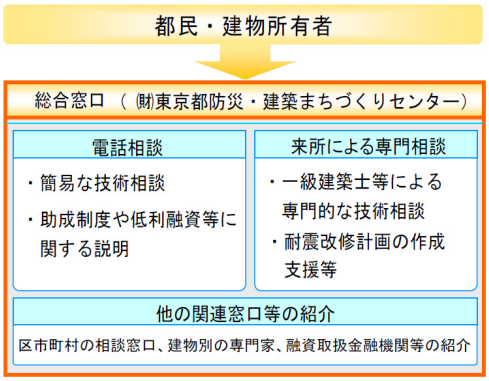

＜耐震化総合相談窓口の概要＞

【事業効果】

○　耐震化に向けた普及啓発活動により、耐震化に向けた都民の自発的な行動を促進する。

○　相談体制の整備や、耐震化に取り組む上で必要な情報の提供を図るなど、都民が耐震化に取り組みやすい環境を整備し、耐震化を促進する。

○　建物所有者の費用負担の軽減を図り、耐震化を促進する。

耐震改修工法・事例の情報提供（都市整備局）

平成 25 年度事業費
33 百万円

木造住宅の耐震改修工法や防災用ベッド等の装置について、優れたアイデアや事例を広く募集し、一定の評価を行った上で、展示会やパンフレット等の配布により、都民に情報提供する。

現在の状況

○　住宅の耐震化率：81.2%（平成 22 年度末）

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　住宅の耐震化率：90%

○　緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化率：100%

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	工法・事例の募集・選定	工法・事例の募集・選定（ビル・マンション）→		工法・事例の募集・選定（木造住宅）→	工法・事例の募集・選定（ビル・マンション）→	工法・事例の募集・選定（木造住宅）→
	工法・事例の情報提供		展示会の開催（年２回）やホームページ、パンフレット等で紹介 →			

特記事項

○　住宅の耐震化率を、平成 32 年度までに 95%とする。

事業内容・事業効果

【事業内容】

○　工法・事例の募集・選定
　木造住宅、ビル・マンションの耐震改修工事の実施例や地震から命を守るための装置について広く募集し、学識経験者、実務経験者等で構成する評価委員会の審査結果などを踏まえて選定

○　工法・事例の情報提供
　募集・選定した事例を都民が身近に実物を体験できるよう、東京都・区市町村で展示会を年２回開催するとともに、民間の耐震関連イベントにも出展し、広く情報提供
　また、都のホームページやパンフレットに掲載を行い、広く情報提供

○　中小企業施策を活用した耐震技術の開発支援
　都内の中小企業等が持っている耐震技術に優れたアイデアを引き出し、研究開発費の助成を行う公益財団法人東京都中小企業振興公社の助成事業等を活用して実用化に向けた支援を行うなど、中小企業施策を活用して、耐震技術の開発支援を実施

工法・事例の選定事例

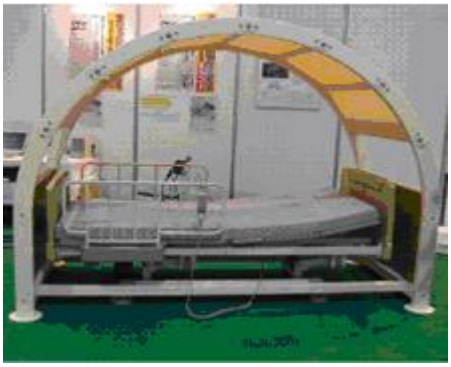

展示会の様子

【事業効果】

○　建物所有者は、強度、経済性、簡易性などを踏まえ、自らのニーズに合致した工法・事例を選択することができる。

○　優れたアイデアを商品として実用化することができ、工法の選択肢が拡大する。

○　住宅、ビル・マンションの耐震性が向上し、建物倒壊による震災被害が軽減される。

マンション啓発隊等（都市整備局）

平成 25 年度事業費
30 百万円

分譲マンションの耐震化については、まず耐震診断を実施し、所有者自らが耐震性能を把握することが重要である。耐震化に当たっては、複数の権利者による合意形成が必要となることから、耐震診断を促進させるためにマンション啓発隊を派遣し、管理組合等に対して、耐震診断実施に向けたきめ細かい助言や誘導を実施する。

現在の状況

○　住宅の耐震化率：81.2%（平成 22 年度末）

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　住宅の耐震化率：90%以上

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	マンション啓発隊個別訪問			マンション啓発隊		
			約 1,000 棟を個別訪問	約 2,500 棟を個別訪問		
	マンション管理ガイドライン普及促進		継　続　的　に　普　及　促　進			

特記事項

○　住宅の耐震化率を、平成 32 年度までに 95%とする。

事業内容・事業効果

【事業内容】

○　目的:

分譲マンションの耐震化については、まず耐震診断を実施し、所有者自らが耐震性能を把握することが重要である。耐震化に当たっては、複数の権利者による合意形成が必要となることから、耐震診断を促進させるためマンション啓発隊を派遣し、管理組合等に対して耐震診断実施に向けたきめ細かい助言や誘導を実施する。

○　訪問対象：

都内にある旧耐震基準の分譲マンション

※緊急輸送道路沿道建築物及び耐震診断実施済のものは除く。

○　啓発隊の構成：

東京都職員、地元自治体職員及び専門家（建築士又はマンション管理士）の３人一組にて訪問する。

○　相談会の開催：

地元自治体で開催するマンション関連セミナーにて、耐震に関する個別相談会を開催し、相談員を派遣する。

【啓発隊の実施と耐震化の流れ】

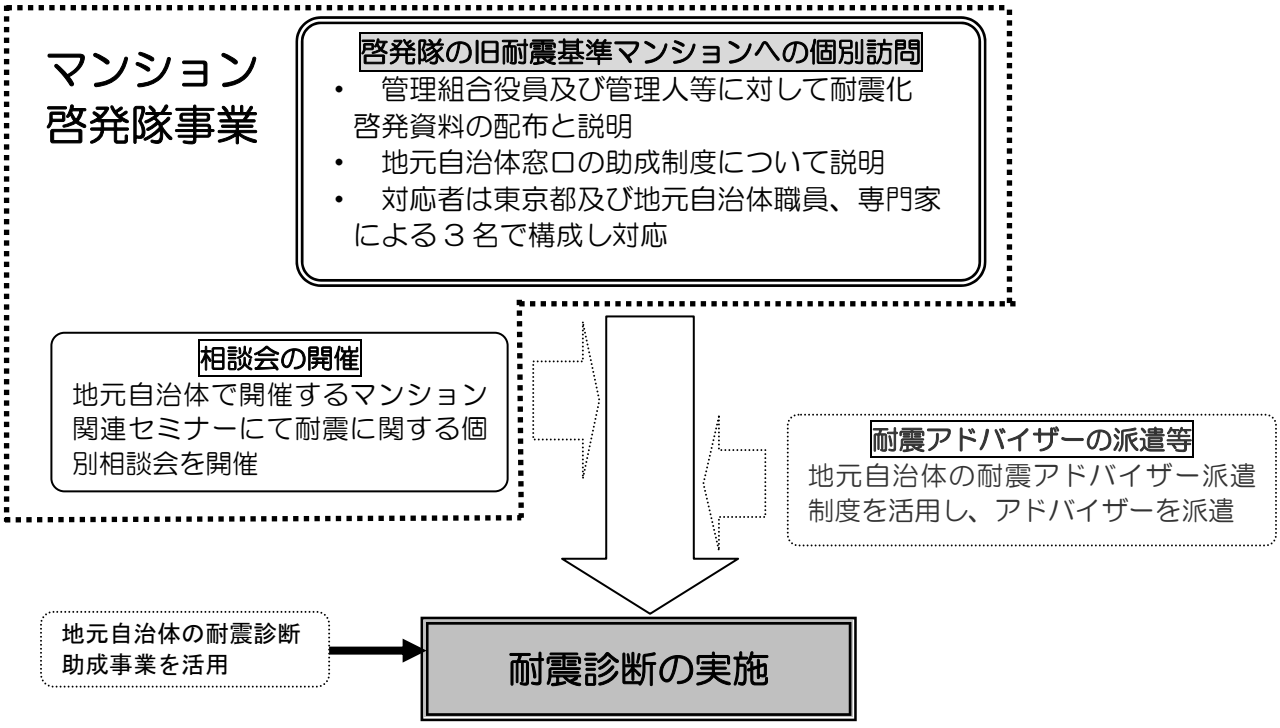

※　耐震アドバイザーや耐震診断の申請等の動きをデータベースに反映

【事業効果】

○　旧耐震基準の分譲マンション管理組合等に対して個別訪問を実施し、助成制度の紹介や耐震化に向けた助言や誘導を行うことで、立ち止まっていた耐震化への気運を醸成し、耐震アドバイザーの派遣を促すなど、耐震診断の実施に向け後押しを行う。

マンション耐震化促進事業（都市整備局）

平成 25 年度事業費
502 百万円

分譲マンションは、震災時の被害が周辺市街地に大きな影響を及ぼすことや、区分所有者間の合意形成が困難であることから、耐震診断、改修等への助成を実施する区市町村に対して助成を行い、マンションの耐震化を促進し、災害に強い東京の実現を図る。

現在の状況

○　住宅の耐震化率：81.2%（平成 22 年度末）

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　住宅の耐震化率：90%以上

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	マンションの耐震化		耐震診断･改修等への助成			住宅の耐震化率 90%
		ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ 100 件 耐震診断 6,593 戸 改修工事（設計･工事） 992 戸	ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ 120 件 耐震診断 7,751 戸 改修工事（設計･工事） 1,822 戸	ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ 530 件 耐震診断 14,630 戸 改修工事（設計･工事） 3,710 戸		

特記事項

○　住宅の耐震化率を、平成 32 年度までに 95%とする。

事業内容・事業効果

【事業内容】

○　現行の耐震基準施行以前の分譲マンション（昭和 56 年５月 31 日以前に建築確認を受け、建築された分譲マンション）の耐震化については、複数の権利者による合意形成が必要になる。合意形成の円滑化を図り、分譲マンションの耐震化を促進するため、耐震アドバイザー派遣及び耐震診断、耐震改修（設計・工事）の助成を実施する区市町村に対して助成を行う。

【耐震アドバイザー派遣事業】

管理組合に耐震アドバイザーを派遣する事業

自己負担	補助率　2／3		
1／3	国　1／3	都　1／6	区市　1／6

都補助は、事業費（50 千円×10 回まで）×1/6

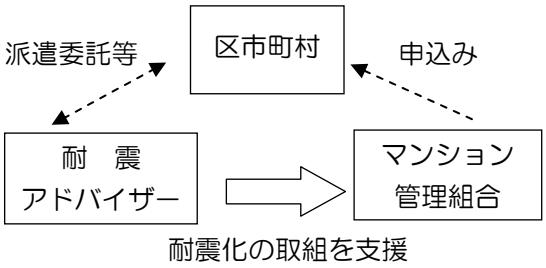

【耐震診断助成事業】

耐震診断費用を助成する事業

自己負担	補助率　2／3		
1／3	国　1／3	都　1／6	区市　1／6

都補助は事業費×1/6

【耐震改修助成事業】

①耐震改修計画作成、耐震改修設計

自己負担	補助率　2／3		
1／3	国　1／3	都　1／6	区市　1／6

都補助は事業費×1/6

②耐震改修工事

自己負担	行政補助　23%		
77%	国 11．5%	都 5．75%	区市 5．75%

都補助は
工事費×23.0%×1/4

【事業効果】

○　マンションの倒壊等を未然に回避し、住民の安全確保とともに、周辺の安全性が確保される。

○　マンションの倒壊等の確率が減り、復旧復興のための作業量が減少し、他の復旧復興作業を迅速に行える。

○　マンションの倒壊・破壊等による住民の避難が軽減され、避難所の負荷が低減される。

マンション改良工事助成制度（都市整備局）

平成 25 年度事業費
45 百万円

当制度の利用促進を図ることで、マンションの共用部分の計画的な修繕を促し、建物の安全性や耐震化の促進を図っていく。

現在の状況

○　平成 22 年度　　68 件　　2,990 戸
○　平成 23 年度　　35 件　　1,414 戸
○　平成 24 年度見込　　51 件　　2,367 戸

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　マンションの適切な維持管理の誘導を図り、管理規約や長期修繕計画の整備及び耐震化の促進を図っていく。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	制度利用戸数	1,414 戸	2,367 戸	5,000 戸		

事業内容・事業効果

【事業内容】

○　マンションの外壁塗装や屋上防水、バリアフリー化など、マンションの共用部分を計画的に改良・修繕する管理組合に対し、利子補給※を行う。

※　独立行政法人住宅金融支援機構の「マンション共用部分リフォーム融資」を利用する場合に、機構の金利が１％低利になるように、東京都が管理組合に対し利子補給を行う。

【事業効果】

○　改良・修繕の実施により、建物の適正な保全が促進され、外壁の剥離・落下等の外的被害が抑制できる。

○　管理規約や長期修繕計画が整備されていないマンションに対し、整備若しくは改善を指導することにより、計画的な修繕実施を促し、マンションの長寿命化を図る。

○　旧耐震基準のマンションに対し、耐震診断の実施を申込み条件にすることにより、耐震化を促進し、震災時における倒壊や損壊のリスク軽減を図る。

緊急輸送道路沿道建築物の耐震化（都市整備局）

平成 25 年度事業費
16,705 百万円

震災時において避難、救急消火活動、緊急支援物資の輸送及び復旧復興活動を支える緊急輸送道路沿道の建築物が倒壊し、道路を遮断すると、その影響は甚大である。首都直下地震の切迫性が指摘される中、大地震から都民の生命の安全と東京が担う都市機能を確保するため、緊急輸送道路の機能確保に向けた沿道建築物の耐震化は、極めて重要で、高い公共性を有す。

このため、主要な幹線道路の機能を確保する上で影響が大きい建築物について、耐震診断の義務付けや効果的な支援策など、規制誘導策を実施する。

現在の状況

○　緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化率：81.3%（平成 23 年度末）

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化率：100%

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	普及啓発	区市町村と連携した啓発の実施、業界団体を通じた普及啓発				
			耐震マーク表示制度			
	相談体制、情報提供		総合相談窓口の運営、相談体制の充実			
		ビル・マンションの耐震改修事例等の選定、パンフレット等による情報提供				
	規制策	条例制定 特定緊急輸送道路の指定 耐震化状況報告		耐震診断の義務化、耐震改修等の促進 （平成 25 年度耐震診断完了）		
	助成		緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成			

事業内容・事業効果

【事業内容】

○　区市町村、関係団体と連携した普及啓発
　所有者のニーズ、意向に応じた情報提供や耐震診断、耐震改修等の実施要請を行うなど、区市町村とも連携して、実効性ある普及啓発を実施
　建設業団体やビルの所有者団体、マンションの管理業団体等とも連携し、助成制度や耐震改修促進税制などの支援制度の周知徹底

○　ビル・マンションの耐震改修事例の情報提供
　緊急輸送道路の沿道に多い事務所ビルやマンションにおける多様な耐震改修事例を収集し、東京都のホームページやパンフレット、展示会等により、分かりやすく情報を提供

○　新たな規制誘導策による耐震化の推進
　東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例に基づき、特に重要な緊急輸送道路（特定緊急輸送道路）を指定し、その沿道建築物の所有者に耐震診断等を義務付けるとともに、助成制度の拡充などにより、所有者の自発的な耐震改修等を推進

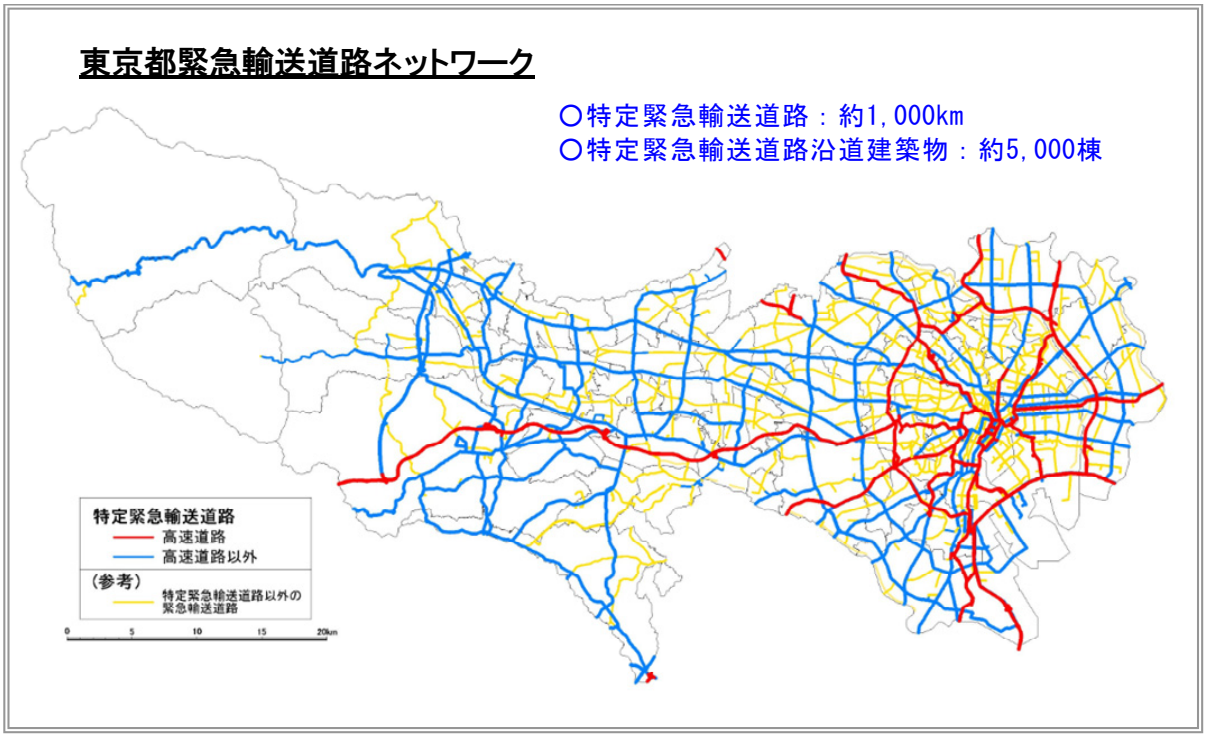

【事業効果】

○　緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化により、震災時の緊急輸送道路の機能が確保され、避難・救急活動、緊急物資輸送などの迅速な応急活動や復旧・復興に寄与する。

○　被災者の安全な帰宅が可能となる。

新規

耐震マーク表示制度（都市整備局）

平成 25 年度事業費
270 百万円

建築物の耐震性に関する情報が広く提供され、都民が安心して建築物を利用することができるよう、耐震基準に適合していることが確認された建築物に東京都耐震マークを交付し、建築物の入口など見やすい場所に表示する。

現在の状況（平成 24 年度末）

○　耐震性を有する特定緊急輸送道路に敷地が接する建築物への交付：約 600 枚
○　耐震性を有する公共建築物への交付：約 18,900 枚

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　都内の耐震性を有する建築物への交付：約 212 万枚

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	耐震マークの申請受付・交付	マークデザインの選定 →		耐震マークの申請受付・交付 →		

事業内容・事業効果

【事業内容】
○　耐震マークの申請受付・交付
　建築物の耐震性の有無は、一般的に建築物の外観だけでは判別できない。利用者や都民に分かりやすく情報提供することが重要であることから、東京都耐震マーク表示制度を創設
　平成 24 年４月から、特定緊急輸送道路に敷地が接する建築物及び公共建築物を対象として、申請受付・交付を開始

耐震マークのデザイン

マークのサイズ　15 ㎝×15 ㎝
※　旧耐震建築物で耐震診断により耐震基準への適合が確認された建築物の場合は「耐震診断済」、旧耐震建築物で耐震改修により耐震基準への適合が確認された建築物の場合は「耐震改修済」の表記

【事業効果】
○　建物利用者や都民が判別することの難しかった建築物の耐震性について、確認できるようになる。
○　耐震マーク表示制度による耐震化の気運の醸成により、建物所有者の建築物の耐震化への取組を促進することができる。

新規

社会福祉施設等の耐震化（福祉保健局）

平成 25 年度事業費
796 百万円

私立で自己所有の社会福祉施設等が実施する耐震診断・耐震改修に要する経費を一部補助するとともに、個別訪問による耐震化の勧奨やアドバイザーの派遣による助言等を行い、耐震化を促進する。

現在の状況

○　社会福祉施設等の耐震化率：87%（平成 22 年４月）

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　社会福祉施設等の耐震化を推進

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	耐震診断への助成		耐震診断への助成を実施 →			
	耐震改修等への助成			耐震改修等への助成を実施 →		
	アドバイザーの派遣等の実施		個別訪問、アドバイザーの派遣を実施 →			

特記事項

○　主に災害時要援護者が利用する入所施設及び保育所については、平成 32 年度までに 100%耐震化する。

事業内容・事業効果

【事業内容】

○　補助事業

1　補助対象：都内に存する、私立で自己所有の社会福祉施設等

2　対象建築物：建築基準法における新耐震基準導入（昭和 56 年６月１日）以前に建築された施設であること。建築物改修の補助については、加えて構造耐震指標（Is 値）が一定の数値以下であること。

3　補助率：①耐震診断　４／５　　②耐震改修等　７／８又は 13／16（Is 値による）

4　補助対象経費：①耐震診断に要する経費
②柱、壁、梁等の補強や増設等の耐震補強工事に要する経費
仮設施設の整備に必要な建物賃借料、工事費又は工事請負費

○　訪問・アドバイザー派遣事業

耐震化が必要な施設に対し個別訪問やアドバイザー派遣を行い、個々の状況に応じたきめ細やかな相談・提案を行う。

【事業効果】

○　高齢者や障害者、子供など自力での避難が難しい方が多く利用し、また、地震発生時には被災者の受入機能を果たすことのある社会福祉施設等の耐震化が進むことで、利用者等の安全・安心が確保される。

鉄道施設耐震対策事業（都市整備局）

平成 25 年度事業費
1,265 百万円

首都直下地震で震度６強以上が想定される地域における乗降客数１日１万人以上の駅や駅間の高架橋などを対象に、国と協調して耐震対策の補助を実施する。

現在の状況

○　平成 24 年度は、鉄道駅耐震補強事業費補助を９駅で実施
○　鉄道駅耐震補強事業補助の対象駅（30 駅）は、他事業で行われる２駅を除き耐震化を終了

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　首都直下地震で震度６強以上が想定される地域における乗降客数１日１万人以上の駅や駅間の高架橋などを対象に、各事業者が策定する実施計画（平成 25～29 年度の５か年計画）に位置付けられる箇所について、耐震化を促進する。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	鉄道駅耐震補強事業	12 駅	９駅			
	鉄道施設耐震対策事業			駅：２駅 路線：11 箇所	駅：４駅 路線：17 箇所	駅：５駅 路線：９箇所

事業効果

○　平成 22 年度末の耐震化率（ＪＲ東日本を除く）は、鉄道駅で約 84%、高架橋で約 75%、トンネルで約 84%の進捗である。

○　土木学会等の報告では、東日本大震災における鉄道施設等の被害は、鋼板等による耐震補強を行った高架橋の柱は無害であり、耐震補強の有効性が分かった。

○　平成 20 年度は 10 駅、平成 21 年度は 12 駅、平成 22 年度は 12 駅で補助を実施した。

事業内容

鉄軌道事業者が実施する耐震対策に国と協調して補助を行う。
・事　業　期　間　　平成 25～29 年度
・補助対象箇所　　各鉄軌道事業者が策定する実施計画（５か年計画）に位置付けられた箇所
・補助対象事業者　　鉄軌道事業者（ＪＲ東日本、ＪＲ東海及び地下高速鉄道事業者を除く）
・補　　助　　率　　国：１／３、東京都：１／３
・補　助　対　象　　駅：乗降客１日１万人以上、路線：片道断面輸送量１日１万人以上等

○　鉄道駅や高架橋の耐震化工法

＜ＣＢフープ工法＞

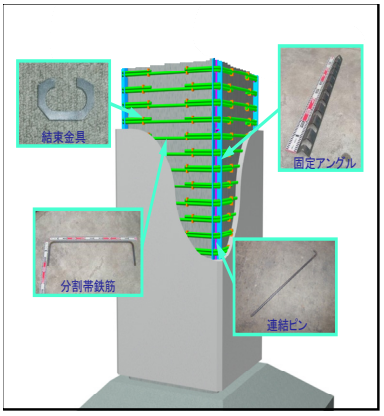

＜一面耐震補強工法＞

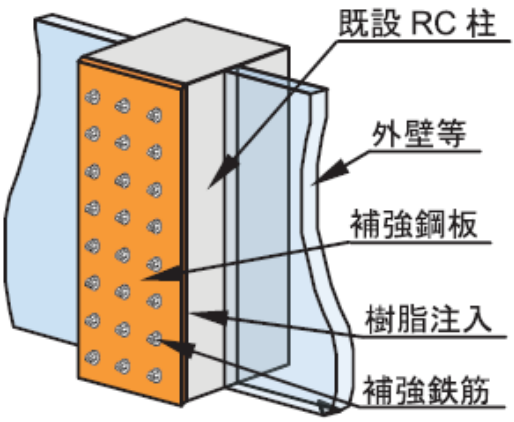

新規

都営地下鉄施設の耐震対策の強化（交通局）

平成 25 年度事業費
1,431 百万円

「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえ、鉄道施設の安全性を更に高め、早期の運転再開を図るため、都営地下鉄における高架部の橋脚及び地下部の柱の耐震補強を進める。

現在の状況

○　阪神・淡路大震災を受けて国が定めた基準に基づく耐震対策は、平成 22 年度までに全て完了している。
- 高架部の橋脚など　約 600 本
- 駅など地下部の柱　約 700 本
- その他（落橋防止装置の設置など）

○　その後の東日本大震災を踏まえ、平成 24 年度より車庫入出庫線を中心に新たな耐震補強を実施している。

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえた新たな耐震補強の対象施設（高架部橋脚及び地下駅部中柱）約 3,800 本のうちの約 38%について、工事完了する。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	耐震補強		1％	5％	20%	38%

事業内容・事業効果

【事業内容】

○　これまでの対応

（１）平成７年に発生した阪神・淡路大震災を受けて、同規模の直下型地震に耐えられるよう、国の基準（平成７年８月　運輸省通達「鉄道構造物の耐震性能に関わる当面の措置」）に基づき、高架部の橋脚や地下駅の中柱の補強など、耐震対策は平成 22 年度までに完了している。

（２）実施状況
国の通達の対象範囲
・高架部の橋脚など　600 本
・地下駅の中柱など　700 本
・その他（落橋防止）　19 か所

（３）主な実施事例

高架部

地下駅部中柱

落橋防止

○　今後の対応

平成 23 年３月に発生した東日本大震災では、高架部に被害を受けた仙台市営地下鉄などで、全線の運行再開までに２か月近くの時間を要したことから、国の方針に先駆け、「首都直下地震等による東京の被害想定」で想定した東京湾北部などを震源地とする大地震を受けた場合でも、施設が大きな損傷を受けることなく機能を保持し、運行の早期再開が可能となるよう、耐震補強を実施していく。

【事業効果】

○　耐震補強を実施することにより、地下鉄施設の耐震性、安全性を更に高め、新たな被害想定で示された東京湾北部などを震源地とする大地震が発生しても、地下鉄施設が大きな損傷を受けることなく機能を保持でき、早期の運転再開が可能となるなど、都民生活の要である輸送機能が確保される。

総合的なエレベーター対策の推進

（総務局・福祉保健局・病院経営本部・教育庁・東京消防庁）

平成 25 年度事業費
166 百万円

震災時に大量発生すると見込まれるエレベーター（以下「EV」という。）閉じ込めや、都市機能の維持に必要不可欠な EV の早期復旧に対応するため、都立施設を始めとする EV の閉じ込め防止及び早期救出体制の確立や、復旧を円滑に行う体制を構築する。

現在の状況

○　都立施設における EV 改修による閉じ込め防止機能を 442 台整備（平成 20 年度～平成 23 年度）
○　日本エレベーター協会を通じ、民間施設への EV 対策の普及に係るリーフレットや EV 貼付用ステッカーによる啓発を実施

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　都立施設では庁舎等改修計画などに合わせ、EV 閉じ込め防止装置など既設の EV への整備を 28 台整備する。
○　EV 業界を始めとして、民間施設への EV 対策の普及啓発を継続して実施する。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	都立施設における閉じ込め防止機能の向上	（福祉保健局・病院経営本部・教育庁・東京消防庁）15 台実施	（教育庁）9 台改修	（教育庁）9 台改修（累計 18 台）	（教育庁）5 台改修（累計 23 台）	（教育庁）5 台改修（累計 28 台）
	ビルオーナーへの EV 対策の普及啓発	リーフレット 135,000 枚配布 ステッカー 135,000 枚配布	日本エレベーター協会等を通じた普及啓発の継続			
	業界団体と連携した EV 閉じ込め対策の推進・救出体制の確保			業界団体との連携		

事業効果

○　機能向上による EV 閉じ込め台数の減少により、救出対象を減少させる。
○　EV 閉じ込め早期救出体制を実現し、救出できる人員を増やし、救出時間の短縮を図る。
○　EV 復旧による都市機能の早期回復を実現することで、EV が使えないために避難生活を送っている住民を自宅に早期帰宅させる。

事業内容

○　機能向上、救出体制の確保、早期復旧体制の確立など総合的な対策を実施することで、EV 閉じ込め防止などの効果を高める。

機能向上

○　都民の利用する施設や、医療機関 EV の機能を向上

【具体的対応】

○　都立病院や警察署・消防署など重要な施設や民間の災害拠点病院の EV に閉じ込め防止装置・機能を付加する。
（リスタート運転機能、P 波感知型地震時管制運転装置、停電時自動着床装置等）

○　緊急地震速報を活用した自動制御装置の付加を行う。

救出体制の確保

○　EV 保守会社が来られない場合の救出体制の確保

○　EV 閉じ込めの早期覚知・連絡体制を強化

【具体的対応】

○　災害時優先電話を活用した EV 保守管理会社の連絡体制の強化

○　日本 EV 協会、ビルメンテナンス協会と協力し、閉じ込め発生時に迅速に救出できる体制を整備する。

○　EV 保守車両に緊急通行証を交付し、円滑な救助を行う。

早期復旧体制の確立

○　早期復旧体制を確立し、建物の縦動線を早期確保

【具体的対応】

○　復旧時における「１ビル １台」復旧ルールの周知、徹底

○　自動復旧装置など、新たな閉じ込め防止機能等の検討

○　EV 保守の車両に緊急通行証を事前交付し、円滑な復旧を行う。

EV閉じ込め対策の効果について（イメージ図）

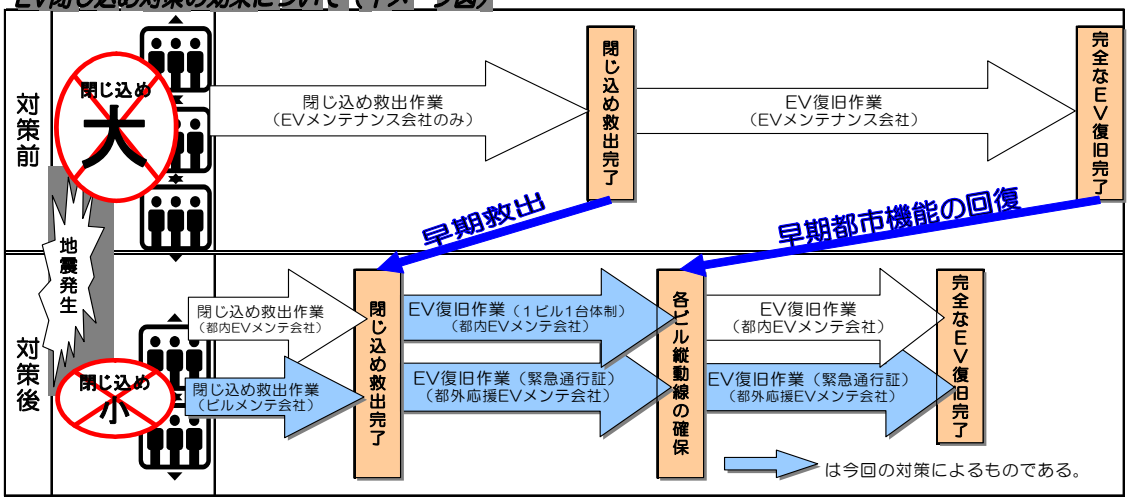

1 ビル 1 台復旧ルールの普及啓発リーフレット

○　１ビル１台復旧ルール
地震発生時に、全ての住宅・建築物において、棟単位で１ビル１台の復旧を行うことにより、最低限の縦動線を確保していく方法。これにより、建物の全ての EV を復旧していく場合に比べ、約 30%程度時間の短縮ができる。

【平成 24 年度までに事業を完了した局（庁）】
生活文化局・福祉保健局・病院経営本部・産業労働局・建設局・東京消防庁・警視庁

新規

民間建築物のエレベーターの閉じ込め防止対策

（都市整備局）

平成 25 年度事業費
－　百万円

都内のエレベーター所有者等に地震時の閉じ込め防止の必要性について、普及啓発を行う。

現在の状況（平成 24 年度末）

○　都内の特定行政庁や関係団体等と連携を図りながら、都内のエレベーター所有者等に地震時の閉じ込め防止についての普及啓発を行うため、リーフレットの作成・配布とホームページへの掲載を実施

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　閉じ込め防止対策の普及啓発を継続して実施する。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	民間建築物におけるエレベーターの閉じ込め防止対策に係る普及啓発	閉じ込め事故の実態調査	リーフレット作成・配布	改善要請	ホームページ掲載	

事業内容・事業効果

【事業内容】

○　地震時に既存のエレベーターの閉じ込めや機器の被害を防ぐには、P 波感知型地震時管制運転装置の設置やロープの外れ止め対策などを規定している「09 耐震指針」を満たす改修が有効である。

○　この基準に適合する改修工事について、必要性の普及・啓発と情報提供を併せて行うことが効果的であると判断されることから、リーフレットの作成・配布と都のホームページへの掲載を行うなどエレベーターの閉じ込め対策の必要性の周知を図っていく。

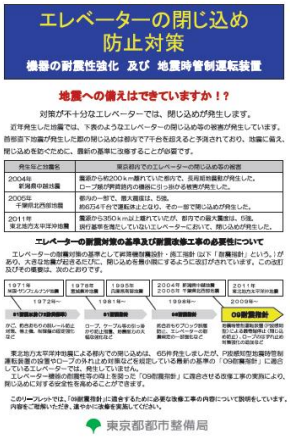

【事業効果】

○　エレベーターの閉じ込め対策の普及啓発を行うことにより、閉じ込め防止対策の改修工事が促進され、地震による閉じ込め等の被害が軽減される。

新規

都営住宅におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上（都市整備局）

平成 25 年度事業費
213 百万円

都営住宅のエレベーターに、停電時に最寄階で自動停止する停電時自動着床装置を設置する。

現在の状況（平成 24 年度末）

○　東日本大震災を契機に、平成 23 年度から既存のエレベーターを対象に本装置を設置

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　閉じ込め防止機能を有するエレベーターの台数を増やすため、制御盤等の主要な部品交換を伴わずに設置可能な停電時着床装置を既設エレベーターのうち 763 基に設置する。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	停電時自動着床装置設置数	111 基	174 基	170 基	170 基	138 基

事業内容・事業効果

【事業内容】

○　既設エレベーターの地震時閉じ込め防止機能の向上として、停電時に最寄階で自動停止する停電時自動着床装置を設置し、エレベーターの安全性を向上させる。

（備考）
　停電時自動着床装置については、平成 21 年９月の建築基準法施行令の一部改正以後に、一部リニューアル工事で設置あるいは新規設置のエレベーター以外には設置されていない。

【事業効果】

○　停電の際にも、停電時自動着床装置を設置することで、最寄階に自動停止することができるため、閉じ込め防止の機能向上に寄与する。

新規

都営地下鉄駅におけるエレベーターの閉じ込め防止対策の推進（交通局）

平成 25 年度事業費
46 百万円

震災時等におけるエレベーター内への閉じ込めリスクを軽減するため、都営地下鉄駅の改修可能な既設のエレベーターに、緊急停止した際のリスタート機能を追加する。

※　リスタート機能：地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能

現在の状況

○　都営地下鉄駅において平成 24 年度末の時点で、46 基の設置を完了した。

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　平成 25 年度は 29 基を予定している。これにより、平成 23 年度から平成 25 年度までの３年間で 75 基にリスタート機能を追加する。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	既設エレベーターへの機能追加	17 基	29 基	29 基		

事業内容・事業効果

【事業内容】

○　エレベーターがＰ波（初期微動）を感知すると、最寄り階に停止して扉を開き、乗客を降ろし、安全が確認できるまで停止する（地震時管制運転）。ところが、最寄り階に向かう途中でＳ波（本震）を感知して安全装置が作動すると、階と階の間で停止してしまい、乗客が閉じ込められてしまう。そのため、地震時閉じ込め防止機能を設置する。

【事業効果】

○　地震時閉じ込め防止機能を設置することによって、安全が確認できた段階で地震時管制運転が再開され、最寄り階で停止し、扉を開くことができ、エレベーター内の閉じ込めを防止することができる。

平成 23 年度実施箇所の一例
（三田線内幸町駅２号機）

屋外広告物、天井等の落下防止対策（都市整備局）

平成 25 年度事業費
－　百万円

建築物の屋上や壁面に設置されている屋外広告物の落下等を防止するため、許可申請時における安全確認や指導の徹底を図る。
また、落下のおそれのある大規模空間の天井、外壁タイル及びはめ殺し窓ガラスについて、建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告制度等の機会を捉えて、都内建築物の所有者に対し、改善指導を継続して行っていく。

現在の状況（平成 24 年度末）

○　許可申請される屋外広告物の安全性について、許可申請及び継続申請時に屋外広告物管理者の設置状況や自己点検報告書の確認、指導を行っている。
○　定期報告や建築物防災週間の立入検査の際に、落下のおそれのある大規模空間の天井や外壁タイル、窓ガラスがある建築物の所有者へ改善指導するなど取り組んできた。
　平成 24 年度は、国が天井の落下防止対策に関する新たな基準案を示したことから、都が所管する建築物の天井について、実態調査を実施した。

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　許可権者が引き続き屋外広告物の安全性について確認していく。
○　建築物の天井等の落下防止対策を推進し、地震発生時における人的な被害を防止する。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	屋外広告物の落下防止対策	許可ごとに、区市町（許可権者）が確認・指導				
		許可件数 約 21,000 件	許可件数 約 21,000 件			
	天井等の落下防止対策	改善指導の実施				
			大規模天井 実態調査	大規模天井 落下防止対策 事例調査		

事業内容・事業効果

【事業内容】
○　東京都屋外広告物条例（昭和 24 年東京都条例第 100 号）に基づき、表示者等に対し、屋外広告物の許可申請時、指導及び設置後の維持管理についての指導を行うとともに、一定規模以上の屋外広告物については屋外広告物管理者の設置を義務付けている。
　また、広告事業者育成の観点から、毎年、屋外広告物講習会を開催し、安全に関わる施工科目を設けている。
○　建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告制度等の機会を捉えて、天井等の落下防止対策に関する改修工法の事例をまとめたパンフレットを作成・配布するなど、建物所有者への普及啓発を図る。

【事業効果】
○　屋外広告物の落下防止対策を推進することにより、地震発生時における人的被害の防止を図る。
○　建築物の天井等の落下防止対策を推進することにより、地震発生時における人的な被害が軽減される。

新規

天井等の非構造部材の耐震化の推進

（生活文化局・交通局・教育庁）

平成 25 年度事業費
2,606 百万円

児童・生徒の活動の場である都立学校、公立小中学校等及び私立学校においては、これまでも耐震補強工事等により建物の構造体の耐震化を推進してきた。しかし、東日本大震災により多くの学校施設で、天井材、照明器具、外壁などの落下による被害が発生したことから、これらの「非構造部材」の落下防止対策を実施していく。

また、日暮里・舎人ライナーについても、駅舎におけるお客様の一層の安全確保及び早期の運転再開を図るため、駅天井の耐震対策を実施する。

現在の状況

○　都立学校
- 全都立学校の建物の構造体の耐震補強完了（平成 22 年度）
- 体育館の非構造部材の調査点検（平成 24 年度）、緊急工事

○　公立小中学校等
- 構造体耐震化率　96.7%（平成 23 年度末時点）
- 非構造部材耐震対策実施率　17.9%（平成 23 年度末時点）

○　都内私立学校の点検実施率　52.1%、対策実施率　43.3%（平成 24 年５月１日時点）
○　日暮里・舎人ライナー駅舎について駅天井の耐震調査を実施（平成 24 年度）

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　都立学校
- 体育館の非構造部材の耐震化対策　耐震化改修工事（平成 25～27 年度）
- 校舎棟等の非構造部材の耐震化対策　調査点検、緊急工事（平成 25 年度）
- 校舎棟等の非構造部材の耐震化対策　耐震化改修工事（平成 26～27 年度）

○　公立小中学校等に対する新たな補助制度の創設により、耐震化を推進（平成 25～27 年度）
○　私立学校の天井材などの非構造部材の耐震化に対する補助制度を創設し、耐震化を促進（平成 25 年度～）
○　日暮里・舎人ライナー駅舎について駅天井の耐震工事を平成 26 年度までに完了

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	都立高等学校		調査点検　150 校	工事　22 校 調査点検　158 校	工事　58 校	工事　58 校
	都立特別支援学校		調査点検　47 校	工事　7 校 調査点検　47 校	工事　12 校	工事　12 校
	公立小中学校等			工事に対する補助等 →		
	私立学校			私立学校の非構造部材の耐震化促進 →		
	日暮里・舎人ライナー駅舎		耐震調査 耐震診断	設計・工事着手	完了	

事業内容・事業効果

【事業内容】

＜都立学校、公立小中学校＞
震災時において、学校施設は児童・生徒の安全を確保する必要があるとともに、地域住民の避難所や帰宅支援ステーション・一時滞在施設等として多くの都民の安全を守る役割も担っていることから、学校施設の安全確保は極めて重要である。

○　概要
都立学校については、とりわけ天井高が高く、落下した場合被害が大きくなるおそれのある体育館について、平成 24 年度において優先的に調査点検、緊急工事を実施し、平成 25 年度から３カ年計画に基づき耐震化改修工事を順次行う。
公立小中学校等については、国庫交付金と起債可能額を除く設置者負担額を補助する制度を平成 25 年度に新たに創設し、非構造部材耐震化を推進する。

（１）体育館（都立学校）
非構造部材の耐震化改修工事　　平成 25～27 年度
（２）校舎棟等（都立学校）
非構造部材の調査点検、緊急工事　平成 25 年度
非構造部材の耐震化改修工事　　平成 26～27 年度
（３）公立小中学校等
非構造部材の耐震化工事に対する補助　平成 25～27 年度

＜私立学校＞
○　概要
東日本大震災の教訓を踏まえ、私立学校施設における耐震化や防災機能強化を促進するため、校舎等の耐震対策に加えて、非構造部材の耐震対策に係る経費を補助する。

非構造部材の耐震対策工事の例
・　天井材及び天井器具（照明器具・空調機器等）の落下防止工事
・　外壁及びその仕上げ材の剥落・落下防止工事など

＜日暮里・舎人ライナー駅舎＞
○　概要
駅舎におけるお客様の一層の安全確保及び早期の運転再開を図るため、駅天井の耐震対策を実施する。

天井耐震補強実施対象駅
日暮里・舎人ライナー全 13 駅
（詳細については、調査及び耐震診断の結果による。）

【事業効果】

○　体育館は天井高が高く、非構造部材の落下により致命的な事故につながるおそれが高いことから、落下防止対策を優先的に実施することにより、児童・生徒の安全を確保することができる。
○　体育館は発災時には地域住民の避難場所となることから、落下防止対策を実施することにより、避難住民の安全を確保するとともに、避難場所としての機能を維持することができる。
○　校舎棟等についても、非構造部材の落下防止対策を実施することにより、児童・生徒や教職員の安全を確保することができる。
○　駅舎天井の耐震性能が向上することにより、天井落下リスクが軽減され、お客様の安全の確保や、災害発生後の早期運行開始に資することができる。

家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進（総務局・東京消防庁）－長周期地震動等における室内安全対策の推進－

平成 25 年度事業費
6 百万円

近年発生した大規模地震における負傷者のうち、３割から５割は家具類の転倒・落下によるものであったことや東日本大震災では高層階で家具の転倒等が発生したことから、適切な転倒・落下・移動防止対策を普及し、家具類の転倒等による直接的な負傷防止のほか、出火防止及び初期消火活動空間や避難路の確保を図ることで、震災時の死傷者数を低減する。

現在の状況

○　平成 24 年における家具類の転倒・落下・移動防止対策実施率 58.6%
（出典「消防に関する世論調査」平成 24 年 9 月　東京消防庁）

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　平成 27 年度末までに、東京都地域防災計画における到達目標 60.0%を目指す。
○　関係機関及び業界と連携し、実施率の低い世代や居住形態において集中的に周知啓発を行い、実施率の底上げを行う。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	関係団体等と連携した普及啓発イベントや広報の実施	・室内被害映像の放映 ・リーフレットの配布 ・シミュレーターによる広報	チラシ・子供用リーフレットの配布			
	防止器具の取付講習や各種研修での対策の周知啓発	取付講習 リーダー研修		学習交流会		
	防災指導用小冊子の作成・配布	ハンドブック 26,000 部	ハンドブック 25,000 部	ハンドブック 35,000 部	ハンドブック 35,000 部	ハンドブック 35,000 部
	多様な広報媒体を用いた周知啓発	広報東京都 冊子(防災の手引) 大型ビジョン ＴＶ番組　等	【広報の強化】　○ツイッターなどを活用した情報発信 ○冊子（防災の手引）の内容の充実 ○イベントでの展示の充実　等			

事業内容・事業効果

【事業内容】

○　関係団体等と連携した普及啓発イベントや広報の実施

(1) ホームセンター等の販売店と連携し、地震対策コーナーを設置し、都民等に対し周知啓発を図る。
(2) 住宅関連等の業界団体等に対して、構成事業者への普及啓発を依頼する。
(3) 東京商工会議所等の業界団体に対して、構成事業者への普及啓発を依頼する。

○　家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付講習や各種研修での対策の周知啓発

家具類の転倒・落下・移動防止対策講習を実施し、都民等に対する転倒防止対策実施の拡大を図る。
また、防災市民組織リーダー研修会や学習交流会などの各種研修において周知啓発を図る。

○　防災指導用小冊子の作成・配布

家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックを作成し、都民等への配布やホームページへの掲載を行い、広く都民に普及啓発を実施している。

○　多様な広報媒体を用いた周知啓発

広報紙や冊子（防災対策の手引き）、ホームページでの掲載等、大型ビジョンやデジタルサイネージでの放映、イベントでのパネル掲示、ソーシャル・ネットワーク・サービス、多数のメディアを活用した広報活動を実施する。

○　その他

(1)　防災訓練、座談会、地域イベント、学校や福祉施設への訪問、防火防災診断、職場体験時等、あらゆる機会を捉えビデオの上映、パンフレットの配布等により、広く都民に普及啓発を図る。
(2)　年度末などの引越しの時期に合わせて、区市町村と連携し、効果的な広報を実施する。
(3)　対策実施率の低い世代や居住形態に対して、集中的に周知啓発を図る。
(4)　「地震から家族を守る」というコンセプトのもと、子供とその保護者に対し、周知啓発を図る。
(5)　地震動シミュレータ装置を活用した揺れ体験による長周期地震動の危険性の啓発を行い、対策の実施を促進する。

販売店での周知啓発

広報東京都の記事

防災指導用小冊子
（ハンドブック）

【事業効果】

○　関係団体等と連携した普及啓発イベントや広報の実施

業界団体を通じた普及啓発を行うことにより、多面的かつ効果的に普及啓発を行うことができる。

○　家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付講習や各種研修での対策の周知啓発

都民等へ直接、必要性や具体的な取付方法を示すことで、対策実施率が向上する。
また、地域のリーダーへの講義を実施することで、対策が効果的に地域に周知できる。

○　防災指導用小冊子の作成・配布

様々な家具類に対する具体的な対策方法を示した冊子を配布することで、対策方法が分からずこれまで対策を取らなかった都民等に対して、対策実施の促進を図ることができる。

○　多様な広報媒体を用いた周知啓発

多様な広報媒体を活用することにより、多くの幅広い年代や地域の都民に対して、転倒・落下・移動防止対策を普及啓発することができる。

○　その他

(1)　地域イベントや各種行事、施設や個人宅への訪問等、出向いて活動することで、多くの住民に対する普及啓発が行え、実施率の向上につながる。
(2)　多数のメディアやイベントを活用することにより、家具類が未固定である際の危険性を認識する機会が増え、対策実施率の向上につながる。
(3)　区市町村と連携することにより、都内隅々まできめ細やかな普及・啓発が実施できる。
(4)　ターゲットを絞り、それらに合わせた周知啓発を図ることで、効果的に対策の推進を図ることができる。
(5)　地震動シミュレータは、過去に発生した地震動の再現や、長周期地震動の揺れを体験できることから、説得力のある意識啓発により、対策実施の促進を図ることができる。

民間建築物等への指導〔軟弱地盤対策〕（都市整備局）

平成 25 年度事業費
97 百万円

地震時の軟弱地盤の液状化による建築物等への被害を軽減するため、建築確認申請ごとの審査で指導強化する。
また、建築主等が液状化による建物被害に備えるために必要となる地盤データや対策工法等を情報提供するとともに、対策について専門家からアドバイスを受けられる制度を創設し、対策の実施を支援する。

現在の状況

○　「軟弱地盤における木造建築物、コンクリートブロック造塀等の倒壊に対する安全対策」等により、地盤の状況等に応じて安全策を講ずるよう建築確認申請の審査で指導強化を図っている。

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　埋立地等の軟弱地盤で液状化のおそれのある地域において、地盤の状況に応じて安全策を講ずるよう、建築確認の審査時に建築主等に促し、指導強化を図る。
○　建築主等が液状化対策の検討に必要な地盤データや対策工法の情報を、東京都や区等の窓口及び東京都のホームページで提供する。
　また、アドバイザー制度を創設して、建て主等が適切な対策のアドバイスを受け、液状化対策を進められるよう支援する。

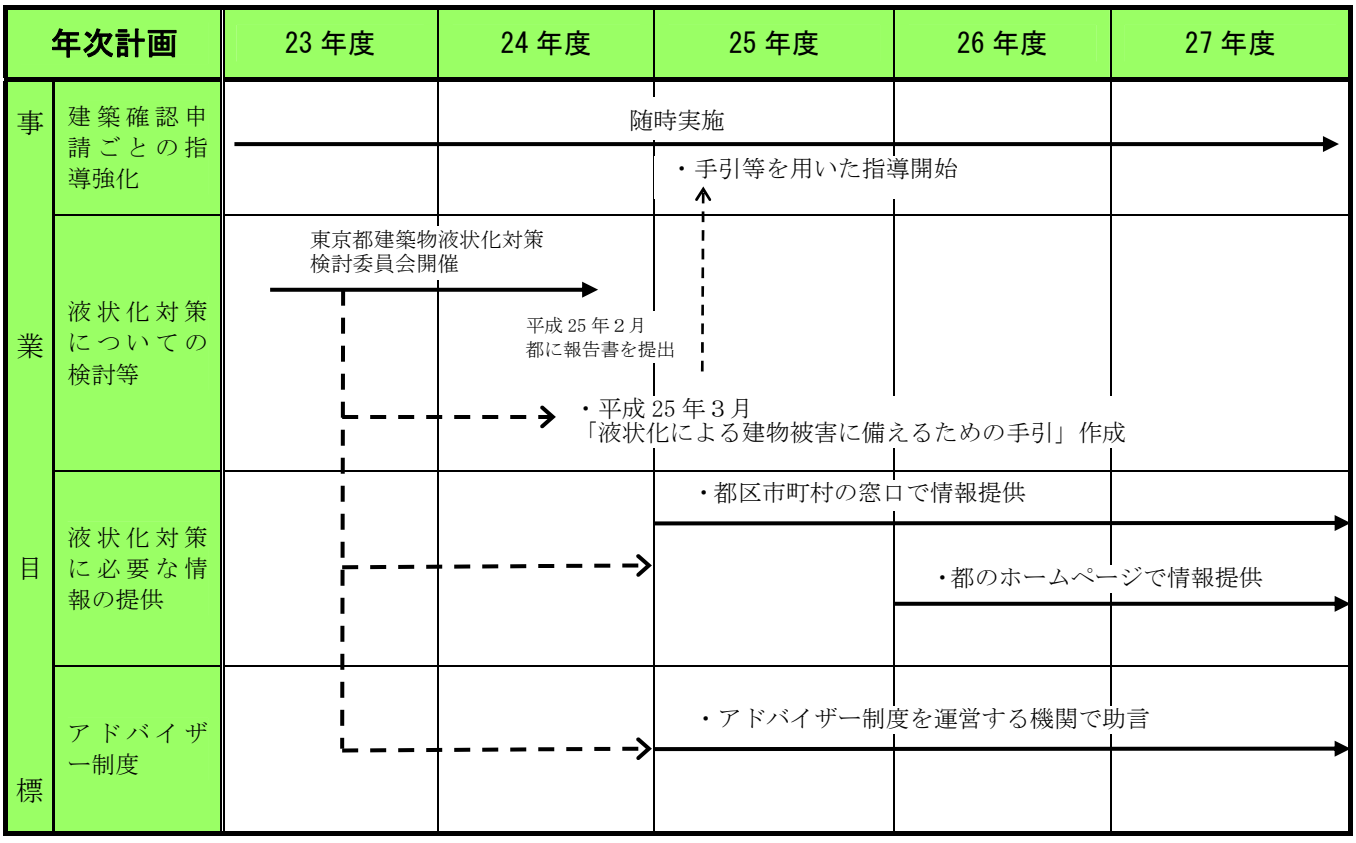

事業内容・事業効果

【事業内容】

○　埋立地等の軟弱地盤では、地震により地盤の液状化が発生し、建築物が被害を受ける可能性が高い。このため、「軟弱地盤における木造建築物、コンクリートブロック造塀等の倒壊に対する安全確保について」等を使用し、特に地盤の液状化のおそれがある地域で、建築物の設計等において地盤の状況等に応じた安全策を講じるよう、建築確認の申請ごとに審査を行い、指導強化を図っている。

○　また、建て主や建物所有者が自ら液状化対策を検討するに当たり必要となる、地盤調査データや柱状図、地盤調査の方法や対策工法を記載した手引を作成し、情報提供していく。

○　なお、液状化対策の検討には、地盤や建築物の専門的な知識を有する専門家のアドバイスが必要となる。このため、関係する業界団体とアドバイザー制度を創設し、建て主等が的確なアドバイスを受け、適切な対策を行えるよう支援していく。

【事業効果】

○　地盤の状況に応じた安全策を講じるよう、建築確認の申請ごとに審査を行い、指導を強化することによって、液状化被害の軽減を図る。

○　東京都や区市町村の窓口における地盤データの閲覧や液状化に備えるための手引を使った地盤調査方法、対策工法についての情報提供を行うとともに、専門家に安心して相談できるためのアドバイザー制度を創設し、建て主や建物所有者に適切な助言を行うことにより、地域の特性に応じた液状化対策を行うことができる。

公共建築物等に対する液状化対策（建設局）

平成 25 年度事業費
15 百万円

地盤の液状化の判定に当たっては、「東京低地の液状化予測（昭和 62 年４月）」での判定結果や、昭和 61 年より開発・運用している地盤情報システム内に集められた地形、地質等に関する情報を適宜活用していく。

現在の状況（平成 24 年度末）

○　地質柱状図等データの入力　約 1,210 本（総入力本数　74,100 本）

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　地盤情報システムへの地質柱状図等データの入力　2,500 本（総入力本数　75,400 本）

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	地盤情報システムへの地質柱状図等データの入力	データ入力 1,001 本 累計 1,001 本	データ入力 212 本 累計 1,213 本	データ入力 500 本	データ入力 500 本	データ入力 500 本

事業内容・事業効果

【事業内容】

○　事業の経緯

昭和 61 年以降、地盤情報システムへの地質柱状図入力を毎年行っており、特に液状化が懸念される低地部についてデータ量の充実化を図ってきた。

○　事業の現状

区部・多摩のボーリング地質柱状図をデータベース化しており、成果として、各種地盤図、大深度地盤図、液状化予測図などを刊行している。

○　将来の成果予定

地質柱状図等データの入力 100,000 本を達成し、東京の地盤に関する情報を収集、蓄積し、必要に応じて解析・提供できるシステムを構築していく。

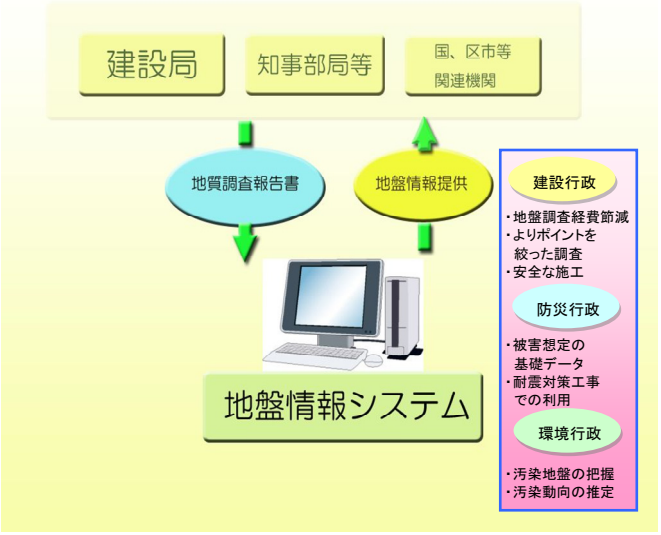

【事業効果】

○　地盤情報データを地盤の液状化の判定等に活用できる。

○　地盤の状態を広く一般に周知させることで、住民の地震に対する防災意識を啓発することができる。

○　庁内における各種事業計画に資する情報として提供活用する。

新規

液状化予測図の修正（建設局・港湾局）

平成 25 年度事業費
５百万円

液状化の予測については、昭和 61 年度及び平成８年度に「東京の液状化予測図」を作成し、東京港埋立地盤では平成２年度に作成しているが、東日本大震災による影響を踏まえ、検討委員会などにおいて検証を経た上で、平成 23～平成 24 年度で液状化予測図の修正を行い、公開する。

現在の状況

○　平成 23 年度末にメッシュ判定法による液状化予測図を庁内関係局に情報提供した。
○　平成 24 年度末に領域判定法による液状化予測図をホームページ等で公表

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　引き続き領域判定法による液状化予測図をホームページ等で公表する。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	修正検討委託等	→	→			
	地質調査	→	→			
	予測図のインターネット公開		→	→	→	→

事業効果

○　建設局等が管理する施設の耐震点検、耐震補強及び建設計画などへ情報を提供する。
○　東京都や都内区市の地震防災対策、耐震対策などへ情報を提供する。
○　一般都民の防災意識を啓発し、情報を提供する。

事業内容

○　平成 23 年３月 11 日の東日本大震災に際しては、都内の一部地域でも液状化が発生したことを踏まえ、新たな知見や新たに実施した地質調査などの成果を用い、また地盤の専門家などの意見も聞きながら、現在の液状化予測図の精度を高めるため、見直しを実施する。

＜平成 23 年度＞
（１）地質調査
（２）メッシュ判定法による液状化予測図の作成
（３）専門アドバイザー委員会の実施
（４）建設局、港湾局で組織する庁内委員会の実施

＜平成 24 年度＞
（１）領域判定法による液状化予測図の作成
（２）インターネット公開などの情報発信
（３）専門アドバイザー委員会の実施
（４）建設局、港湾局で組織する庁内委員会の実施

＜平成 25 年度＞
（１）インターネット公開などの情報発信

【液状化予測図の作成フロー】

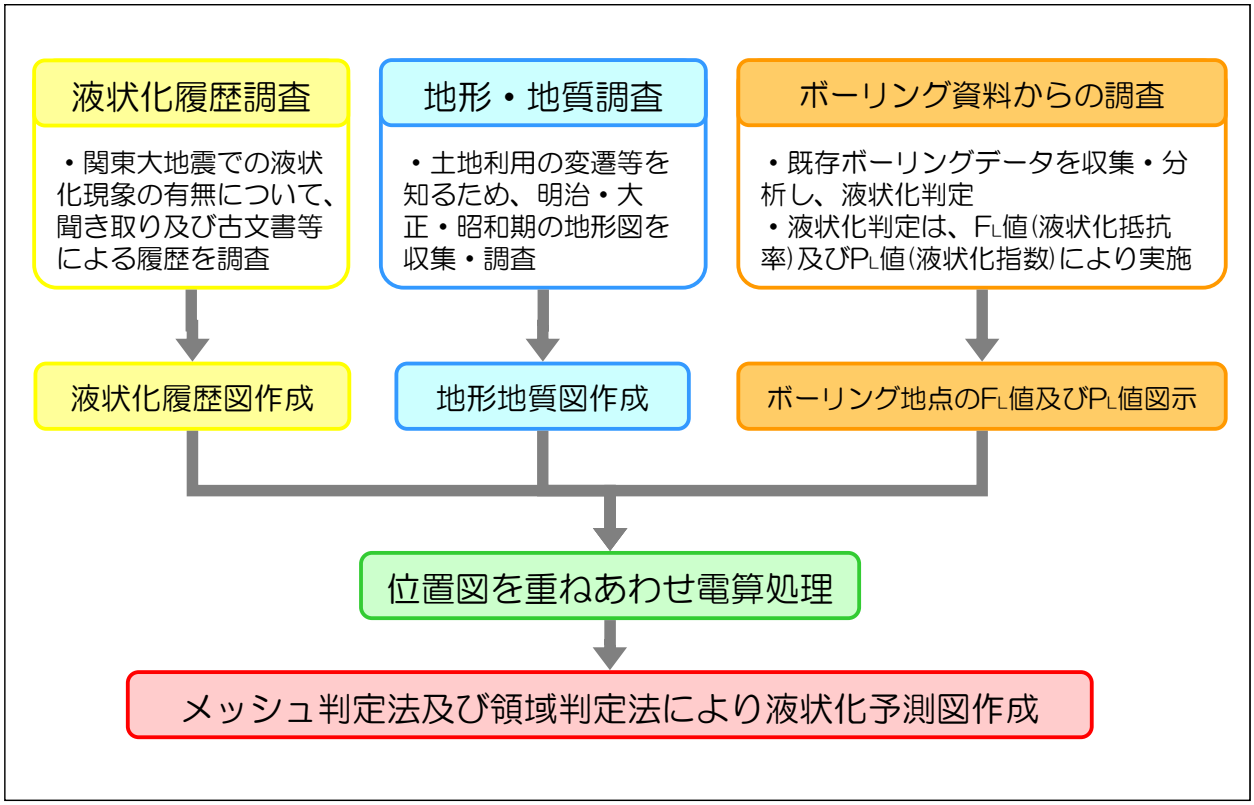

新規

超高層建築物等における長周期地震動対策

（都市整備局）

平成 25 年度事業費
－　百万円

国が超高層建築物等における長周期地震動対策を公表した後、建物所有者等に対し、補強方法の事例等を情報提供することにより、対策が推進するよう支援する。

現在の状況（平成 24 年度末）

○　東日本大震災での地震動では、超高層建築物や免震装置を組み込んだ建物の共振現象が発生し、高層階で大きな揺れが繰り返し発生した。このような揺れを繰り返し受けると、構造部材の接合部に損傷を受け、建築物の使用に影響を与えることになる。この現象は、近年クローズアップされてきたものであり、建設年次の古い建築物などについては対策が必要である。

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　国が建物所有者等に対して長周期地震動対策を要請した後、長周期地震動による被害防止対策や補強事例などをリーフレット等により周知するとともに、設計や施工に関しての相談体制を整備して、建物所有者等が長周期地震動対策を円滑に進めることができるよう支援していく。

○　建物所有者等による長周期地震動対策の実施状況を把握し、所有者等に対策を進めるよう指導していく。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	長周期地震動対策等の周知			国の要請後、随時実施 →		
	長周期地震動対策実施状況の把握			国の要請後、随時実施 →		

特記事項

○　国は、長周期地震動対策の検討用地震動について、東日本大震災の地震動を反映させた見直しを進めている。

事業内容・事業効果

【事業内容】

○　ホームページやリーフレットなどを活用し、長周期地震動対策の重要性について啓発を図るとともに、民間建築物の先進的な補強方法や家具転倒防止対策などについて、建物所有者等に広く情報提供を行う。

○　また、建築設計や施工等の関係団体とともに相談体制を整備し、建物所有者等が対策を進められるよう支援する。

○　さらに、超高層建築物の所在地や建物所有者等の情報を登載した台帳を整備し、長周期地震動対策への対応状況を把握するとともに、未対応となっている建物所有者等に対して、対策を進めるよう指導していく。

【事業効果】

○　建物所有者等は、国の要請に基づき長周期地震動対策を進めていくことになるが、対策を自ら行うためには、建築物への補強や建物内にある什器の移動防止などへの対応方法について、専門的な知識が必要である。しかし、建物所有者等が必ずしもこのような知識を十分に有しているわけではないと考えられるため、対策方法の選択等に時間がかかるなどして対策の実施に遅れが生じることが懸念される。

○　東京都は、このような知識の不足といった原因による対策の遅れを防ぐために、長周期地震動対策の重要性や民間建築物の先進的な補強方法などをホームページやリーフレットにより情報提供することによって建物所有者等を支援し、長周期地震動対策を促進するための指導につなげていく。

○　また、建築設計や施工等の関係団体と連携し、建物所有者等が具体的な対策を進めていく上で、設計や施工について気軽に相談できるような体制を整備することにより、長周期地震動対策を促進することができる。

新規

都庁舎における長周期地震動対策（財務局）

平成 25 年度事業費
4,000 百万円※

※事業費は、平成 32 年度までの総額である。

都庁舎への制振装置の設置により耐震安全性を向上させ、建築物の変形を小さくし大きな揺れを早く収めることで業務の継続を図り、発災後の防災拠点としての機能を確保する。

現在の状況

○　超高層建築物の構造や地震工学などの学識経験を有する専門家で構成する「耐震安全性調査委員会」を設置し、調査・検討を実施（平成 20～22 年度）
○　調査委員会の取りまとめ結果を踏まえ、設備更新工事との整合を図りつつ、制振装置の諸元や配置計画等を具体的に検討し、実施設計に反映させるとともに、建築基準法に基づく大臣認定等を取得（平成 24 年度）

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　平成 26 年度から着工予定の設備更新工事と併せ、制振装置の設置工事に着手する。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	基本設計	→				
	実施設計		→			
	工事発注手続き			→		
	工事				→	→ 平成 32 年度まで

特記事項

○　東京都庁第一・第二本庁舎の設備更新工事と併せ、平成 32 年度までに制振装置の設置工事を完了する。

事業内容・事業効果

【事業内容】

○　東京都庁第一・第二本庁舎において、長周期地震動により階の変形で基準値を上回ると想定される階に制振装置※を設置する。設置については、平成 26 年度から本格着工を予定している設備更新工事に併せて実施するため、空調や照明などの設備機器の配置との整合性を図りつつ、平成 32 年度まで計画的・効率的に実施していく。

制振装置は、一般的によく用いられており、長周期地震動による繰返し変形に対して性能が安定し、中小地震にも効果が期待できるオイルダンパーを採用することとしている。

≪制振装置の数≫　第一本庁舎 94 か所・第二本庁舎 61 か所

※　制振装置は、建物の揺れのエネルギーを吸収し、揺れを小さくするとともに、揺れの時間を短くすることができる。

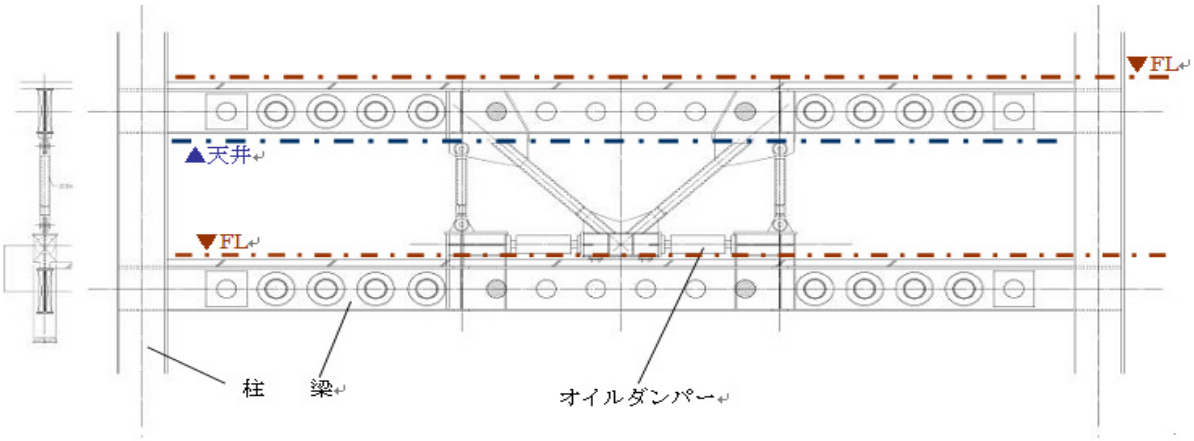

図：制振装置（上下階の床梁間に設置）

写真：執務室内における制振装置の設置イメージ

【事業効果】

○　制振装置の設置により耐震安全性を向上させ、建物の変形を小さくし大きな揺れを早く収めることで業務の継続を図る。大地震発生後、構造体を補修することなく都庁舎を安全に使用することができ、一部業務の継続に支障をきたす仕上げ材の一部脱落・損傷や設備配管の損傷なども生じることなく、防災拠点としての機能が確保される。

火気使用設備・器具、電気器具等の安全化の推進

（東京消防庁）

平成 25 年度事業費
0.6 百万円

火災予防条例は、火気使用設備・器具への対震安全装置等の設置及び対震安全装置の設置義務のある火気使用設備・器具の設置工事又は修理を業として行う者への知識・技術の習得（石油機器技術管理講習の受講）を義務付けている。これらの適切な維持管理等についての指導を推進し、地震時の出火防止を実現する。

また、震災時には、停電復旧に伴う再通電時の火災発生が危惧されることから、地震時に通電を遮断する「感震安全装置付き配線器具」の普及促進を行い、火災発生件数の低減を図る。

現在の状況（平成 24 年度末）

○　使用検査時等に、火気使用設備・器具への対震安全装置の設置等を確認するなど、適切な維持管理等について指導及び検査を実施している。
○　石油機器技術管理講習の日程等について東京都公報へ掲載するとともに、各消防署にポスター等を掲示している。
○　消防同意時の確認申請書の副本に添付する「火災予防通知書」に、感震安全装置付きの配線器具の使用に努めるよう記載し、防火対象物の関係者に対する普及を図っている。

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　使用検査時等に、対震安全装置の設置等を確認するなど、火気使用設備・器具の適切な維持管理等について指導することにより、地震時の被害を最小限にとどめる。
○　石油機器技術管理講習の日程等について東京都公報へ掲載等を行い、都民に広く周知する。
○　消防同意時の確認申請書の副本に添付する「火災予防通知書」に、感震安全装置付きの配線器具の使用に努めるよう記載し、継続した普及活動を行う。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	対震安全装置の設置等の指導	対震安全装置の設置等の指導	→	→	→	→
	石油機器技術管理講習の周知	石油機器技術管理講習の周知	→	→	→	→
	消防同意の機会を捉えた、感震安全装置付きの配線器具の普及	消防同意の機会を捉えた普及活動の実施	→	→	→	→

事業内容・事業効果

【事業内容】

○　使用検査時等に、火気使用設備・器具への対震安全装置の設置等を確認するなど、適切な維持管理等について指導及び検査を実施する。
○　石油機器技術管理講習の日程等について東京都公報へ掲載すると共に各消防署にポスター等を掲示する。
○　感震機能付き分電盤及び感震機能付コンセントなど、地震の揺れを感知して自動的に電源を切る機能が付いた配線器具の普及促進
（１）　消防同意時に、感震安全装置付きの配線器具の使用に努めるよう記載し、器具の普及を促進する。
（２）　消防同意前の相談時に、相談者に対して感震安全装置付きの配線器具を設置するよう指導

使用検査・・建築物を使用開始する際に、消防法等への適合状況を現地で確認する検査のこと。
消防同意・・建築物の新築・増築等を行う際に、消防法等への適合状況を図面上で確認する審査のこと。

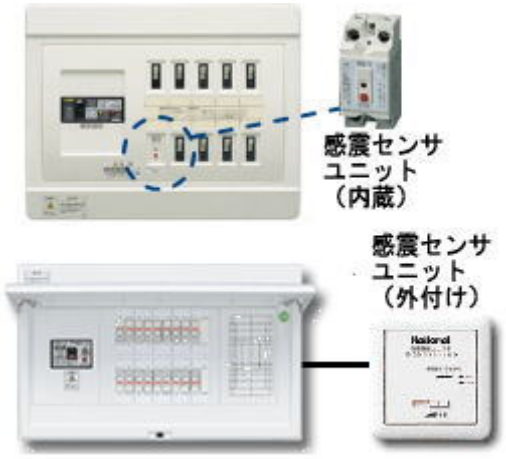

【感震機能付分電盤（例）】

【事業効果】

○　使用検査時等に、火気使用設備・器具への対震安全装置の設置等を確認するなど、適切な維持管理等について指導及び検査を実施することにより、地震時の出火防止を図ることができる。
○　石油機器技術管理講習の周知により、受講義務者が知識・技術を習得し、火災予防条例に適合した状態で火気使用設備・器具が設置され、地震時の出火防止を図ることができる。
○　消防同意時又は消防同意前に設置指導することにより、感震安全装置付きの配線器具の存在を知らなかった都民及び工事関係者が工事着工前に知ることができ、普及促進することができる。

住宅防火における被害低減対策の推進（東京消防庁）

平成 25 年度事業費
10 百万円

住宅用火災警報器の基準どおりの設置を促進するとともに、機器の維持管理・交換時期についても周知していく。
また、住宅火災による死者発生要因を分析し、対策を検討するとともに、住宅用防災機器等の改良・普及方策に反映させる。

現在の状況

○　住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）が未設置・一部設置のみの住宅が存在している。
○　今後、住警器の維持管理不適により肝心な時に作動しないケースが懸念される。
○　住宅火災による死者は、自損行為による死者を除いて火災全体の 9 割近くを占めている。
○　住宅用防災機器等の改良・普及方策等について総合的に検討していく必要がある。

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　住宅用火災警報器未設置住宅への設置促進及び設置住宅に対する維持管理方法の周知
○　関係業界と連携した住宅用防災機器等の普及率の向上
○　住宅火災による死者発生状況の分析及び、更なる死者発生防止対策の推進

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	住警器未設置住宅に対する早期設置促進	ポスター 3 万 7 千枚 ステッカー 1 万 5 千枚 リーフレット 214 万部 関係業界との連携	設置率の維持・向上	基準どおりの設置促進	→	→
	住警器の適切な維持管理の啓発		住警器メンテナンスカード 10 万部	住警器メンテナンスカード 10 万部	→	→
	住宅防火への意識付け		リーフレット 76 万部	リーフレット 40 万部	→	→
	住宅用防災機器の普及促進		リーフレット 75 万部 関係業界との連携	リーフレット 40 万部 関係業界との連携	→	関係機関と連携した自動消火装置等の普及促進

事業内容・事業効果

【事業内容】

○ 住警器未設置又は一部設置の住宅に対しては、各種イベント等を通じた広報活動、防火防災診断等により有効性を確認してもらい、基準どおりの設置を促進する。

○ 住警器設置済み住宅に対しては、電池や本体の交換が多くなる時期等を捉え、業界団体との連携や、平成 24 年度に作成したメンテナンスカード等の活用により、自主的な維持管理についての重要性と必要性を認識できるよう啓発する。

○ 住宅火災の三大出火原因（たばこ・ストーブ・こんろ）に着目した広報活動により、防火対策への意識付けを推進する。

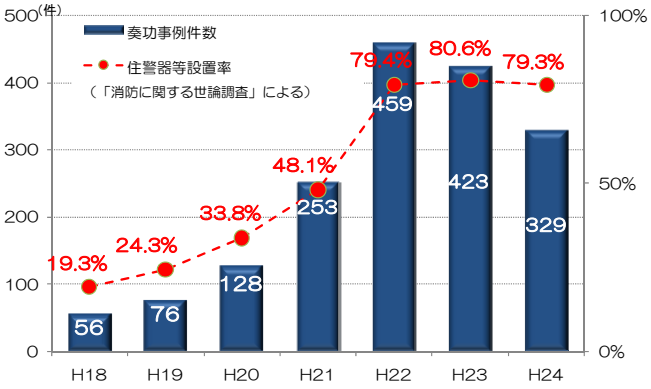

住警器の奏功事例と設置率の推移

○ 住宅火災の死者発生状況の分析を継続して行い、東京都住宅防火対策推進協議会等を活用して死者低減対策を検討する。特に、自動消火装置や住警器と連動して光や振動で火災を知らせる警報装置といった、より高い効果が期待される住宅用防災機器の普及についての検討を重点的に行う。防炎品や消火器をはじめとする既存の住宅用防災機器等についても、関係機関等と連携して普及促進を図る。

主な住宅用防災機器等

住宅用消火器

エアゾール式簡易消火具

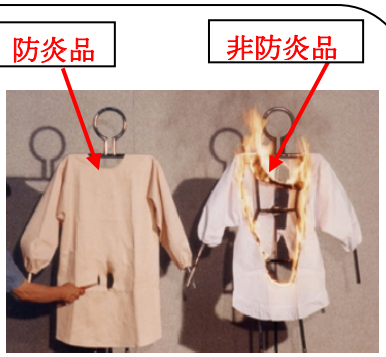

防炎品の比較対象実験

【事業効果】

○ 住警器の基準どおりの設置を促進し、火災の早期発見により死者の低減が図られる。

○ 住警器本体の交換時期等について周知し、住警器の適正な維持管理による効果を維持する。

○ 住宅火災の出火原因（たばこ・ストーブ・こんろ）に着目した死者発生原因を分析し、具体的な死者低減方策を推進する。

○ 関係機関や関係業界と連携した効果的な住宅用防災機器等の普及促進を図り、住宅火災による死者発生の低減を図る。

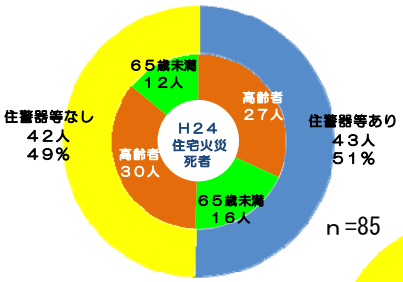

住警器設置有無別死者数

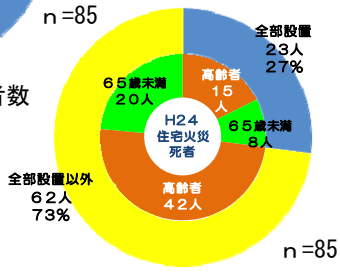

住警器全部設置と一部設置・未設置別死者数

消防水利の整備・確保（東京消防庁）

平成 25 年度事業費
291 百万円

震災時の同時多発火災及び市街地大火に対応するため、耐震性を有する防火水槽の整備をはじめ、深井戸や低水位河川等を活用した新たな水利確保策を積極的に推進するとともに、東京都、区市町村及び関係機関等と連携して水利の開発・確保を推進する。

現在の状況（平成 24 年度末）

○　メッシュ整備基準　充足率 97.8%（不足メッシュ 239）
○　巨大水利メッシュ整備基準　充足率 96.9%（不足メッシュ 39）

※　平成 24 年 3 月東京都の地震時における地域別延焼危険度測定（第８回）の結果を踏まえ、平成 24 年 6 月、震災時水利整備基準に基づく整備に必要な水量等の見直しを行った。

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　木造住宅密集地域を重点とした水利不足地域の水利不足を解消し、充足率を向上させる。
- 耐震性の防火水槽を整備
- 震災時多機能型深層無限水利（深井戸）を整備
- 消防水利開発補助金を活用した民間の防火水槽等を確保

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	防火水槽整備	18 基	12 基	12 基	12 基	12 基
	深井戸	0 基	2 基	1 基	1 基	1 基
	消防水利開発補助金	3 基	4 基	4 基	4 基	4 基
	簡易堰止め資材	23 基（整備完了）	―	―	―	―

事業内容・事業効果

【事業内容】

○　河川等の無限水利が期待できない地域において、地下水の利用が可能となる震災時多機能型深層無限水利（深井戸）を整備する。消火用水としてのほか、生活用水としても活用できることから、区市町村と連携して整備を推進する。
○　水利不足地域を中心に、公園等の整備に併せた公共用地等への防火水槽の設置を継続する。また、消防水利開発補助金を有効に活用して民間による防火水槽等の設置を促進するとともに、用地確保に向けて各区市町村に対し、より実効性の高い指導要綱や条例の規定を働きかけるなど積極的な協議を行う。

メッシュ整備基準における不足地域

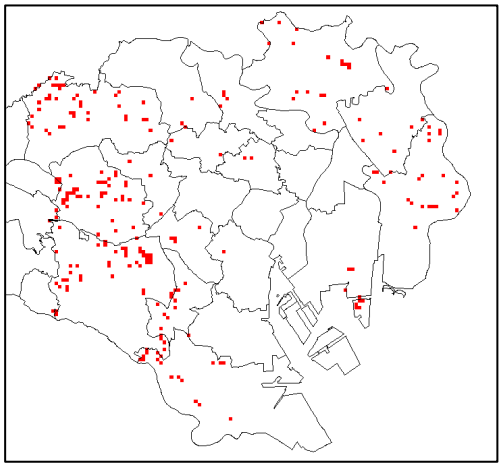

不足メッシュ　239

巨大水利メッシュ整備基準における不足地域

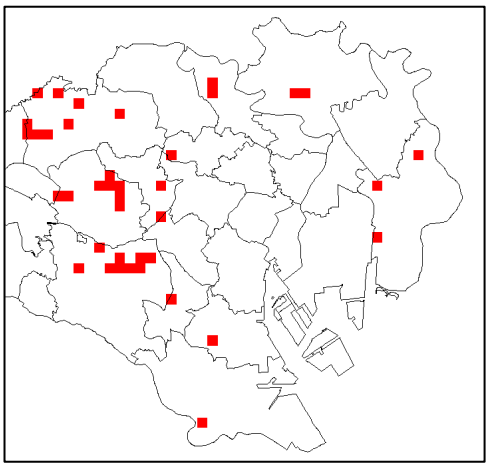

不足メッシュ　39

＊　震災時の同時多発火災及び市街地大火を想定し、管内をそれぞれ一辺が 250 メートル（メッシュ整備基準）及び 750 メートル（巨大水利メッシュ整備基準）に区分し消防水利を整備している。

防火水槽の設置状況

震災時多機能型深層無限水利（深井戸）

【事業効果】

○　消防水利の不足する地域に、耐震性を有する防火水槽や深井戸を整備し、震災時の同時多発火災及び市街地大火による被害を軽減する。

新規

経年防火水槽の再生（東京消防庁）

平成 25 年度事業費
320 百万円

緊急輸送道路以外の道路下の経年防火水槽に新たな補強工事を施し、震災時において活用可能な防火水槽として再生させることにより、被害の軽減を図る。

現在の状況

○　特別区内において、一般道路下の経年防火水槽について、補強工事を施し、耐震力を保持した防火水槽として再生させた。
　経年防火水槽の再生　45 基（平成 25 年３月末）

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　経年防火水槽の再生　240 基

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	経年防火水槽の再生	4 基	41 基	65 基	65 基	65 基

特記事項

○　平成 32 年度までに 589 基整備、平成 33 年度までに全 653 基の整備完了を予定している。

事業内容・事業効果

【事業内容】
○　緊急輸送道路下にあった経年防火水槽は、道路の機能確保を優先し、補強工法の調査委託結果に基づき、平成 23 年度までに埋め戻しを完了した。
○　一方、緊急輸送道路以外の道路下にある経年防火水槽 653 基については、耐震力を保持するための補強を施すことで今後も活用できるように再生する。

【事業効果】
○　経年防火水槽が震災時においても、甚大な被害を及ぼすことなく使用できる防火水槽として再生され、震災時の消防水利が確保される。

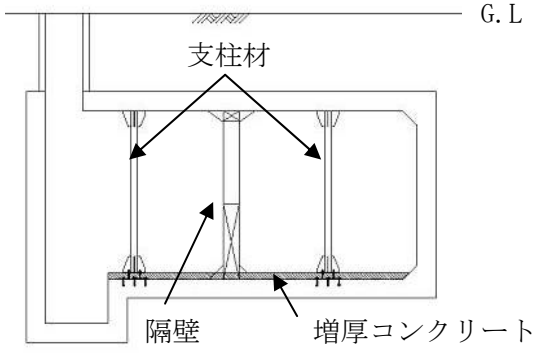

再生された経年防火水槽内部

危険物施設、危険物運搬車両の安全化（東京消防庁）

平成 25 年度事業費
15 百万円

地震に伴う災害の発生と拡大を防止するため、危険物施設や化学薬品等を取り扱う事業所に対して、ハード、ソフトの両面から震災対策を指導、検査することにより、危険物施設の総合的な防災体制を充実させていく。

危険物を積載したタンクローリーやトラックは、大規模な地震が発生した場合、転倒や衝突により火災の発生や周囲への延焼拡大の要因となるおそれがある。このため、検査時に危険物を輸送する車両の所有者等や運転者に、消防関係法令の遵守、点検の励行及び地震発生時の対応要領を確認、指導することにより、地震災害の未然防止を図る。

現在の状況

○　完成検査及び下記以外の立入検査による指導実施件数：5,450 件
○　移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両の立入検査を 700 件実施した。

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　完成検査及び下記以外の立入検査等により各年度 6,000 の事業所に指導を実施する。
（３か年の計画数：18,000 件）
○　移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両の立入検査を各年度 700 件実施する。
（３か年の計画数：2,100 件）

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	完成検査及び立入検査等の機会における安全対策指導	4,819 件	5,450 件	6,000 件	継続	
	移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両立入検査実施件数	696 件	700 件	700 件	継続	

特記事項

※　立入検査とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 16 条の 5 に規定する立入検査をいう。

事業内容・事業効果

【事業内容】

○　危険物施設等の総合的な防災体制の充実

安全対策指導		立入検査等		危険物施設の安全化
・震災対策の見直し ・設備の耐震化への指導 ・貯蔵取扱方法の安全化 ・防災資器材の整備 ・事業所間の相互応援体制の確立 ・自主保安管理体制の強化	＋	・不備欠陥事項の指摘 ・指摘事項の是正	⇨	・自主保安管理体制の確立 ・防災資器材の充足 ・実験施設等化学薬品を扱う施設での出火防止

○　危険物を積載したタンクローリーやトラックが移送又は作業中に、大規模な地震が発生した場合

⇨ 車両の転倒や衝突による火災の発生、延焼拡大の要因

安全対策指導
- ①日常点検の励行
- ②運転手の教育・訓練等
- ③事故発生時及び地震時における適正な初動措置
- ④警戒宣言発令時の対応要領

⇩

災害の未然防止

・　事業者が取り扱う化学薬品のうち、危険有害性を有する製品を運搬する車両について「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード）」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。

【事業効果】

○　出火危険の高い危険物等を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設等に対して、各種震災対策のほか、個々の危険物施設ごとに安全対策の指導を進めることで、地震災害の未然防止が図られるとともに、火災や危険物の漏えい等が発生した際にも被害を最小限に抑えることができる。

○　都市における危険物を積載したタンクローリーやトラックは、建物密集地や混雑した道路を走行していることから、危険物運搬車両等の所有者等に危険物運搬車両等による災害の重大性を認識させることにより、災害の未然防止及び事故発生時の適切な対応が図られる。

高圧ガス施設及び火薬類貯蔵施設等の安全化（環境局）

平成 25 年度事業費
－　百万円

高圧ガス施設及び火薬類の貯蔵施設等を所有する事業者に対して災害を防止するため、高圧ガス保安法及び火薬類取締法に基づき、継続的に規制・指導を行う。

事業目標・事業内容・事業効果

○　高圧ガス施設（高圧ガス等貯蔵施設等）の規制・指導

高圧ガス・LP ガスは、工業分野から生活関連分野まで広い分野で利用されている。しかし、高圧であることの危険性に加え、毒性や可燃性という危険な性質も有している。

また、LP ガスは一般家庭でも広く使用されているため、災害発生時には、ガスの漏えい等、二次災害を誘発するおそれがある。そこで、販売事業者等に対して規制・指導を行うことにより、高圧ガス等貯蔵施設における安全基準が維持され、震災時におけるガス等による災害の防止及び減少が期待できる。

高圧ガス保安法関係対象事業所数（平成 24 年３月末）

事業所名	規制態様	合計	内訳								
			一般ガス			冷凍ガス			ＬＰガス		
			23区島しょ	多摩	計	23区島しょ	多摩	計	23区島しょ	多摩	計
第一種製造事業所	許可	1,014	98	73	171	629	99	728	68	47	115
第二種製造事業所	届出	7,591	780	317	1,097	5,031	1,447	6,478	9	7	16
第一種貯蔵所	許可	133	81	36	117	0	0	0	6	10	16
第二種貯蔵所	届出	1,047	786	228	1,014	0	0	0	27	6	33
販売所	届出	9,648	2,409	516	2,925	4,525	475	5,000	1,285	438	1,723
登録容器検査所	登録	177	131	45	176	0	0	0	0	1	1
特定高圧ガス消費事業所	届出	144	82	47	129	0	0	0	2	13	15
合計		19,754	4,367	1,262	5,629	10,185	2,021	12,206	1,397	522	1,919

○　火薬類の貯蔵施設等の規制・指導

火薬類を製造する段階から火薬類の消費・廃棄まで、火薬類を取り扱う事業者に対する規制・指導を行うことにより、震災時の火薬類による災害を防止する。

火薬類関係事業所数（平成 24 年３月末）

区分	規制態様	合計	内訳	
			23 区・島しょ	多摩
火薬類販売所	許可	300	260	40
火薬庫	許可	128	18	110
火薬庫外貯蔵施設	指示	390	308	82
合計		818	586	232

新規

災害時における高圧ガスの保安及び活用の促進

（環境局）

平成 25 年度事業費
13 百万円

「高圧ガス施設の安全性確保」及び「非常時の LPG 活用のあり方」の検討結果を踏まえ、高圧ガス施設の安全性確保のため、施設へ専門家を派遣して個別の事業所ごとの新たな被害想定を周知し耐震性能の現地確認を行うとともに、各事業所が作成している防災計画が適正かつ確実に作成されていることを確認するため、再点検及び提出を促す。

また、災害時における LPG の有効活用のため、具体的な仕組みづくりを行う。

現在の状況（平成 24 年度末）

○　調査及び検討会により「高圧ガス施設の安全性確保」及び「非常時の LPG 活用のあり方」を取りまとめた。

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　震災等の発生に備え、自主保安による高圧ガス施設の安全性確保の促進

○　震災等非常時のエネルギー源の一つとして LPG を有効活用できる体制の構築

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	調査・検討		→			
	耐震設計確認			→	→	→
	防災計画確認			→		
	LPG しくみづくり			→		

事業内容・事業効果

【事業内容】

■　災害時における高圧ガスの保安及び活用の検討

○　「高圧ガス施設の安全性確保」の検討

検討に必要な情報の収集・分析を調査し、調査結果を踏まえ、学識経験者、関係事業者団体及び行政の関係者からなる検討会で検討を行う。

○　「非常時の LPG 活用のあり方」の検討

＜調査＞　（平成 24 年度）

○　「高圧ガス施設の安全性確保」

・　過去の震災における高圧ガス施設の被害状況実態調査
・　高圧ガス施設の震災対策に関する国の動向調査

○　「非常時の LPG 活用のあり方」

・　過去の震災における LPG の活用実態調査
・　災害時 LPG 需要量及び供給量、供給調整方法調査　　等

＜検討会における検討＞

○　高圧ガス施設の安全性確保　（平成 24 年度）

・　高圧ガス施設の安全対策

○　災害時における LPG の有効活用　（平成 24 年度）

・　事業者間の相互支援体制の強化（他地域の事業者を含む。）
・　事業者団体等との災害時対応に関する協定の締結等（他地域の事業者団体を含む。）

＜耐震設計基準確認委託（専門家派遣等）＞

・　高圧ガス施設の安全性確保のため、施設へ専門家を派遣し、個別の事業所ごとの新たな被害想定を周知し、耐震性能の現地確認を行う。（平成 25～27 年度）

＜防災計画指針の見直し＞

・　現行の防災計画指針を見直す。（平成 25 年度）

＜防災計画確認調査＞

・　各事業所が作成している防災計画が適正かつ確実に作成されていることを確認するため、再点検及び提出を促す。（平成 25 年度）

【事業効果】

○　自主保安による高圧ガス施設の安全性確保が促進される。
○　震災等非常時のエネルギー源の一つとして LPG を有効活用できる体制を構築する。

毒物・劇物保管管理施設の安全化（福祉保健局）

平成 25 年度事業費
－　百万円

大地震が発生した場合、毒物・劇物の飛散、漏れ等で二次的災害が発生するおそれがあることから、東京都では、毒物・劇物取扱施設への立入調査時や講習会において、保管庫の転倒防止や個々の薬品の落下防止などを指導し、地震発生時の毒物・劇物による被害の軽減化を図る。

現在の状況

○　平成 23 年度上半期までに全施設（約 7,000 施設）への立入検査を完了
○　毎年３回の講習会を実施（平成 24 年度末時点で累計 15 回）

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　平成 27 年度までに東京都が管轄する全ての毒物・劇物取扱施設への２回以上の立入調査と、毎年３回の講習会を実施する。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	立入検査の実施	立入１回目 500 件の立入を実施 立入２回目 1,000 件の立入を実施	1,500 件の立入を実施	1,500 件の立入を実施	1,500 件の立入を実施	全施設へ２回以上の立入を完了
	講習会の開催	３回の講習会を開催	３回の講習会を開催	３回の講習会を開催	３回の講習会を開催	３回の講習会を開催

事業内容・事業効果

【事業内容】
○　都内の毒物劇物製造業者・輸入業者、特定毒物研究者・使用者、特別区内を除く毒物劇物販売業者、業務上取扱者に対する毒物及び劇物取締法に基づく立入調査を実施して指導する。

○　都内の毒物劇物製造業者・輸入業者、特定毒物研究者・使用者、特別区内を除く毒物劇物販売業者、業務上取扱者を対象に講習会を実施して指導する。

【事業効果】
○　震災時の毒物・劇物による被害の軽減化を図る。

新規

震災時の化学物質対策（環境局）

平成 25 年度事業費
－　百万円

化学物質取扱事業者が参考とすべき日常の自主的管理や震災発生時の対応を取りまとめた震災対策マニュアルを作成し、現行の化学物質適正管理制度を活用するとともに、関係機関と連携することにより、大規模震災が発生した際の化学物質による環境汚染を抑えていく。

現在の状況（平成 24 年度末）

○　化学物質取扱事業所の実態調査の結果を基に、化学物質を取り扱う事業者のための震災対策マニュアルを作成
○　現行の化学物質適正管理制度を震災時の管理手法として活用する方策、関係機関との連携の在り方を検討中

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　化学物質を取り扱う事業者が、震災に備えた日常的な防災対策を行い、震災時の緊急的な対応策を作成
○　化学物質取扱事業所で発生する震災時の事故に的確に対応できるよう化学物質に係る情報を関係機関と共有

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	化学物質取扱事業所の実態調査		→			
	震災対策マニュアルの作成		→			
	化学物質適正管理制度の活用			→	マニュアルの周知浸透	→
	関係機関との連携			→	情報の共有	→

事業内容・事業効果

【事業内容】

○　被災地及び都内で化学物質を取り扱う事業所の実態調査を実施
　震災対策マニュアルを作成する際の基礎資料とするため、化学物質を取り扱う事業所の現地ヒアリング等を実施し、各事業所で行われている震災対策や、東日本大震災等の震災時に実施した緊急対応について調査を実施した。

○　「化学物質を取り扱う事業者のための震災対策マニュアル」の作成
　首都直下地震等を想定し、化学物質を取り扱う事業者向けに、東日本大震災の教訓を踏まえた日常的な防災対策や震災発生時における緊急対応策を取りまとめたマニュアルを作成した。
　マニュアルは、都内の大部分を占める小規模の事業所でも取り組みやすいソフト的な対策を中心に取りまとめ、また、化学物質を取り扱う事業所の実態調査の結果を対策に反映した。

＜対策の事例＞

落下防止対策

防災用品の常備

○　化学物質適正管理制度の活用
　都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の化学物質適正管理制度を活用し、化学物質取扱事業者にマニュアルを周知浸透する。

○　関係機関との連携
　化学物質取扱事業所で発生する震災時の事故に的確に対応できるよう、化学物質に関する情報を消防機関等と共有する。

【事業効果】

○　化学物質を取り扱う事業所について、日常管理を通じた減災力の強化を図ることができる。

○　震災時の化学物質による被害の最小化及び二次災害の防止を図ることができる。

新規

ポリ塩化ビフェニル廃棄物識別表示（環境局）

平成 25 年度事業費
－　百万円

震災に備え、トランス等 PCB 廃電気機器が流出し災害廃棄物に混入した場合でも、迅速に PCB 廃棄物であることが確認できるよう、都内の事業者が保管・使用している PCB 含有機器を対象に PCB 識別ステッカーを貼付する。
また、ステッカーの貼付状況を確認するとともに、保管状況を調査し、PCB 廃棄物の適正な保管管理に関する普及啓発を図る。

現在の状況

○　ステッカー作成（10 万枚）
○　ステッカー配布（75,000 枚）
○　ステッカー貼付状況調査（8,000 事業所　平成 25 年２月～３月）

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　震災時における PCB 廃棄物の迅速な判別
○　誤廃棄等による生活環境への影響の防止
○　PCB 機器の保管状況等の区市町村への情報提供

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	ステッカー作成 配布		10 万枚作成 75,000 枚配布	→	→	→
	貼付状況調査		8,000 事業所			
	PCB 機器の保管状況等の情報提供			→	→	→

特記事項

○　ステッカー貼付状況調査については、平成 24 年度緊急雇用創出事業として実施

事業内容・事業効果

【事業内容】
○　PCB 含有機器ステッカーを作成し、配布

【事業効果】
○　トランス、コンデンサ等に PCB 含有機器ステッカーを貼付することにより、誰もが一目で PCB 廃棄物であることが把握でき、災害廃棄物との容易な分別作業が可能となる。
また、誤廃棄等が防止され、PCB 流出による生活環境へのリスクの低減を図ることができる。

放射線使用施設の安全対策（福祉保健局）

平成 25 年度事業費
－　百万円

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 25 条に基づく立入検査により医療機関に対して震災発生時の対応マニュアルの整備と研修の実施状況の確認などの各種の震災対策の指導を行う。

現在の状況（平成 24 年度末）

○　医療機関に対する立入検査及び指導を継続実施

計画期間中の目標（平成 27 年度末）

○　平成 27 年度までに、医療機関における震災時の管理体制の整備を徹底する。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	立入検査及び指導の実施	全ての病院（105 施設）に対して実施	全ての病院（106 施設）に対して実施	継続実施	継続実施	病院における震災時の管理体制の一定程度の整備

事業内容・事業効果

【事業内容】

＜対象施設＞
放射性同位元素を使用している医療機関

立入検査の実施

＜震災対策の確認と指導＞
① 震災発生時の対応マニュアルの整備と研修の状況
② 通報連絡網の定期的な見直し
③ 測定器の校正と整備、研修

＜検証＞
上記対応を通して各医療機関の課題となる施設を特定して、その対策をマニュアルや研修に反映して管理体制を強化する。

【事業効果】

○　立入検査時に震災時の対応の内容について、医療機関に確認し整備を徹底することにより、震災対策の周知徹底が図られる。
○　各医療機関が素早く立入制限を行うことにより、都民の放射線被ばくを最小限にとどめることが可能となる。